



稲城市告示第120号

令和7年第4回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和7年11月19日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和7年11月26日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和 7 年第 4 回稲城市議会定例会 議案目録

< 条 例 >

- 第 6 6 号議案 稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
- 第 6 7 号議案 稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 8 号議案 稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 9 号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 0 号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例
- 第 7 1 号議案 稲城市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 7 2 号議案 稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 3 号議案 稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 4 号議案 稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 5 号議案 稲城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 6 号議案 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第 7 7 号議案 稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

< 補正予算 >

- 第 7 8 号議案 令和 7 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 9 号議案 令和 7 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 0 号議案 令和 7 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 8 1 号議案 令和 7 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

第 8 2 号議案 令和 7 年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 8 3 号議案 令和 7 年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 2 号）

<そ の 他>

第 8 4 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業区域における電線共同溝路線指定関係・5 路線）

第 8 5 号議案 稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1 路線）

第 8 6 号議案 稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・1 路線）

第 8 7 号議案 稲城市道路線の廃止について（多摩都市計画道路 7・5・3 号宿榎戸線新設整備事業関係・1 路線）

第 8 8 号議案 稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定について

第 8 9 号議案 稲城市松葉集会所の指定管理者の指定について

第 9 0 号議案 稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定について

第 9 1 号議案 稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定について

第 9 2 号議案 稲城市福祉センターの指定管理者の指定について

第 9 3 号議案 稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定について

第 9 4 号議案 稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について

第 9 5 号議案 坂浜地区の一部における住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

第 9 6 号議案 坂浜地区の一部における町の区域の新設及び字の区域の変更について

第 9 7 号議案 矢野口・東長沼・百村地区の一部における町の区域の新設及び字の区域の変更について

第66号議案

稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件等を問わず、保育所等において適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子育てについての情報の提供等を行う乳児等通園支援事業を実施するにあたり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、稲城市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、稲城市（以下「市」という。）における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児（法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定める者を除く。）をいう。
- (2) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者（法第6条の3第23項に規定する内閣府令で定める者を除く。）をいう。
- (3) 乳幼児 乳児又は幼児をいう。
- (4) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (5) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認

において定める利用定員をいう。以下同じ。)の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段

		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同

		号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理

大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係

る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第66号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例		
【概 要】			
本案は、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件等を問わず、保育所等において適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子育てについての情報の提供等を行う乳児等通園支援事業を実施するにあたり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、稲城市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるため、稲城市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例を制定するものです。			
【内 容】			
○ 第1条（趣旨） この条例の趣旨について規定します。			
○ 第2条（定義） 用語の意義について規定します。			
○ 第3条（最低基準の目的） 最低基準を定める目的について規定します。			
○ 第4条（最低基準の向上） 最低基準に係る市の責務について規定します。			
○ 第5条（最低基準と乳児等通園支援事業者） 最低基準に係る乳児等通園支援事業者の責務について規定します。			
○ 第6条（乳児等通園支援事業者の一般原則） 乳児等通園支援事業者が遵守すべき一般原則について規定します。			
○ 第7条（乳児等通園支援事業者と非常災害） 乳児等通園支援事業者の非常災害に対する設備等に係る基準について規定します。			
○ 第8条（安全計画の策定等） 乳児等通園支援事業者の定める乳児等通園支援事業所における安全計画に係る基準について規定します。			

○ 第9条（自動車を運行する場合の所在の確認）

乳児等通園支援事業者が、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する際の基準について規定します。

○ 第10条（乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件）

乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件について規定します。

○ 第11条（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等に係る基準について規定します。

○ 第12条（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

乳児等通園支援事業所に他の社会福祉施設等を併設する際の、設備及び職員に係る基準について規定します。

○ 第13条（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

乳児等通園支援事業者の利用乳幼児の平等取扱いの原則について規定します。

○ 第14条（虐待等の防止）

乳児等通園支援事業所の職員の利用乳幼児への虐待等の禁止について規定します。

○ 第15条（衛生管理等）

乳児等通園支援事業者の衛生管理等に係る基準について規定します。

○ 第16条（食事）

乳児等通園支援事業者の食事の提供に係る基準について規定します。

○ 第17条（乳児等通園支援事業所内部の規程）

乳児等通園支援事業者が定める運営規程に設けるべき事項について規定します。

○ 第18条（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

乳児等通園支援事業所に整備すべき帳簿について規定します。

○ 第19条（秘密保持等）

乳児等通園支援事業所の職員の守秘義務等について規定します。

○ 第20条（苦情への対応）

乳児等通園支援事業者の苦情対応に係る措置について規定します。

○ 第21条（乳児等通園支援事業の区分）

乳児等通園支援事業の区分について規定します。

○ 第22条（設備の基準）

一般型乳児等通園支援事業所の設備に係る基準について規定します。

○ 第23条（職員）

一般型乳児等通園支援事業所における職員の配置に係る基準について規定します。

○ 第24条（乳児等通園支援の内容）

一般型乳児等通園支援事業で提供すべき支援の基準について規定します。

○ 第25条（保護者との連絡）

一般型乳児等通園支援事業を行う者は、保護者と密接な連絡を取るべき旨を規定します。

○ 第26条（設備及び職員の基準）

余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の配置に係る基準について規定します。

○ 第27条（準用）

余裕活用型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容及び保護者との連絡に係る基準については、一般型乳児等通園支援事業の基準を準用する旨を規定します。

○ 第28条（電磁的記録）

乳児等通園支援事業者及びその職員が作成する記録等は、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨を規定します。

○ 第29条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める旨を規定します。

【施行期日】

この条例は、公布の日から施行します。

第67号議案

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正を踏まえ、稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年稲城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第67号	担 当 課	選挙管理委員会事務局
件 名	稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）による公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の改正を踏まえ、稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年稲城市条例第17号）の一部を改正するものです。

【改正内容】

- 第8条（ビラの作成の公費負担額及び支払手続）及び第11条（ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

選挙運動のためのビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を次のとおり改定します。

項目	公費負担の限度額		備考
	改正後	現行	
ビラの作成	8 円38銭	7 円73銭	1 枚当たり
ポスターの作成（印刷費）	586円88銭	541円31銭	1 枚当たり

【施行期日等】

この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。

稲城市議会議員及び稲城市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の新旧対照表

新	旧
(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>を限度とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 (ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を超える場合は、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。	(ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>を限度とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 (ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を超える場合は、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

第68号議案

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

一般社団法人稲城市中小企業勤労者福祉サービスセンターに職員を派遣できることとする等のため、稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例（平成14年稲城市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(8) 一般社団法人稲城市中小企業勤労者福祉サービスセンター

第4条中「住居手当」の次に「、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第68号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、一般社団法人稲城市中小企業勤労者福祉サービスセンターに職員を派遣できることとする等のため、稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例（平成14年稲城市条例第9号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第2条（職員の派遣） 職員の派遣先となる公益的法人について、一般社団法人稲城市中小企業勤労者福祉サービスセンターを追加します。 ○ 第4条（派遣職員の給与） 派遣職員に支給することができる手当を追加します。 【施行期日】 この条例は、令和8年4月1日から施行します。			

稲城市職員の公益的法人への派遣に関する条例の新旧対照表

新	旧
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(7) …… (略) <u>(8) 一般社団法人稲城市中小企業勤労者福祉サービスセンター</u> 2・3 …… (略) (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当</u>、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(7) …… (略) 2・3 …… (略) (派遣職員の給与) 第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

第69号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高橋 勝浩

（提案理由）

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表1中「100分の122.5」を「100分の123.75」に、「100分の102.5」を「100分の103.75」に、「100分の92.5」を「100分の93.75」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の123.75」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の103.75」に、「100分の60」を「100分の61.25」に、「100分の92.5」を「100分の93.75」に改める。

第19条第2項中「100分の120」を「100分の121.25」に、「100分の140」を「100分の141.25」に、「100分の150」を「100分の151.25」に、「100分の57.5」を「100分の58.75」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

別表第1 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から149の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	196,400	251,600	272,700	325,100	524,300
2	197,300	252,700	274,000	327,100	526,900
3	198,300	253,800	275,300	329,100	529,600
4	199,300	254,900	276,600	331,000	532,000
5	200,300	256,000	278,000	332,900	534,500
6	201,400	257,100	279,300	334,800	537,000
7	202,600	258,200	280,600	336,900	539,500
8	203,800	259,300	281,900	338,900	542,100
9	205,000	260,400	283,300	340,800	
10	206,200	261,500	284,600	342,800	
11	207,400	262,600	286,000	344,800	
12	208,800	263,800	287,500	346,800	
13	210,200	265,000	289,000	348,800	

14	211, 600	266, 200	290, 600	350, 900	
15	213, 100	267, 300	292, 200	353, 000	
16	214, 600	268, 600	293, 800	355, 000	
17	216, 200	270, 000	295, 500	357, 100	
18	218, 500	271, 300	297, 400	359, 200	
19	220, 800	272, 400	299, 200	361, 400	
20	223, 200	273, 700	301, 100	363, 600	
21	225, 600	275, 100	302, 900	365, 800	
22	227, 600	276, 400	304, 800	368, 300	
23	229, 600	277, 600	306, 700	370, 800	
24	231, 600	278, 900	308, 500	373, 300	
25	233, 600	280, 300	310, 300	375, 800	
26	235, 700	281, 800	312, 200	378, 300	
27	237, 800	283, 200	314, 100	380, 800	
28	239, 900	284, 600	315, 900	383, 600	
29	242, 000	286, 100	317, 700	386, 300	
30	243, 200	288, 000	319, 600	389, 300	
31	244, 500	289, 800	321, 500	392, 200	
32	245, 800	291, 700	323, 300	395, 100	
33	247, 300	293, 500	325, 100	398, 100	
34	248, 300	295, 000	326, 900	400, 900	
35	249, 300	296, 500	328, 900	403, 600	
36	250, 300	297, 900	330, 800	406, 300	
37	251, 300	299, 100	332, 600	408, 800	
38	252, 200	300, 300	334, 500	411, 300	
39	253, 200	301, 500	336, 300	413, 600	
40	254, 200	302, 800	338, 200	416, 000	
41	255, 200	304, 100	340, 100	418, 400	
42	256, 100	305, 400	341, 900	420, 700	

43	257, 100	306, 600	343, 800	423, 000	
44	258, 100	307, 700	345, 700	425, 300	
45	259, 100	308, 900	347, 600	427, 700	
46	260, 000	310, 100	349, 500	430, 000	
47	261, 000	311, 300	351, 400	432, 200	
48	262, 000	312, 500	353, 300	434, 400	
49	263, 000	313, 600	355, 300	436, 700	
50	264, 000	314, 700	357, 700	438, 900	
51	265, 000	315, 800	360, 100	441, 000	
52	265, 900	317, 000	362, 500	443, 100	
53	266, 800	318, 200	364, 900	445, 000	
54	267, 700	319, 300	367, 100	446, 800	
55	268, 600	320, 400	369, 100	448, 700	
56	269, 600	321, 500	371, 100	450, 500	
57	270, 600	322, 700	373, 000	452, 200	
58	271, 500	323, 800	374, 800	453, 900	
59	272, 400	324, 900	376, 600	455, 500	
60	273, 400	326, 000	378, 300	457, 200	
61	274, 400	327, 100	380, 100	458, 900	
62	275, 300	328, 200	381, 900	460, 300	
63	276, 200	329, 300	383, 700	461, 300	
64	277, 100	330, 400	385, 400	462, 100	
65	278, 100	331, 500	387, 000	462, 900	
66	279, 000	332, 500	388, 600	463, 700	
67	279, 900	333, 600	390, 100	464, 400	
68	280, 800	334, 700	391, 400	465, 100	
69	281, 700	335, 800	392, 700	465, 800	
70	282, 600	336, 900	393, 500	466, 500	
71	283, 500	338, 000	394, 300	467, 200	

72	284, 400	339, 000	395, 000	467, 900	
73	285, 300	340, 100	395, 700	468, 600	
74	286, 200	341, 000	396, 300	469, 300	
75	287, 100	342, 000	396, 900	470, 000	
76	288, 000	343, 000	397, 500	470, 600	
77	288, 900	344, 000	398, 200	471, 200	
78	289, 800	344, 900	398, 800	471, 900	
79	290, 700	345, 700	399, 400	472, 500	
80	291, 600	346, 400	400, 000	473, 100	
81	292, 500	347, 100	400, 500	473, 700	
82	293, 300	347, 700	401, 100	474, 300	
83	294, 200	348, 300	401, 700	474, 900	
84	295, 100	348, 900	402, 200	475, 500	
85	296, 000	349, 400	402, 700	476, 100	
86	296, 800	350, 000	403, 200	476, 700	
87	297, 700	350, 500	403, 700	477, 300	
88	298, 500	351, 000	404, 300	477, 800	
89	299, 400	351, 500	404, 900	478, 300	
90	300, 200	352, 100	405, 500	478, 900	
91	301, 100	352, 600	406, 100	479, 400	
92	302, 000	353, 000	406, 600	479, 900	
93	302, 800	353, 500	407, 100	480, 400	
94	303, 600	354, 000	407, 700	480, 900	
95	304, 500	354, 500	408, 200	481, 400	
96	305, 300	355, 000	408, 700	481, 900	
97	306, 200	355, 400	409, 200	482, 300	
98	307, 000	355, 900	409, 700		
99	307, 900	356, 300	410, 200		
100	308, 700	356, 800	410, 700		

101	309,600	357,300	411,200		
102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		
105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		
129	323,500	368,500	423,600		

130	323, 900		424, 100		
131	324, 200		424, 500		
132	324, 500		424, 900		
133	324, 800		425, 300		
134	325, 200		425, 700		
135	325, 500		426, 100		
136	325, 800		426, 500		
137	326, 100		426, 900		
138	326, 400		427, 300		
139	326, 800		427, 700		
140	327, 100		428, 100		
141	327, 400		428, 500		
142	327, 700				
143	328, 000				
144	328, 300				
145	328, 600				
146	328, 900				
147	329, 200				
148	329, 500				
149	329, 800				

別表第 1 定年前再任用短時間勤務職員の項中「201, 200」を「208, 600」に、「233, 700」を「242, 300」に、「274, 800」を「285, 000」に、「318, 400」を「330, 200」に、「436, 800」を「453, 000」に改め、同表備考第 2 号中「199, 700円」を「213, 800円」に改める。

別表第 2 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部 1 の項から 261 の項までを次のように改める。

	円	円	円	円
1	188, 000	259, 200	289, 800	322, 700
2	188, 500	260, 400	291, 000	324, 600

3	189, 000	261, 600	292, 500	326, 400
4	189, 500	262, 900	294, 000	328, 200
5	190, 000	264, 100	295, 500	330, 000
6	190, 500	265, 300	297, 000	331, 700
7	191, 000	266, 500	298, 600	333, 400
8	191, 600	267, 700	300, 200	335, 100
9	192, 200	268, 900	301, 700	336, 900
10	192, 700	270, 100	303, 300	338, 700
11	193, 400	271, 300	304, 900	340, 400
12	194, 000	272, 500	306, 600	342, 200
13	194, 600	273, 700	308, 200	343, 900
14	195, 300	274, 900	309, 800	345, 600
15	196, 100	276, 100	311, 400	347, 400
16	196, 900	277, 300	312, 900	349, 100
17	197, 700	278, 500	314, 400	350, 800
18	198, 800	279, 700	316, 000	352, 500
19	199, 900	280, 900	317, 600	354, 300
20	201, 100	282, 100	319, 200	356, 100
21	202, 500	283, 300	320, 700	357, 800
22	203, 800	284, 500	322, 200	359, 600
23	205, 100	285, 700	323, 700	361, 300
24	206, 400	286, 900	325, 300	363, 000
25	207, 700	288, 100	326, 800	364, 700
26	209, 100	289, 300	328, 200	366, 300
27	210, 600	290, 500	329, 600	367, 900
28	212, 100	291, 700	331, 000	369, 400
29	213, 700	292, 900	332, 400	370, 900
30	215, 200	294, 000	333, 800	372, 100
31	216, 700	295, 200	335, 200	373, 300

32	218,300	296,400	336,600	374,500
33	219,900	297,600	338,000	375,700
34	221,500	298,800	339,400	376,800
35	223,100	300,000	340,700	377,800
36	224,800	301,200	341,900	378,900
37	226,400	302,400	343,100	379,900
38	228,000	303,600	344,300	380,800
39	229,600	304,800	345,400	381,700
40	231,300	306,000	346,500	382,600
41	232,800	307,100	347,600	383,400
42	233,900	308,200	348,600	384,200
43	234,900	309,300	349,500	384,900
44	235,900	310,300	350,400	385,600
45	236,900	311,200	351,300	386,200
46	237,800	312,100	352,100	386,800
47	238,600	313,000	352,900	387,300
48	239,400	313,900	353,700	387,800
49	240,200	314,800	354,500	388,200
50	240,900	315,600	355,200	388,600
51	241,600	316,400	355,900	389,000
52	242,300	317,200	356,600	389,400
53	243,100	318,000	357,200	389,800
54	243,900	318,800	357,800	390,100
55	244,700	319,600	358,400	390,500
56	245,500	320,300	358,900	390,800
57	246,400	321,000	359,300	391,100
58	247,200	321,600	359,700	391,400
59	247,900	322,300	360,100	391,700
60	248,600	323,000	360,500	392,000

61	249,300	323,700	360,800	392,300
62	250,000	324,300	361,100	392,600
63	250,700	324,900	361,400	392,900
64	251,400	325,500	361,700	393,200
65	252,100	326,100	362,000	393,500
66	252,800	326,600	362,300	393,800
67	253,500	327,100	362,600	394,100
68	254,200	327,600	362,900	394,400
69	254,900	328,100	363,200	394,700
70	255,600	328,500	363,500	394,900
71	256,300	328,900	363,800	395,200
72	257,000	329,400	364,000	395,500
73	257,700	329,800	364,300	395,800
74	258,400	330,300	364,600	396,100
75	259,100	330,700	364,900	396,400
76	259,800	331,000	365,200	396,700
77	260,500	331,300	365,500	396,900
78	261,200	331,600	365,800	397,200
79	261,900	331,900	366,000	397,500
80	262,600	332,200	366,300	397,800
81	263,300	332,500	366,600	398,100
82	264,100	332,800	366,900	398,400
83	264,800	333,100	367,200	398,700
84	265,500	333,400	367,500	399,000
85	266,300	333,700	367,800	399,200
86	267,100	334,000	368,000	399,500
87	267,900	334,300	368,300	399,800
88	268,600	334,600	368,600	400,100
89	269,400	334,800	368,900	400,400

90	270, 200	335, 100	369, 200	400, 700
91	270, 900	335, 400	369, 500	401, 000
92	271, 700	335, 700	369, 800	401, 300
93	272, 500	336, 000	370, 100	401, 600
94	273, 300	336, 300	370, 400	401, 900
95	274, 100	336, 600	370, 700	402, 200
96	274, 900	336, 800	371, 000	402, 500
97	275, 700	337, 100	371, 300	402, 800
98	276, 400	337, 400	371, 500	403, 100
99	277, 100	337, 700	371, 800	403, 400
100	277, 800	338, 000	372, 100	403, 700
101	278, 500	338, 200	372, 400	404, 000
102	279, 300	338, 500	372, 700	404, 300
103	280, 100	338, 800	373, 000	404, 600
104	280, 900	339, 100	373, 300	404, 900
105	281, 700	339, 400	373, 500	405, 200
106	282, 500	339, 700	373, 800	405, 500
107	283, 300	340, 000	374, 100	405, 800
108	284, 100	340, 200	374, 400	406, 100
109	284, 900	340, 500	374, 700	406, 400
110	285, 600	340, 800	375, 000	406, 700
111	286, 300	341, 100	375, 300	407, 000
112	287, 000	341, 400	375, 600	407, 300
113	287, 700	341, 700	375, 800	407, 600
114	288, 300	342, 000	376, 100	407, 900
115	288, 900	342, 300	376, 400	408, 200
116	289, 500	342, 600	376, 700	408, 500
117	290, 100	342, 900	377, 000	408, 800
118	290, 600	343, 200	377, 300	409, 100

119	291, 000	343, 500	377, 600	409, 400
120	291, 400	343, 800	377, 900	409, 700
121	291, 800	344, 100	378, 200	410, 000
122	292, 100	344, 400	378, 500	410, 300
123	292, 400	344, 700	378, 700	410, 600
124	292, 700	345, 000	379, 000	410, 900
125	293, 000	345, 300	379, 300	411, 200
126	293, 300	345, 600	379, 600	411, 500
127	293, 600	345, 900	379, 900	411, 800
128	293, 900	346, 200	380, 200	412, 100
129	294, 200	346, 500	380, 500	412, 400
130	294, 500	346, 800	380, 800	412, 700
131	294, 800	347, 100	381, 100	413, 000
132	295, 000	347, 400	381, 400	413, 300
133	295, 300	347, 700	381, 700	413, 600
134	295, 600	348, 000	382, 000	413, 900
135	295, 900	348, 300	382, 300	414, 200
136	296, 200	348, 600	382, 600	414, 500
137	296, 500	348, 900	382, 900	414, 800
138	296, 800	349, 200	383, 200	415, 100
139	297, 000	349, 500	383, 500	415, 400
140	297, 300	349, 800	383, 800	415, 700
141	297, 600	350, 100	384, 100	416, 000
142	297, 900	350, 400	384, 400	416, 300
143	298, 200	350, 700	384, 700	416, 600
144	298, 500	351, 000	385, 000	416, 900
145	298, 800	351, 300	385, 300	417, 200
146	299, 000	351, 600	385, 600	417, 500
147	299, 300	351, 900	385, 900	417, 800

148	299,600	352,200	386,200	418,100
149	299,900	352,500	386,500	418,400
150	300,200	352,800	386,800	
151	300,500	353,100	387,100	
152	300,800	353,400	387,400	
153	301,100	353,700	387,700	
154	301,300	354,000	388,000	
155	301,600	354,300	388,300	
156	301,900	354,600	388,600	
157	302,200	354,900	388,900	
158	302,500	355,200	389,200	
159	302,800	355,500	389,500	
160	303,100	355,800	389,800	
161	303,400	356,100	390,100	
162	303,700	356,400	390,400	
163	304,000	356,700	390,700	
164	304,200	357,000	391,000	
165	304,500	357,300	391,300	
166	304,800	357,600	391,600	
167	305,100	357,900	391,900	
168	305,400	358,200	392,200	
169	305,700	358,500	392,500	
170	306,000	358,800	392,800	
171	306,300	359,100	393,100	
172	306,600	359,400	393,400	
173	306,900	359,700	393,700	
174	307,200	360,000	394,000	
175	307,500	360,300	394,300	
176	307,800	360,600	394,600	

177	308, 100	360, 900	394, 900	
178	308, 400	361, 200	395, 200	
179	308, 700	361, 500	395, 500	
180	309, 000	361, 800	395, 800	
181	309, 300	362, 100	396, 100	
182	309, 600	362, 400	396, 400	
183	309, 900	362, 700	396, 700	
184	310, 200	363, 000	397, 000	
185	310, 500	363, 300	397, 300	
186	310, 800	363, 600	397, 600	
187	311, 100	363, 900	397, 900	
188	311, 400	364, 200	398, 200	
189	311, 700	364, 500	398, 500	
190	312, 000	364, 800	398, 800	
191	312, 300	365, 100	399, 100	
192	312, 600	365, 400	399, 400	
193	312, 900	365, 700	399, 700	
194	313, 200	366, 000		
195	313, 500	366, 300		
196	313, 800	366, 600		
197	314, 100	366, 900		
198	314, 400	367, 200		
199	314, 700	367, 500		
200	315, 000	367, 800		
201	315, 300	368, 100		
202	315, 600	368, 400		
203	315, 900	368, 700		
204	316, 200	369, 000		
205	316, 500	369, 300		

206	316,800	369,600		
207	317,100	369,900		
208	317,400	370,200		
209	317,700	370,500		
210	318,000	370,800		
211	318,300	371,100		
212	318,600	371,400		
213	318,900	371,700		
214	319,200	372,000		
215	319,500	372,300		
216	319,800	372,600		
217	320,100	372,900		
218	320,400	373,200		
219	320,700	373,500		
220	321,000	373,800		
221	321,300	374,100		
222	321,600	374,400		
223	321,900	374,700		
224	322,200	375,000		
225	322,500	375,300		
226	322,800			
227	323,100			
228	323,400			
229	323,700			
230	324,000			
231	324,300			
232	324,600			
233	324,900			
234	325,200			

235	325, 500			
236	325, 800			
237	326, 100			
238	326, 400			
239	326, 700			
240	327, 000			
241	327, 300			
242	327, 600			
243	327, 900			
244	328, 200			
245	328, 500			
246	328, 800			
247	329, 100			
248	329, 400			
249	329, 700			
250	330, 000			
251	330, 300			
252	330, 600			
253	330, 900			
254	331, 200			
255	331, 500			
256	331, 800			
257	332, 100			
258	332, 400			
259	332, 700			
260	333, 000			
261	333, 300			

別表第 2 定年前再任用短時間勤務職員の項中「211, 500」を「219, 300」に、
「226, 000」を「234, 400」に、「246, 500」を「255, 600」に、「278, 400」を
「288, 700」に改める。

別表第3 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から145の項までを次のように改める。

	円	円	円
1	283,000	372,400	452,300
2	285,300	376,100	455,300
3	287,600	379,700	458,300
4	290,000	383,300	461,200
5	292,400	386,900	464,100
6	294,800	390,600	467,000
7	297,200	394,300	469,800
8	299,600	398,000	472,700
9	302,000	401,700	475,600
10	304,400	405,500	478,400
11	306,800	409,200	481,200
12	309,200	412,900	484,100
13	311,600	416,600	487,000
14	314,200	420,400	489,800
15	316,800	424,200	492,600
16	319,500	428,000	495,300
17	322,200	431,700	498,000
18	325,100	434,000	500,800
19	328,000	436,300	503,600
20	331,100	438,500	506,300
21	334,100	440,700	509,000
22	336,800	442,900	511,700
23	339,400	445,000	514,300
24	341,900	447,100	516,800
25	344,400	449,200	519,400
26	346,800	451,200	522,000

27	349, 200	453, 200	524, 500
28	351, 700	455, 200	526, 900
29	354, 100	457, 100	529, 300
30	356, 400	459, 100	531, 800
31	358, 800	461, 100	534, 300
32	361, 300	463, 100	536, 800
33	363, 700	465, 000	539, 200
34	366, 100	466, 900	541, 700
35	368, 600	468, 800	544, 100
36	371, 000	470, 700	546, 500
37	373, 300	472, 500	548, 900
38	375, 400	474, 400	551, 300
39	377, 500	476, 300	553, 700
40	379, 600	478, 100	556, 000
41	381, 600	479, 900	558, 300
42	383, 700	481, 700	560, 300
43	385, 700	483, 500	562, 300
44	387, 700	485, 300	564, 300
45	389, 700	487, 100	566, 200
46	391, 700	488, 800	568, 000
47	393, 800	490, 500	569, 600
48	395, 800	492, 100	571, 100
49	397, 700	493, 700	572, 500
50	398, 900	495, 200	573, 900
51	400, 100	496, 600	575, 300
52	401, 200	497, 900	576, 700
53	402, 300	499, 200	578, 100
54	403, 400	500, 300	579, 400
55	404, 500	501, 300	580, 700

56	405, 600	502, 200	582, 000
57	406, 600	503, 100	583, 200
58	407, 400	504, 000	584, 300
59	408, 300	504, 900	585, 400
60	409, 200	505, 800	586, 500
61	410, 100	506, 600	587, 600
62	410, 900	507, 400	588, 700
63	411, 700	508, 200	589, 800
64	412, 500	508, 900	590, 900
65	413, 200	509, 600	591, 900
66	413, 800	510, 300	592, 900
67	414, 400	510, 900	593, 900
68	415, 000	511, 400	594, 900
69	415, 600	511, 900	595, 900
70	416, 100	512, 500	596, 900
71	416, 600	513, 100	597, 900
72	417, 000	513, 700	598, 800
73	417, 400	514, 200	599, 700
74	417, 900	514, 800	600, 700
75	418, 300	515, 400	601, 600
76	418, 700	516, 000	602, 500
77	419, 200	516, 500	603, 400
78	419, 700	517, 100	604, 300
79	420, 100	517, 700	605, 200
80	420, 500	518, 200	606, 100
81	421, 000	518, 800	606, 900
82	421, 500	519, 400	607, 800
83	421, 900	520, 000	608, 700
84	422, 300	520, 500	609, 600

85	422, 600	521, 000	610, 400
86	423, 100	521, 600	611, 300
87	423, 500	522, 100	612, 200
88	423, 900	522, 700	613, 000
89	424, 200	523, 200	613, 700
90	424, 600	523, 700	614, 500
91	425, 000	524, 200	615, 300
92	425, 400	524, 700	616, 100
93	425, 700	525, 200	616, 900
94	426, 100	525, 700	617, 600
95	426, 500	526, 200	618, 400
96	426, 900	526, 700	619, 200
97	427, 200	527, 200	620, 000
98	427, 600	527, 700	620, 700
99	428, 000	528, 200	621, 400
100	428, 400	528, 700	622, 200
101	428, 700	529, 200	622, 900
102	429, 100	529, 700	623, 600
103	429, 500	530, 200	624, 400
104	429, 900	530, 700	625, 100
105	430, 200	531, 200	625, 800
106	430, 600		626, 400
107	431, 000		627, 100
108	431, 400		627, 800
109	431, 700		628, 500
110			629, 200
111			629, 900
112			630, 600
113			631, 300

114			632, 000
115			632, 700
116			633, 400
117			634, 100
118			634, 800
119			635, 500
120			636, 200
121			636, 900
122			637, 600
123			638, 300
124			639, 000
125			639, 700
126			640, 400
127			641, 100
128			641, 800
129			642, 500
130			643, 200
131			643, 900
132			644, 600
133			645, 300
134			646, 000
135			646, 700
136			647, 400
137			648, 100
138			648, 800
139			649, 500
140			650, 200
141			650, 900
142			651, 600

143			652,300
144			653,000
145			653,700

別表第3 定年前再任用短時間勤務職員の項中「294,300」を「305,200」に、「353,500」を「366,600」に、「411,800」を「427,000」に改める。

別表第4 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から149の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	196,600	253,400	273,000	325,100	542,100
2	197,600	254,300	274,300	327,100	544,800
3	198,700	255,300	275,600	329,100	547,500
4	199,800	256,100	276,900	331,000	550,200
5	200,900	257,000	278,300	332,900	552,900
6	202,100	257,900	279,700	334,800	555,600
7	203,400	258,800	281,100	336,900	558,300
8	204,700	259,700	282,300	338,900	561,000
9	206,100	260,800	283,700	340,800	
10	207,500	261,800	285,000	342,800	
11	208,900	262,900	286,400	344,800	
12	210,500	264,000	288,000	346,800	
13	212,100	265,200	289,500	348,800	
14	213,600	266,400	291,000	350,900	
15	215,100	267,600	292,500	353,000	
16	216,700	268,900	294,100	355,000	
17	218,400	270,200	295,800	357,100	
18	220,000	271,500	297,700	359,200	
19	221,600	272,700	299,500	361,400	
20	223,200	273,900	301,300	363,600	
21	224,900	275,300	303,200	365,800	

22	227, 600	276, 600	305, 100	368, 300	
23	230, 300	278, 000	307, 000	370, 800	
24	233, 000	279, 200	308, 800	373, 300	
25	235, 700	280, 500	310, 600	375, 800	
26	237, 500	282, 000	312, 500	378, 300	
27	239, 400	283, 400	314, 300	380, 800	
28	241, 400	284, 900	316, 100	383, 600	
29	243, 400	286, 400	318, 000	386, 300	
30	244, 500	288, 200	319, 900	389, 300	
31	245, 600	290, 000	321, 800	392, 200	
32	246, 700	291, 800	323, 600	395, 100	
33	247, 800	293, 700	325, 400	398, 100	
34	248, 900	295, 200	327, 100	400, 900	
35	250, 100	296, 700	329, 100	403, 600	
36	251, 300	298, 000	331, 000	406, 300	
37	252, 400	299, 200	332, 800	408, 800	
38	253, 300	300, 400	334, 700	411, 300	
39	254, 300	301, 600	336, 500	413, 600	
40	255, 100	302, 900	338, 300	416, 000	
41	256, 000	304, 200	340, 200	418, 400	
42	256, 900	305, 500	342, 000	420, 700	
43	257, 800	306, 700	343, 800	423, 000	
44	258, 700	307, 800	345, 700	425, 300	
45	259, 600	309, 000	347, 600	427, 700	
46	260, 600	310, 200	349, 500	430, 000	
47	261, 700	311, 500	351, 400	432, 200	
48	262, 800	312, 700	353, 300	434, 400	
49	263, 900	313, 800	355, 300	436, 700	
50	264, 900	314, 900	357, 700	438, 900	

51	265,900	316,000	360,100	441,000	
52	266,900	317,200	362,500	443,100	
53	267,800	318,400	364,900	445,000	
54	268,700	319,500	367,100	446,800	
55	269,600	320,500	369,100	448,700	
56	270,600	321,700	371,100	450,500	
57	271,600	322,900	373,000	452,200	
58	272,600	324,100	374,800	453,900	
59	273,500	325,200	376,600	455,500	
60	274,400	326,300	378,300	457,200	
61	275,400	327,400	380,100	458,900	
62	276,300	328,400	381,900	460,300	
63	277,200	329,500	383,700	461,300	
64	278,200	330,600	385,400	462,100	
65	279,100	331,800	387,000	462,900	
66	279,900	332,900	388,600	463,700	
67	280,700	334,000	390,100	464,400	
68	281,700	335,100	391,400	465,100	
69	282,700	336,200	392,700	465,800	
70	283,600	337,300	393,500	466,500	
71	284,400	338,400	394,300	467,200	
72	285,300	339,400	395,000	467,900	
73	286,200	340,500	395,700	468,600	
74	287,100	341,400	396,300	469,300	
75	288,000	342,300	396,900	470,000	
76	288,800	343,200	397,500	470,600	
77	289,600	344,200	398,200	471,200	
78	290,500	345,000	398,800	471,900	
79	291,300	345,800	399,400	472,500	

80	292, 100	346, 500	400, 000	473, 100	
81	292, 900	347, 200	400, 500	473, 700	
82	293, 700	347, 800	401, 100	474, 300	
83	294, 500	348, 300	401, 700	474, 900	
84	295, 400	348, 900	402, 200	475, 500	
85	296, 200	349, 400	402, 700	476, 100	
86	297, 000	350, 000	403, 200	476, 700	
87	297, 800	350, 500	403, 700	477, 300	
88	298, 500	351, 000	404, 300	477, 800	
89	299, 500	351, 500	404, 900	478, 300	
90	300, 200	352, 100	405, 500	478, 900	
91	301, 100	352, 600	406, 100	479, 400	
92	302, 000	353, 000	406, 600	479, 900	
93	302, 800	353, 500	407, 100	480, 400	
94	303, 600	354, 000	407, 700	480, 900	
95	304, 500	354, 500	408, 200	481, 400	
96	305, 300	355, 000	408, 700	481, 900	
97	306, 100	355, 400	409, 200	482, 400	
98	306, 900	355, 900	409, 700	482, 900	
99	307, 800	356, 300	410, 200	483, 400	
100	308, 600	356, 800	410, 700	483, 900	
101	309, 400	357, 300	411, 200	484, 400	
102	310, 200	357, 700	411, 700	484, 900	
103	310, 900	358, 200	412, 200	485, 400	
104	311, 700	358, 500	412, 700	485, 900	
105	312, 400	358, 800	413, 100	486, 400	
106	313, 000	359, 100	413, 600	486, 900	
107	313, 600	359, 500	414, 100	487, 400	
108	314, 400	359, 900	414, 500	487, 900	

109	315, 100	360, 300	414, 900	488, 400	
110	315, 800	360, 600	415, 400	488, 900	
111	316, 400	361, 000	415, 900	489, 400	
112	317, 000	361, 400	416, 300		
113	317, 500	361, 800	416, 700		
114	318, 000	362, 200	417, 200		
115	318, 600	362, 500	417, 700		
116	319, 100	362, 900	418, 100		
117	319, 500	363, 300	418, 500		
118	319, 800	363, 600	419, 000		
119	320, 100	364, 000	419, 400		
120	320, 400	364, 400	419, 800		
121	320, 700	364, 800	420, 200		
122	321, 000	365, 100	420, 700		
123	321, 300	365, 500	421, 100		
124	321, 600	365, 900	421, 500		
125	321, 900	366, 300	421, 900		
126	322, 200		422, 300		
127	322, 500		422, 700		
128	322, 800		423, 100		
129	323, 100		423, 500		
130	323, 400		423, 900		
131	323, 700		424, 300		
132	324, 000		424, 700		
133	324, 300		425, 100		
134	324, 600				
135	324, 900				
136	325, 200				
137	325, 500				

138	325,800				
139	326,100				
140	326,400				
141	326,700				
142	327,000				
143	327,300				
144	327,600				
145	327,900				
146	328,200				
147	328,500				
148	328,800				
149	329,000				

別表第4 定年前再任用短時間勤務職員の項中「202,900」を「210,400」に、「234,400」を「243,100」に、「274,700」を「284,900」に、「318,300」を「330,100」に、「436,800」を「453,000」に改める。

別表第5 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から145の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	208,100	255,800	274,300	317,300	542,100
2	209,500	256,600	275,500	319,200	544,800
3	211,100	257,600	276,700	321,100	547,500
4	212,700	258,500	278,100	323,100	550,200
5	214,400	259,500	279,500	325,100	552,900
6	216,000	260,500	280,800	327,100	555,600
7	217,600	261,400	282,100	329,100	558,300
8	219,300	262,300	283,400	331,000	561,000
9	221,000	263,200	284,800	332,900	
10	222,600	264,200	286,100	334,800	
11	224,300	265,100	287,500	336,900	

12	226, 000	266, 000	289, 000	338, 900	
13	227, 800	266, 900	290, 500	340, 800	
14	229, 500	268, 000	291, 900	342, 800	
15	231, 200	269, 000	293, 200	344, 800	
16	232, 900	270, 100	294, 700	346, 800	
17	234, 600	271, 300	296, 400	348, 800	
18	236, 300	272, 400	298, 200	350, 900	
19	238, 000	273, 400	299, 800	353, 000	
20	239, 700	274, 600	301, 600	355, 000	
21	241, 400	275, 800	303, 500	357, 100	
22	243, 200	277, 000	305, 300	359, 200	
23	245, 200	278, 300	307, 200	361, 400	
24	247, 200	279, 600	308, 900	363, 600	
25	249, 000	280, 900	310, 700	365, 800	
26	249, 700	282, 300	312, 500	368, 300	
27	250, 500	283, 600	314, 300	370, 800	
28	251, 300	285, 100	316, 100	373, 300	
29	252, 000	286, 700	317, 900	375, 800	
30	252, 700	288, 500	319, 800	378, 300	
31	253, 500	290, 100	321, 600	380, 800	
32	254, 300	291, 900	323, 400	383, 600	
33	255, 000	293, 700	325, 200	386, 300	
34	255, 700	295, 200	327, 000	389, 300	
35	256, 500	296, 600	329, 000	392, 200	
36	257, 200	298, 000	330, 900	395, 100	
37	258, 000	299, 300	332, 700	398, 100	
38	258, 700	300, 600	334, 600	400, 900	
39	259, 500	301, 800	336, 400	403, 600	
40	260, 300	303, 000	338, 300	406, 300	

41	261, 100	304, 200	340, 200	408, 800	
42	261, 800	305, 500	342, 000	411, 300	
43	262, 600	306, 700	343, 900	413, 600	
44	263, 400	307, 800	345, 800	416, 000	
45	264, 200	309, 000	347, 700	418, 400	
46	264, 900	310, 200	349, 600	420, 700	
47	265, 700	311, 500	351, 500	423, 000	
48	266, 500	312, 600	353, 400	425, 300	
49	267, 500	313, 700	355, 400	427, 700	
50	268, 500	314, 800	357, 800	430, 000	
51	269, 400	315, 900	360, 200	432, 200	
52	270, 400	317, 100	362, 600	434, 400	
53	271, 500	318, 300	365, 000	436, 700	
54	272, 400	319, 400	367, 200	438, 900	
55	273, 200	320, 500	369, 200	441, 000	
56	274, 100	321, 700	371, 200	443, 100	
57	275, 100	322, 800	373, 100	445, 000	
58	276, 000	324, 100	374, 900	446, 800	
59	276, 800	325, 200	376, 700	448, 700	
60	277, 700	326, 200	378, 400	450, 500	
61	278, 700	327, 200	380, 200	452, 200	
62	279, 600	328, 300	382, 000	453, 900	
63	280, 400	329, 400	383, 800	455, 500	
64	281, 300	330, 500	385, 500	457, 200	
65	282, 200	331, 600	387, 100	458, 900	
66	283, 100	332, 600	388, 600	460, 300	
67	284, 000	333, 700	390, 100	461, 300	
68	284, 800	334, 800	391, 400	462, 100	
69	285, 700	335, 900	392, 700	462, 900	

70	286, 600	337, 000	393, 500	463, 700	
71	287, 500	338, 200	394, 300	464, 400	
72	288, 300	339, 200	395, 000	465, 100	
73	289, 200	340, 200	395, 700	465, 800	
74	290, 100	341, 200	396, 300	466, 500	
75	290, 900	342, 300	396, 900	467, 200	
76	291, 800	343, 300	397, 500	467, 900	
77	292, 600	344, 300	398, 200	468, 600	
78	293, 400	345, 200	398, 800	469, 300	
79	294, 300	346, 000	399, 400	470, 000	
80	295, 200	346, 700	400, 000	470, 600	
81	296, 000	347, 400	400, 500	471, 200	
82	296, 800	348, 000	401, 100	471, 900	
83	297, 700	348, 600	401, 700	472, 500	
84	298, 500	349, 200	402, 200	473, 100	
85	299, 400	349, 800	402, 700	473, 700	
86	300, 200	350, 400	403, 200	474, 300	
87	301, 100	351, 000	403, 700	474, 900	
88	302, 000	351, 500	404, 300	475, 500	
89	302, 800	351, 900	404, 900	476, 100	
90	303, 600	352, 400	405, 500	476, 700	
91	304, 500	352, 800	406, 100	477, 300	
92	305, 300	353, 200	406, 600	477, 800	
93	306, 200	353, 700	407, 100	478, 300	
94	307, 000	354, 100	407, 700	478, 800	
95	307, 900	354, 500	408, 200	479, 300	
96	308, 700	355, 000	408, 700	479, 800	
97	309, 600	355, 500	409, 100	480, 300	
98	310, 500	355, 900	409, 600	480, 800	

99	311, 200	356, 300	410, 100	481, 300	
100	311, 900	356, 800	410, 600	481, 800	
101	312, 600	357, 300	411, 100	482, 300	
102	313, 300	357, 700	411, 600	482, 800	
103	313, 900	358, 100	412, 100	483, 300	
104	314, 600	358, 500	412, 600	483, 800	
105	315, 200	358, 800	413, 000	484, 300	
106	315, 900	359, 200	413, 500	484, 800	
107	316, 400	359, 600	414, 000	485, 300	
108	316, 900	360, 000	414, 400	485, 800	
109	317, 300	360, 300	414, 800	486, 300	
110	317, 800	360, 600	415, 300	486, 800	
111	318, 200	361, 000	415, 800	487, 300	
112	318, 700	361, 400	416, 200		
113	319, 000	361, 800	416, 600		
114	319, 300	362, 200	417, 100		
115	319, 600	362, 600	417, 600		
116	319, 900	362, 900	418, 000		
117	320, 200	363, 300	418, 400		
118	320, 500	363, 700	418, 900		
119	320, 800	364, 100	419, 300		
120	321, 100	364, 500	419, 700		
121	321, 400	364, 800	420, 100		
122	321, 700	365, 100	420, 500		
123	322, 000	365, 500	420, 900		
124	322, 300	365, 900	421, 300		
125	322, 600	366, 200	421, 700		
126	322, 900	366, 500	422, 100		
127	323, 200	366, 900	422, 500		

128	323,500	367,300	422,900		
129	323,800	367,600	423,300		
130	324,100				
131	324,400				
132	324,700				
133	325,000				
134	325,300				
135	325,600				
136	325,900				
137	326,200				
138	326,500				
139	326,800				
140	327,100				
141	327,400				
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				

別表第5 定年前再任用短時間勤務職員の項中「206,900」を「214,600」に、「235,500」を「244,200」に、「274,700」を「284,900」に、「318,400」を「330,200」に、「436,800」を「453,000」に改める。

別表第6 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の部1の項から153の項までを次のように改める。

	円	円	円	円	円
1	196,400	251,600	272,700	325,100	542,100
2	197,300	252,700	274,000	327,100	544,800
3	198,300	253,800	275,300	329,100	547,500
4	199,300	254,900	276,600	331,000	550,200
5	200,300	256,000	278,000	332,900	552,900

6	201,400	257,100	279,300	334,800	555,600
7	202,600	258,200	280,600	336,900	558,300
8	203,800	259,300	281,900	338,900	561,000
9	205,000	260,400	283,300	340,800	
10	206,200	261,500	284,600	342,800	
11	207,400	262,600	286,000	344,800	
12	208,800	263,800	287,500	346,800	
13	210,200	265,000	289,000	348,800	
14	211,600	266,200	290,600	350,900	
15	213,100	267,300	292,200	353,000	
16	214,600	268,600	293,800	355,000	
17	216,200	270,000	295,500	357,100	
18	218,500	271,300	297,400	359,200	
19	220,800	272,400	299,200	361,400	
20	223,200	273,700	301,100	363,600	
21	225,600	275,100	302,900	365,800	
22	227,600	276,400	304,800	368,300	
23	229,600	277,600	306,700	370,800	
24	231,600	278,900	308,500	373,300	
25	233,600	280,300	310,300	375,800	
26	235,700	281,800	312,200	378,300	
27	237,800	283,200	314,100	380,800	
28	239,900	284,600	315,900	383,600	
29	242,000	286,100	317,700	386,300	
30	243,200	288,000	319,600	389,300	
31	244,500	289,800	321,500	392,200	
32	245,800	291,700	323,300	395,100	
33	247,300	293,500	325,100	398,100	
34	248,300	295,000	326,900	400,900	

35	249,300	296,500	328,900	403,600	
36	250,300	297,900	330,800	406,300	
37	251,300	299,100	332,600	408,800	
38	252,200	300,300	334,500	411,300	
39	253,200	301,500	336,300	413,600	
40	254,200	302,800	338,200	416,000	
41	255,200	304,100	340,100	418,400	
42	256,100	305,400	341,900	420,700	
43	257,100	306,600	343,800	423,000	
44	258,100	307,700	345,700	425,300	
45	259,100	308,900	347,600	427,700	
46	260,000	310,100	349,500	430,000	
47	261,000	311,300	351,400	432,200	
48	262,000	312,500	353,300	434,400	
49	263,000	313,600	355,300	436,700	
50	264,000	314,700	357,700	438,900	
51	265,000	315,800	360,100	441,000	
52	265,900	317,000	362,500	443,100	
53	266,800	318,200	364,900	445,000	
54	267,700	319,300	367,100	446,800	
55	268,600	320,400	369,100	448,700	
56	269,600	321,500	371,100	450,500	
57	270,600	322,700	373,000	452,200	
58	271,500	323,800	374,800	453,900	
59	272,400	324,900	376,600	455,500	
60	273,400	326,000	378,300	457,200	
61	274,400	327,100	380,100	458,900	
62	275,300	328,200	381,900	460,300	
63	276,200	329,300	383,700	461,300	

64	277, 100	330, 400	385, 400	462, 100	
65	278, 100	331, 500	387, 000	462, 900	
66	279, 000	332, 500	388, 600	463, 700	
67	279, 900	333, 600	390, 100	464, 400	
68	280, 800	334, 700	391, 400	465, 100	
69	281, 700	335, 800	392, 700	465, 800	
70	282, 600	336, 900	393, 500	466, 500	
71	283, 500	338, 000	394, 300	467, 200	
72	284, 400	339, 000	395, 000	467, 900	
73	285, 300	340, 100	395, 700	468, 600	
74	286, 200	341, 000	396, 300	469, 300	
75	287, 100	342, 000	396, 900	470, 000	
76	288, 000	343, 000	397, 500	470, 600	
77	288, 900	344, 000	398, 200	471, 200	
78	289, 800	344, 900	398, 800	471, 900	
79	290, 700	345, 700	399, 400	472, 500	
80	291, 600	346, 400	400, 000	473, 100	
81	292, 500	347, 100	400, 500	473, 700	
82	293, 300	347, 700	401, 100	474, 300	
83	294, 200	348, 300	401, 700	474, 900	
84	295, 100	348, 900	402, 200	475, 500	
85	296, 000	349, 400	402, 700	476, 100	
86	296, 800	350, 000	403, 200	476, 700	
87	297, 700	350, 500	403, 700	477, 300	
88	298, 500	351, 000	404, 300	477, 800	
89	299, 400	351, 500	404, 900	478, 300	
90	300, 200	352, 100	405, 500	478, 900	
91	301, 100	352, 600	406, 100	479, 400	
92	302, 000	353, 000	406, 600	479, 900	

93	302,800	353,500	407,100	480,400	
94	303,600	354,000	407,700	480,900	
95	304,500	354,500	408,200	481,400	
96	305,300	355,000	408,700	481,900	
97	306,200	355,400	409,200	482,300	
98	307,000	355,900	409,700	482,700	
99	307,900	356,300	410,200	483,100	
100	308,700	356,800	410,700	483,500	
101	309,600	357,300	411,200	483,900	
102	310,500	357,700	411,700	484,300	
103	311,300	358,200	412,200	484,700	
104	312,100	358,700	412,700	485,100	
105	312,900	359,100	413,100	485,500	
106	313,600	359,500	413,600	485,900	
107	314,300	359,900	414,100	486,300	
108	315,100	360,300	414,500	486,700	
109	315,700	360,700	414,900	487,100	
110	316,300	361,100	415,400	487,500	
111	316,800	361,500	415,900	487,900	
112	317,300	361,900	416,300	488,300	
113	317,800	362,300	416,700	488,700	
114	318,200	362,700	417,200	489,100	
115	318,700	363,100	417,700	489,500	
116	319,200	363,500	418,100	489,900	
117	319,600	363,900	418,500	490,300	
118	320,000	364,300	419,000	490,700	
119	320,300	364,700	419,400	491,100	
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		

122	321, 300	365, 800	420, 700		
123	321, 600	366, 200	421, 100		
124	321, 900	366, 600	421, 500		
125	322, 200	367, 000	421, 900		
126	322, 600	367, 300	422, 400		
127	322, 900	367, 700	422, 800		
128	323, 200	368, 100	423, 200		
129	323, 500	368, 500	423, 600		
130	323, 900	368, 900	424, 100		
131	324, 200	369, 300	424, 500		
132	324, 500	369, 700	424, 900		
133	324, 800	370, 100	425, 300		
134	325, 200	370, 500	425, 700		
135	325, 500	370, 900	426, 100		
136	325, 800	371, 300	426, 500		
137	326, 100	371, 700	426, 900		
138	326, 400	372, 100	427, 300		
139	326, 800	372, 500	427, 700		
140	327, 100	372, 900	428, 100		
141	327, 400	373, 300	428, 500		
142	327, 700	373, 700			
143	328, 000	374, 100			
144	328, 300	374, 500			
145	328, 600	374, 900			
146	328, 900	375, 300			
147	329, 200	375, 700			
148	329, 500	376, 100			
149	329, 800	376, 500			
150	330, 100	376, 900			

151	330,400	377,300			
152	330,700	377,700			
153	331,000				

別表第6 定年前再任用短時間勤務職員の項中「201,200」を「208,600」に、「233,700」を「242,300」に、「274,800」を「285,000」に、「318,400」を「330,200」に、「436,800」を「453,000」に改める。

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、第18条第2項の表1、同条第3項及び第19条第2項の改正規定並びに次条の規定は令和7年12月1日から、別表第1から別表第6までの改正規定は令和7年4月1日から適用する。

(特例措置)

第2条 令和7年12月に支給する期末手当に係るこの条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項の表1の規定の適用については、同表中「100分の123.75」とあるのは「100分の125」と、「100分の103.75」とあるのは「100分の105」と、「100分の93.75」とあるのは「100分の95」とし、同条第3項の規定の適用については、同項中「100分の123.75」とあるのは「100分の125」と、「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の103.75」とあるのは「100分の105」と、「100分の61.25」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の93.75」とあるのは「100分の95」とする。

2 令和7年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の121.25」とあるのは「100分の122.5」と、「100分の141.25」とあるのは「100分の142.5」と、「100分の151.25」とあるのは「100分の152.5」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」と、「100分の68.75」とあるのは「100分の70」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の条例の規定を適用する場合において、この条例による改正前の稲城市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて令和7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案概要説明書

議 案 番 号	第69号	担 当 課	総務部人事課
件 名	稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		

【概 要】

本案は、東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を改正するものです。

東京都人事委員会は、東京都の区域内に所在する民間事業所であって企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上であるもの（11,494事業所）のうちから、無作為に1,292事業所を抽出して給与実態調査を行い、その結果を元に、令和7年10月17日付で勧告を行いました。

その内容は、例月給にあっては、民間従業員の給与が東京都職員の給与を13,580円（3.24%）上回っていることから、公民較差の解消を図りつつ、人材確保の観点から若年層に重点を置き、かつ職責の高まりを踏まえて管理職にも重点を置いたうえで、全級全号給を引き上げ、特別給にあっては、民間従業員への支給割合が東京都職員の年間支給月数を上回るため0.05月分引き上げるべきである、というものです。

稲城市においては、平成5年度から東京都人事委員会の勧告の内容及び趣旨に沿った給与改定を実施していることから、今回も同様の措置を講ずるものです。

【改正内容等】

○ 第18条（期末手当）及び付則第2条（特例措置）

期末手当の年間支給月数を0.025月分引き上げるとともに、6月支給分と12月支給分を同じ割合に調整します。この改定により、6月支給分及び12月支給分が共に0.0125月分の増となります。

なお、特別給の引上げは、令和7年12月に支給する期末手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.025月分の増とする特例措置を講じます。

○ 第19条（勤勉手当）及び付則第2条（特例措置）

勤勉手当の年間支給月数を0.025月分引き上げるとともに、6月支給分と12月支給分を同じ割合に調整します。この改定により、6月支給分及び12月支給分が共に

0.0125月分の増となります。

なお、特別給の引上げは、令和7年12月に支給する勤勉手当から実施することとし、同月分の支給月数を0.025月分の増とする特例措置を講じます。

○ 別表第1から別表第6まで

別表第1から別表第6までの給料表について、初任給を含む給与月額を改定します。

なお、例月給の改定は、令和7年4月に遡及して実施することとします。

【施行期日等】

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行します。また、付則において、特例措置等について規定します。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表

新			旧		
(期末手当)			(期末手当)		
第18条 …… (略)			第18条 …… (略)		
2 期末手当の額は、職員の給与月額に、次の表1の職員の区分の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の次の表2の在職期間の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額とする。			2 期末手当の額は、職員の給与月額に、次の表1の職員の区分の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額に、基準日前6か月以内の期間における当該職員の次の表2の在職期間の欄に応じて、同表の割合の欄に掲げる値を乗じて得た額とする。		
表1			表1		
職員の区分	割合		職員の区分	割合	
	6月に支給する割合	12月に支給する割合		6月に支給する割合	12月に支給する割合
前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の123.75</u>	<u>100分の123.75</u>	前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外の職員	<u>100分の122.5</u>	<u>100分の122.5</u>
4級等職員	<u>100分の103.75</u>	<u>100分の103.75</u>	4級等職員	<u>100分の102.5</u>	<u>100分の102.5</u>
別表第1及び別表第6の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「5級等職員」という。）	<u>100分の93.75</u>	<u>100分の93.75</u>	別表第1及び別表第6の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員（以下この条において「別表第1等5級職員」という。）又は別表第3の給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が3級でありその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して別表第1等5級職員に相当する職員として市規則で定める職務にある職員（以下「5級等職員」という。）	<u>100分の92.5</u>	<u>100分の92.5</u>
表2 …… (略)			表2 …… (略)		
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の</u>			3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の</u>		

123.75』とあるのは「100分の71.25」と、「100分の103.75」とあるのは「100分の61.25」と、「100分の93.75」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 ……（略）

（勤勉手当）

第19条 ……（略）

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の121.25（4級等職員にあっては100分の141.25、5級等職員にあっては100分の151.25）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の58.75（4級等職員及び5級等職員にあっては100分の68.75）を乗じて得た額の総額）を、12月に支給する場合においては100分の121.25（4級等職員にあっては100分の141.25、5級等職員にあっては100分の151.25）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の58.75（4級等職員及び5級等職員にあっては100分の68.75）を乗じて得た額の総額）を超えてはならない。

3～5 ……（略）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	<u>196,400</u>	<u>251,600</u>	<u>272,700</u>	<u>325,100</u>	<u>524,300</u>
短時間	2	<u>197,300</u>	<u>252,700</u>	<u>274,000</u>	<u>327,100</u>	<u>526,900</u>
勤務職員以外	3	<u>198,300</u>	<u>253,800</u>	<u>275,300</u>	<u>329,100</u>	<u>529,600</u>
の職員	4	<u>199,300</u>	<u>254,900</u>	<u>276,600</u>	<u>331,000</u>	<u>532,000</u>
	5	<u>200,300</u>	<u>256,000</u>	<u>278,000</u>	<u>332,900</u>	<u>534,500</u>

122.5』とあるのは「100分の70」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 ……（略）

（勤勉手当）

第19条 ……（略）

2 勤勉手当の額は、職員の給与月額に、任命権者又はその委任を受けた者が市規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき給料、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の120（4級等職員にあっては100分の140、5級等職員にあっては100分の150）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の57.5（4級等職員及び5級等職員にあっては100分の67.5）を乗じて得た額の総額）を、12月に支給する場合においては100分の120（4級等職員にあっては100分の140、5級等職員にあっては100分の150）を乗じて得た額の総額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の57.5（4級等職員及び5級等職員にあっては100分の67.5）を乗じて得た額の総額）を超えてはならない。

3～5 ……（略）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	<u>184,100</u>	<u>235,800</u>	<u>254,800</u>	<u>303,400</u>	<u>500,900</u>
短時間	2	<u>185,000</u>	<u>237,000</u>	<u>256,200</u>	<u>305,400</u>	<u>503,300</u>
勤務職員以外	3	<u>186,000</u>	<u>238,200</u>	<u>257,600</u>	<u>307,400</u>	<u>505,900</u>
の職員	4	<u>187,000</u>	<u>239,400</u>	<u>259,000</u>	<u>309,300</u>	<u>508,200</u>
	5	<u>188,000</u>	<u>240,600</u>	<u>260,500</u>	<u>311,200</u>	<u>510,600</u>

6	<u>201,400</u>	<u>257,100</u>	<u>279,300</u>	<u>334,800</u>	<u>537,000</u>
7	<u>202,600</u>	<u>258,200</u>	<u>280,600</u>	<u>336,900</u>	<u>539,500</u>
8	<u>203,800</u>	<u>259,300</u>	<u>281,900</u>	<u>338,900</u>	<u>542,100</u>
9	<u>205,000</u>	<u>260,400</u>	<u>283,300</u>	<u>340,800</u>	
10	<u>206,200</u>	<u>261,500</u>	<u>284,600</u>	<u>342,800</u>	
11	<u>207,400</u>	<u>262,600</u>	<u>286,000</u>	<u>344,800</u>	
12	<u>208,800</u>	<u>263,800</u>	<u>287,500</u>	<u>346,800</u>	
13	<u>210,200</u>	<u>265,000</u>	<u>289,000</u>	<u>348,800</u>	
14	<u>211,600</u>	<u>266,200</u>	<u>290,600</u>	<u>350,900</u>	
15	<u>213,100</u>	<u>267,300</u>	<u>292,200</u>	<u>353,000</u>	
16	<u>214,600</u>	<u>268,600</u>	<u>293,800</u>	<u>355,000</u>	
17	<u>216,200</u>	<u>270,000</u>	<u>295,500</u>	<u>357,100</u>	
18	<u>218,500</u>	<u>271,300</u>	<u>297,400</u>	<u>359,200</u>	
19	<u>220,800</u>	<u>272,400</u>	<u>299,200</u>	<u>361,400</u>	
20	<u>223,200</u>	<u>273,700</u>	<u>301,100</u>	<u>363,600</u>	
21	<u>225,600</u>	<u>275,100</u>	<u>302,900</u>	<u>365,800</u>	
22	<u>227,600</u>	<u>276,400</u>	<u>304,800</u>	<u>368,300</u>	
23	<u>229,600</u>	<u>277,600</u>	<u>306,700</u>	<u>370,800</u>	
24	<u>231,600</u>	<u>278,900</u>	<u>308,500</u>	<u>373,300</u>	
25	<u>233,600</u>	<u>280,300</u>	<u>310,300</u>	<u>375,800</u>	
26	<u>235,700</u>	<u>281,800</u>	<u>312,200</u>	<u>378,300</u>	
27	<u>237,800</u>	<u>283,200</u>	<u>314,100</u>	<u>380,800</u>	
28	<u>239,900</u>	<u>284,600</u>	<u>315,900</u>	<u>383,600</u>	
29	<u>242,000</u>	<u>286,100</u>	<u>317,700</u>	<u>386,300</u>	
30	<u>243,200</u>	<u>288,000</u>	<u>319,600</u>	<u>389,300</u>	
31	<u>244,500</u>	<u>289,800</u>	<u>321,500</u>	<u>392,200</u>	
32	<u>245,800</u>	<u>291,700</u>	<u>323,300</u>	<u>395,100</u>	
33	<u>247,300</u>	<u>293,500</u>	<u>325,100</u>	<u>398,100</u>	
34	<u>248,300</u>	<u>295,000</u>	<u>326,900</u>	<u>400,900</u>	

6	<u>189,000</u>	<u>241,800</u>	<u>261,900</u>	<u>313,100</u>	<u>513,000</u>
7	<u>190,100</u>	<u>243,000</u>	<u>263,300</u>	<u>315,200</u>	<u>515,400</u>
8	<u>191,200</u>	<u>244,200</u>	<u>264,700</u>	<u>317,200</u>	<u>517,900</u>
9	<u>192,300</u>	<u>245,400</u>	<u>266,200</u>	<u>319,100</u>	
10	<u>193,400</u>	<u>246,600</u>	<u>267,600</u>	<u>321,100</u>	
11	<u>194,500</u>	<u>247,800</u>	<u>269,100</u>	<u>323,100</u>	
12	<u>195,700</u>	<u>249,100</u>	<u>270,700</u>	<u>325,100</u>	
13	<u>196,900</u>	<u>250,400</u>	<u>272,300</u>	<u>327,100</u>	
14	<u>198,100</u>	<u>251,700</u>	<u>274,000</u>	<u>329,200</u>	
15	<u>199,400</u>	<u>252,900</u>	<u>275,700</u>	<u>331,300</u>	
16	<u>200,700</u>	<u>254,300</u>	<u>277,400</u>	<u>333,300</u>	
17	<u>202,100</u>	<u>255,800</u>	<u>279,200</u>	<u>335,400</u>	
18	<u>204,200</u>	<u>257,200</u>	<u>281,200</u>	<u>337,500</u>	
19	<u>206,300</u>	<u>258,400</u>	<u>283,100</u>	<u>339,700</u>	
20	<u>208,500</u>	<u>259,800</u>	<u>285,100</u>	<u>341,900</u>	
21	<u>210,700</u>	<u>261,300</u>	<u>287,000</u>	<u>344,100</u>	
22	<u>212,500</u>	<u>262,700</u>	<u>289,000</u>	<u>346,600</u>	
23	<u>214,300</u>	<u>264,000</u>	<u>291,000</u>	<u>349,100</u>	
24	<u>216,100</u>	<u>265,400</u>	<u>292,900</u>	<u>351,600</u>	
25	<u>217,900</u>	<u>266,900</u>	<u>294,800</u>	<u>354,100</u>	
26	<u>219,800</u>	<u>268,500</u>	<u>296,800</u>	<u>356,600</u>	
27	<u>221,700</u>	<u>270,000</u>	<u>298,800</u>	<u>359,100</u>	
28	<u>223,600</u>	<u>271,500</u>	<u>300,700</u>	<u>361,900</u>	
29	<u>225,500</u>	<u>273,100</u>	<u>302,600</u>	<u>364,600</u>	
30	<u>226,800</u>	<u>275,100</u>	<u>304,600</u>	<u>367,600</u>	
31	<u>228,200</u>	<u>277,000</u>	<u>306,600</u>	<u>370,500</u>	
32	<u>229,600</u>	<u>279,000</u>	<u>308,500</u>	<u>373,400</u>	
33	<u>231,200</u>	<u>280,900</u>	<u>310,400</u>	<u>376,400</u>	
34	<u>232,400</u>	<u>282,500</u>	<u>312,300</u>	<u>379,200</u>	

35	<u>249,300</u>	<u>296,500</u>	<u>328,900</u>	<u>403,600</u>	
36	<u>250,300</u>	<u>297,900</u>	<u>330,800</u>	<u>406,300</u>	
37	<u>251,300</u>	<u>299,100</u>	<u>332,600</u>	<u>408,800</u>	
38	<u>252,200</u>	<u>300,300</u>	<u>334,500</u>	<u>411,300</u>	
39	<u>253,200</u>	<u>301,500</u>	<u>336,300</u>	<u>413,600</u>	
40	<u>254,200</u>	<u>302,800</u>	<u>338,200</u>	<u>416,000</u>	
41	<u>255,200</u>	<u>304,100</u>	<u>340,100</u>	<u>418,400</u>	
42	<u>256,100</u>	<u>305,400</u>	<u>341,900</u>	<u>420,700</u>	
43	<u>257,100</u>	<u>306,600</u>	<u>343,800</u>	<u>423,000</u>	
44	<u>258,100</u>	<u>307,700</u>	<u>345,700</u>	<u>425,300</u>	
45	<u>259,100</u>	<u>308,900</u>	<u>347,600</u>	<u>427,700</u>	
46	<u>260,000</u>	<u>310,100</u>	<u>349,500</u>	<u>430,000</u>	
47	<u>261,000</u>	<u>311,300</u>	<u>351,400</u>	<u>432,200</u>	
48	<u>262,000</u>	<u>312,500</u>	<u>353,300</u>	<u>434,400</u>	
49	<u>263,000</u>	<u>313,600</u>	<u>355,300</u>	<u>436,700</u>	
50	<u>264,000</u>	<u>314,700</u>	<u>357,700</u>	<u>438,900</u>	
51	<u>265,000</u>	<u>315,800</u>	<u>360,100</u>	<u>441,000</u>	
52	<u>265,900</u>	<u>317,000</u>	<u>362,500</u>	<u>443,100</u>	
53	<u>266,800</u>	<u>318,200</u>	<u>364,900</u>	<u>445,000</u>	
54	<u>267,700</u>	<u>319,300</u>	<u>367,100</u>	<u>446,800</u>	
55	<u>268,600</u>	<u>320,400</u>	<u>369,100</u>	<u>448,700</u>	
56	<u>269,600</u>	<u>321,500</u>	<u>371,100</u>	<u>450,500</u>	
57	<u>270,600</u>	<u>322,700</u>	<u>373,000</u>	<u>452,200</u>	
58	<u>271,500</u>	<u>323,800</u>	<u>374,800</u>	<u>453,900</u>	
59	<u>272,400</u>	<u>324,900</u>	<u>376,600</u>	<u>455,500</u>	
60	<u>273,400</u>	<u>326,000</u>	<u>378,300</u>	<u>457,200</u>	
61	<u>274,400</u>	<u>327,100</u>	<u>380,100</u>	<u>458,900</u>	
62	<u>275,300</u>	<u>328,200</u>	<u>381,900</u>	<u>460,300</u>	
63	<u>276,200</u>	<u>329,300</u>	<u>383,700</u>	<u>461,300</u>	

35	<u>233,500</u>	<u>284,100</u>	<u>314,400</u>	<u>381,900</u>	
36	<u>234,600</u>	<u>285,600</u>	<u>316,400</u>	<u>384,600</u>	
37	<u>235,700</u>	<u>286,900</u>	<u>318,300</u>	<u>387,100</u>	
38	<u>236,700</u>	<u>288,200</u>	<u>320,300</u>	<u>389,600</u>	
39	<u>237,800</u>	<u>289,500</u>	<u>322,200</u>	<u>391,900</u>	
40	<u>238,900</u>	<u>290,900</u>	<u>324,200</u>	<u>394,300</u>	
41	<u>240,100</u>	<u>292,300</u>	<u>326,200</u>	<u>396,700</u>	
42	<u>241,100</u>	<u>293,700</u>	<u>328,100</u>	<u>399,000</u>	
43	<u>242,200</u>	<u>295,000</u>	<u>330,100</u>	<u>401,300</u>	
44	<u>243,300</u>	<u>296,300</u>	<u>332,100</u>	<u>403,600</u>	
45	<u>244,500</u>	<u>297,600</u>	<u>334,100</u>	<u>406,000</u>	
46	<u>245,500</u>	<u>298,900</u>	<u>336,100</u>	<u>408,300</u>	
47	<u>246,600</u>	<u>300,200</u>	<u>338,100</u>	<u>410,500</u>	
48	<u>247,700</u>	<u>301,500</u>	<u>340,100</u>	<u>412,700</u>	
49	<u>248,900</u>	<u>302,800</u>	<u>342,200</u>	<u>415,000</u>	
50	<u>250,000</u>	<u>304,100</u>	<u>344,700</u>	<u>417,300</u>	
51	<u>251,100</u>	<u>305,400</u>	<u>347,200</u>	<u>419,500</u>	
52	<u>252,100</u>	<u>306,700</u>	<u>349,700</u>	<u>421,700</u>	
53	<u>253,200</u>	<u>308,000</u>	<u>352,200</u>	<u>423,700</u>	
54	<u>254,200</u>	<u>309,300</u>	<u>354,500</u>	<u>425,600</u>	
55	<u>255,300</u>	<u>310,600</u>	<u>356,700</u>	<u>427,600</u>	
56	<u>256,400</u>	<u>311,800</u>	<u>358,800</u>	<u>429,500</u>	
57	<u>257,500</u>	<u>313,100</u>	<u>360,800</u>	<u>431,300</u>	
58	<u>258,500</u>	<u>314,300</u>	<u>362,800</u>	<u>433,100</u>	
59	<u>259,600</u>	<u>315,500</u>	<u>364,700</u>	<u>434,800</u>	
60	<u>260,700</u>	<u>316,800</u>	<u>366,500</u>	<u>436,600</u>	
61	<u>261,800</u>	<u>318,100</u>	<u>368,400</u>	<u>438,400</u>	
62	<u>262,800</u>	<u>319,400</u>	<u>370,300</u>	<u>439,900</u>	
63	<u>263,900</u>	<u>320,600</u>	<u>372,200</u>	<u>441,000</u>	

64	<u>277, 100</u>	<u>330, 400</u>	<u>385, 400</u>	<u>462, 100</u>	
65	<u>278, 100</u>	<u>331, 500</u>	<u>387, 000</u>	<u>462, 900</u>	
66	<u>279, 000</u>	<u>332, 500</u>	<u>388, 600</u>	<u>463, 700</u>	
67	<u>279, 900</u>	<u>333, 600</u>	<u>390, 100</u>	<u>464, 400</u>	
68	<u>280, 800</u>	<u>334, 700</u>	<u>391, 400</u>	<u>465, 100</u>	
69	<u>281, 700</u>	<u>335, 800</u>	<u>392, 700</u>	<u>465, 800</u>	
70	<u>282, 600</u>	<u>336, 900</u>	<u>393, 500</u>	<u>466, 500</u>	
71	<u>283, 500</u>	<u>338, 000</u>	<u>394, 300</u>	<u>467, 200</u>	
72	<u>284, 400</u>	<u>339, 000</u>	<u>395, 000</u>	<u>467, 900</u>	
73	<u>285, 300</u>	<u>340, 100</u>	<u>395, 700</u>	<u>468, 600</u>	
74	<u>286, 200</u>	<u>341, 000</u>	<u>396, 300</u>	<u>469, 300</u>	
75	<u>287, 100</u>	<u>342, 000</u>	<u>396, 900</u>	<u>470, 000</u>	
76	<u>288, 000</u>	<u>343, 000</u>	<u>397, 500</u>	<u>470, 600</u>	
77	<u>288, 900</u>	<u>344, 000</u>	<u>398, 200</u>	<u>471, 200</u>	
78	<u>289, 800</u>	<u>344, 900</u>	<u>398, 800</u>	<u>471, 900</u>	
79	<u>290, 700</u>	<u>345, 700</u>	<u>399, 400</u>	<u>472, 500</u>	
80	<u>291, 600</u>	<u>346, 400</u>	<u>400, 000</u>	<u>473, 100</u>	
81	<u>292, 500</u>	<u>347, 100</u>	<u>400, 500</u>	<u>473, 700</u>	
82	<u>293, 300</u>	<u>347, 700</u>	<u>401, 100</u>	<u>474, 300</u>	
83	<u>294, 200</u>	<u>348, 300</u>	<u>401, 700</u>	<u>474, 900</u>	
84	<u>295, 100</u>	<u>348, 900</u>	<u>402, 200</u>	<u>475, 500</u>	
85	<u>296, 000</u>	<u>349, 400</u>	<u>402, 700</u>	<u>476, 100</u>	
86	<u>296, 800</u>	<u>350, 000</u>	<u>403, 200</u>	<u>476, 700</u>	
87	<u>297, 700</u>	<u>350, 500</u>	<u>403, 700</u>	<u>477, 300</u>	
88	<u>298, 500</u>	<u>351, 000</u>	<u>404, 300</u>	<u>477, 800</u>	
89	<u>299, 400</u>	<u>351, 500</u>	<u>404, 900</u>	<u>478, 300</u>	
90	<u>300, 200</u>	<u>352, 100</u>	<u>405, 500</u>	<u>478, 900</u>	
91	<u>301, 100</u>	<u>352, 600</u>	<u>406, 100</u>	<u>479, 400</u>	
92	<u>302, 000</u>	<u>353, 000</u>	<u>406, 600</u>	<u>479, 900</u>	

64	<u>265, 000</u>	<u>321, 900</u>	<u>374, 000</u>	<u>441, 900</u>	
65	<u>266, 100</u>	<u>323, 100</u>	<u>375, 800</u>	<u>442, 800</u>	
66	<u>267, 100</u>	<u>324, 300</u>	<u>377, 500</u>	<u>443, 600</u>	
67	<u>268, 200</u>	<u>325, 500</u>	<u>379, 100</u>	<u>444, 300</u>	
68	<u>269, 300</u>	<u>326, 800</u>	<u>380, 500</u>	<u>445, 000</u>	
69	<u>270, 300</u>	<u>328, 000</u>	<u>382, 000</u>	<u>445, 700</u>	
70	<u>271, 300</u>	<u>329, 200</u>	<u>383, 000</u>	<u>446, 400</u>	
71	<u>272, 400</u>	<u>330, 400</u>	<u>383, 900</u>	<u>447, 100</u>	
72	<u>273, 400</u>	<u>331, 600</u>	<u>384, 700</u>	<u>447, 800</u>	
73	<u>274, 500</u>	<u>332, 900</u>	<u>385, 500</u>	<u>448, 500</u>	
74	<u>275, 500</u>	<u>334, 000</u>	<u>386, 300</u>	<u>449, 200</u>	
75	<u>276, 600</u>	<u>335, 200</u>	<u>387, 000</u>	<u>449, 900</u>	
76	<u>277, 600</u>	<u>336, 300</u>	<u>387, 700</u>	<u>450, 500</u>	
77	<u>278, 700</u>	<u>337, 500</u>	<u>388, 500</u>	<u>451, 100</u>	
78	<u>279, 700</u>	<u>338, 600</u>	<u>389, 200</u>	<u>451, 800</u>	
79	<u>280, 700</u>	<u>339, 600</u>	<u>389, 900</u>	<u>452, 400</u>	
80	<u>281, 800</u>	<u>340, 500</u>	<u>390, 600</u>	<u>453, 000</u>	
81	<u>282, 900</u>	<u>341, 300</u>	<u>391, 300</u>	<u>453, 600</u>	
82	<u>283, 900</u>	<u>342, 100</u>	<u>391, 900</u>	<u>454, 200</u>	
83	<u>285, 000</u>	<u>342, 900</u>	<u>392, 500</u>	<u>454, 800</u>	
84	<u>286, 000</u>	<u>343, 600</u>	<u>393, 000</u>	<u>455, 400</u>	
85	<u>287, 100</u>	<u>344, 300</u>	<u>393, 500</u>	<u>456, 000</u>	
86	<u>288, 100</u>	<u>345, 100</u>	<u>394, 000</u>	<u>456, 600</u>	
87	<u>289, 100</u>	<u>345, 700</u>	<u>394, 500</u>	<u>457, 200</u>	
88	<u>290, 100</u>	<u>346, 400</u>	<u>395, 100</u>	<u>457, 700</u>	
89	<u>291, 200</u>	<u>347, 100</u>	<u>395, 700</u>	<u>458, 200</u>	
90	<u>292, 200</u>	<u>347, 700</u>	<u>396, 300</u>	<u>458, 800</u>	
91	<u>293, 300</u>	<u>348, 200</u>	<u>396, 900</u>	<u>459, 300</u>	
92	<u>294, 300</u>	<u>348, 600</u>	<u>397, 400</u>	<u>459, 800</u>	

93	<u>302,800</u>	<u>353,500</u>	<u>407,100</u>	<u>480,400</u>	
94	<u>303,600</u>	<u>354,000</u>	<u>407,700</u>	<u>480,900</u>	
95	<u>304,500</u>	<u>354,500</u>	<u>408,200</u>	<u>481,400</u>	
96	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>408,700</u>	<u>481,900</u>	
97	<u>306,200</u>	<u>355,400</u>	<u>409,200</u>	<u>482,300</u>	
98	<u>307,000</u>	<u>355,900</u>	<u>409,700</u>		
99	<u>307,900</u>	<u>356,300</u>	<u>410,200</u>		
100	<u>308,700</u>	<u>356,800</u>	<u>410,700</u>		
101	<u>309,600</u>	<u>357,300</u>	<u>411,200</u>		
102	<u>310,500</u>	<u>357,700</u>	<u>411,700</u>		
103	<u>311,300</u>	<u>358,200</u>	<u>412,200</u>		
104	<u>312,100</u>	<u>358,700</u>	<u>412,700</u>		
105	<u>312,900</u>	<u>359,100</u>	<u>413,100</u>		
106	<u>313,600</u>	<u>359,500</u>	<u>413,600</u>		
107	<u>314,300</u>	<u>359,900</u>	<u>414,100</u>		
108	<u>315,100</u>	<u>360,300</u>	<u>414,500</u>		
109	<u>315,700</u>	<u>360,700</u>	<u>414,900</u>		
110	<u>316,300</u>	<u>361,100</u>	<u>415,400</u>		
111	<u>316,800</u>	<u>361,500</u>	<u>415,900</u>		
112	<u>317,300</u>	<u>361,900</u>	<u>416,300</u>		
113	<u>317,800</u>	<u>362,300</u>	<u>416,700</u>		
114	<u>318,200</u>	<u>362,700</u>	<u>417,200</u>		
115	<u>318,700</u>	<u>363,100</u>	<u>417,700</u>		
116	<u>319,200</u>	<u>363,500</u>	<u>418,100</u>		
117	<u>319,600</u>	<u>363,900</u>	<u>418,500</u>		
118	<u>320,000</u>	<u>364,300</u>	<u>419,000</u>		
119	<u>320,300</u>	<u>364,700</u>	<u>419,400</u>		
120	<u>320,600</u>	<u>365,100</u>	<u>419,800</u>		
121	<u>320,900</u>	<u>365,500</u>	<u>420,200</u>		

93	<u>295,300</u>	<u>349,100</u>	<u>397,900</u>	<u>460,300</u>	
94	<u>296,300</u>	<u>349,600</u>	<u>398,500</u>	<u>460,800</u>	
95	<u>297,300</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>	<u>461,300</u>	
96	<u>298,300</u>	<u>350,600</u>	<u>399,500</u>	<u>461,800</u>	
97	<u>299,400</u>	<u>351,000</u>	<u>400,000</u>	<u>462,200</u>	
98	<u>300,400</u>	<u>351,500</u>	<u>400,500</u>		
99	<u>301,400</u>	<u>351,900</u>	<u>401,000</u>		
100	<u>302,400</u>	<u>352,400</u>	<u>401,500</u>		
101	<u>303,500</u>	<u>352,900</u>	<u>402,000</u>		
102	<u>304,600</u>	<u>353,300</u>	<u>402,500</u>		
103	<u>305,600</u>	<u>353,800</u>	<u>403,000</u>		
104	<u>306,600</u>	<u>354,300</u>	<u>403,500</u>		
105	<u>307,500</u>	<u>354,700</u>	<u>403,900</u>		
106	<u>308,400</u>	<u>355,100</u>	<u>404,400</u>		
107	<u>309,300</u>	<u>355,500</u>	<u>404,900</u>		
108	<u>310,200</u>	<u>355,900</u>	<u>405,300</u>		
109	<u>311,000</u>	<u>356,300</u>	<u>405,700</u>		
110	<u>311,700</u>	<u>356,700</u>	<u>406,200</u>		
111	<u>312,400</u>	<u>357,100</u>	<u>406,700</u>		
112	<u>313,100</u>	<u>357,500</u>	<u>407,100</u>		
113	<u>313,800</u>	<u>357,900</u>	<u>407,500</u>		
114	<u>314,200</u>	<u>358,300</u>	<u>408,000</u>		
115	<u>314,700</u>	<u>358,700</u>	<u>408,500</u>		
116	<u>315,200</u>	<u>359,100</u>	<u>408,900</u>		
117	<u>315,600</u>	<u>359,500</u>	<u>409,300</u>		
118	<u>316,000</u>	<u>359,900</u>	<u>409,800</u>		
119	<u>316,300</u>	<u>360,300</u>	<u>410,200</u>		
120	<u>316,600</u>	<u>360,700</u>	<u>410,600</u>		
121	<u>316,900</u>	<u>361,100</u>	<u>411,000</u>		

122	<u>321, 300</u>	<u>365, 800</u>	<u>420, 700</u>		
123	<u>321, 600</u>	<u>366, 200</u>	<u>421, 100</u>		
124	<u>321, 900</u>	<u>366, 600</u>	<u>421, 500</u>		
125	<u>322, 200</u>	<u>367, 000</u>	<u>421, 900</u>		
126	<u>322, 600</u>	<u>367, 300</u>	<u>422, 400</u>		
127	<u>322, 900</u>	<u>367, 700</u>	<u>422, 800</u>		
128	<u>323, 200</u>	<u>368, 100</u>	<u>423, 200</u>		
129	<u>323, 500</u>	<u>368, 500</u>	<u>423, 600</u>		
130	<u>323, 900</u>		<u>424, 100</u>		
131	<u>324, 200</u>		<u>424, 500</u>		
132	<u>324, 500</u>		<u>424, 900</u>		
133	<u>324, 800</u>		<u>425, 300</u>		
134	<u>325, 200</u>		<u>425, 700</u>		
135	<u>325, 500</u>		<u>426, 100</u>		
136	<u>325, 800</u>		<u>426, 500</u>		
137	<u>326, 100</u>		<u>426, 900</u>		
138	<u>326, 400</u>		<u>427, 300</u>		
139	<u>326, 800</u>		<u>427, 700</u>		
140	<u>327, 100</u>		<u>428, 100</u>		
141	<u>327, 400</u>		<u>428, 500</u>		
142	<u>327, 700</u>				
143	<u>328, 000</u>				
144	<u>328, 300</u>				
145	<u>328, 600</u>				
146	<u>328, 900</u>				
147	<u>329, 200</u>				
148	<u>329, 500</u>				
149	<u>329, 800</u>				
定 年 前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

122	<u>317, 300</u>	<u>361, 400</u>	<u>411, 500</u>		
123	<u>317, 600</u>	<u>361, 800</u>	<u>411, 900</u>		
124	<u>317, 900</u>	<u>362, 200</u>	<u>412, 300</u>		
125	<u>318, 200</u>	<u>362, 600</u>	<u>412, 700</u>		
126	<u>318, 600</u>	<u>362, 900</u>	<u>413, 200</u>		
127	<u>318, 900</u>	<u>363, 300</u>	<u>413, 600</u>		
128	<u>319, 200</u>	<u>363, 700</u>	<u>414, 000</u>		
129	<u>319, 500</u>	<u>364, 100</u>	<u>414, 400</u>		
130	<u>319, 900</u>		<u>414, 900</u>		
131	<u>320, 200</u>		<u>415, 300</u>		
132	<u>320, 500</u>		<u>415, 700</u>		
133	<u>320, 800</u>		<u>416, 100</u>		
134	<u>321, 200</u>		<u>416, 500</u>		
135	<u>321, 500</u>		<u>416, 900</u>		
136	<u>321, 800</u>		<u>417, 300</u>		
137	<u>322, 100</u>		<u>417, 700</u>		
138	<u>322, 400</u>		<u>418, 100</u>		
139	<u>322, 800</u>		<u>418, 500</u>		
140	<u>323, 100</u>		<u>418, 900</u>		
141	<u>323, 400</u>		<u>419, 300</u>		
142	<u>323, 700</u>				
143	<u>324, 000</u>				
144	<u>324, 300</u>				
145	<u>324, 600</u>				
146	<u>324, 900</u>				
147	<u>325, 200</u>				
148	<u>325, 500</u>				
149	<u>325, 800</u>				
定 年 前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

再任用 短時間 勤務職員		月額	月額	月額	月額	月額
		<u>208,600</u>	<u>242,300</u>	<u>285,000</u>	<u>330,200</u>	<u>453,000</u>

備考

1 …… (略)

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員		円	円	円	円
1		<u>188,000</u>	<u>259,200</u>	<u>289,800</u>	<u>322,700</u>
2		<u>188,500</u>	<u>260,400</u>	<u>291,000</u>	<u>324,600</u>
3		<u>189,000</u>	<u>261,600</u>	<u>292,500</u>	<u>326,400</u>
4		<u>189,500</u>	<u>262,900</u>	<u>294,000</u>	<u>328,200</u>
5		<u>190,000</u>	<u>264,100</u>	<u>295,500</u>	<u>330,000</u>
6		<u>190,500</u>	<u>265,300</u>	<u>297,000</u>	<u>331,700</u>
7		<u>191,000</u>	<u>266,500</u>	<u>298,600</u>	<u>333,400</u>
8		<u>191,600</u>	<u>267,700</u>	<u>300,200</u>	<u>335,100</u>
9		<u>192,200</u>	<u>268,900</u>	<u>301,700</u>	<u>336,900</u>
10		<u>192,700</u>	<u>270,100</u>	<u>303,300</u>	<u>338,700</u>
11		<u>193,400</u>	<u>271,300</u>	<u>304,900</u>	<u>340,400</u>
12		<u>194,000</u>	<u>272,500</u>	<u>306,600</u>	<u>342,200</u>
13		<u>194,600</u>	<u>273,700</u>	<u>308,200</u>	<u>343,900</u>
14		<u>195,300</u>	<u>274,900</u>	<u>309,800</u>	<u>345,600</u>
15		<u>196,100</u>	<u>276,100</u>	<u>311,400</u>	<u>347,400</u>

再任用 短時間 勤務職員		月額	月額	月額	月額	月額
		<u>201,200</u>	<u>233,700</u>	<u>274,800</u>	<u>318,400</u>	<u>436,800</u>

備考

1 …… (略)

2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の 職員		円	円	円	円
1		<u>175,700</u>	<u>245,000</u>	<u>276,300</u>	<u>307,200</u>
2		<u>176,200</u>	<u>246,500</u>	<u>277,900</u>	<u>309,300</u>
3		<u>176,700</u>	<u>248,000</u>	<u>279,600</u>	<u>311,400</u>
4		<u>177,200</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>313,400</u>
5		<u>177,700</u>	<u>250,900</u>	<u>283,000</u>	<u>315,500</u>
6		<u>178,200</u>	<u>252,200</u>	<u>284,700</u>	<u>317,600</u>
7		<u>178,700</u>	<u>253,400</u>	<u>286,400</u>	<u>319,700</u>
8		<u>179,300</u>	<u>254,600</u>	<u>288,100</u>	<u>321,800</u>
9		<u>179,900</u>	<u>255,800</u>	<u>289,800</u>	<u>323,800</u>
10		<u>180,400</u>	<u>257,000</u>	<u>291,500</u>	<u>325,800</u>
11		<u>181,100</u>	<u>258,300</u>	<u>293,300</u>	<u>327,700</u>
12		<u>181,700</u>	<u>259,600</u>	<u>295,000</u>	<u>329,700</u>
13		<u>182,300</u>	<u>260,900</u>	<u>296,700</u>	<u>331,600</u>
14		<u>183,000</u>	<u>262,200</u>	<u>298,400</u>	<u>333,600</u>
15		<u>183,800</u>	<u>263,500</u>	<u>300,100</u>	<u>335,500</u>

16	<u>196,900</u>	<u>277,300</u>	<u>312,900</u>	<u>349,100</u>	16	<u>184,600</u>	<u>264,900</u>	<u>301,700</u>	<u>337,400</u>
17	<u>197,700</u>	<u>278,500</u>	<u>314,400</u>	<u>350,800</u>	17	<u>185,400</u>	<u>266,200</u>	<u>303,300</u>	<u>339,300</u>
18	<u>198,800</u>	<u>279,700</u>	<u>316,000</u>	<u>352,500</u>	18	<u>186,500</u>	<u>267,500</u>	<u>304,900</u>	<u>341,200</u>
19	<u>199,900</u>	<u>280,900</u>	<u>317,600</u>	<u>354,300</u>	19	<u>187,600</u>	<u>268,900</u>	<u>306,500</u>	<u>343,100</u>
20	<u>201,100</u>	<u>282,100</u>	<u>319,200</u>	<u>356,100</u>	20	<u>188,800</u>	<u>270,300</u>	<u>308,200</u>	<u>345,000</u>
21	<u>202,500</u>	<u>283,300</u>	<u>320,700</u>	<u>357,800</u>	21	<u>190,100</u>	<u>271,600</u>	<u>309,800</u>	<u>346,800</u>
22	<u>203,800</u>	<u>284,500</u>	<u>322,200</u>	<u>359,600</u>	22	<u>191,400</u>	<u>273,000</u>	<u>311,400</u>	<u>348,700</u>
23	<u>205,100</u>	<u>285,700</u>	<u>323,700</u>	<u>361,300</u>	23	<u>192,600</u>	<u>274,400</u>	<u>313,000</u>	<u>350,500</u>
24	<u>206,400</u>	<u>286,900</u>	<u>325,300</u>	<u>363,000</u>	24	<u>193,900</u>	<u>275,800</u>	<u>314,600</u>	<u>352,300</u>
25	<u>207,700</u>	<u>288,100</u>	<u>326,800</u>	<u>364,700</u>	25	<u>195,200</u>	<u>277,200</u>	<u>316,100</u>	<u>354,000</u>
26	<u>209,100</u>	<u>289,300</u>	<u>328,200</u>	<u>366,300</u>	26	<u>196,600</u>	<u>278,600</u>	<u>317,600</u>	<u>355,700</u>
27	<u>210,600</u>	<u>290,500</u>	<u>329,600</u>	<u>367,900</u>	27	<u>198,000</u>	<u>280,000</u>	<u>319,000</u>	<u>357,300</u>
28	<u>212,100</u>	<u>291,700</u>	<u>331,000</u>	<u>369,400</u>	28	<u>199,500</u>	<u>281,400</u>	<u>320,400</u>	<u>358,900</u>
29	<u>213,700</u>	<u>292,900</u>	<u>332,400</u>	<u>370,900</u>	29	<u>201,000</u>	<u>282,800</u>	<u>321,800</u>	<u>360,400</u>
30	<u>215,200</u>	<u>294,000</u>	<u>333,800</u>	<u>372,100</u>	30	<u>202,500</u>	<u>284,200</u>	<u>323,200</u>	<u>361,600</u>
31	<u>216,700</u>	<u>295,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,300</u>	31	<u>204,000</u>	<u>285,600</u>	<u>324,600</u>	<u>362,800</u>
32	<u>218,300</u>	<u>296,400</u>	<u>336,600</u>	<u>374,500</u>	32	<u>205,500</u>	<u>286,900</u>	<u>326,000</u>	<u>364,000</u>
33	<u>219,900</u>	<u>297,600</u>	<u>338,000</u>	<u>375,700</u>	33	<u>207,100</u>	<u>288,200</u>	<u>327,400</u>	<u>365,200</u>
34	<u>221,500</u>	<u>298,800</u>	<u>339,400</u>	<u>376,800</u>	34	<u>208,600</u>	<u>289,500</u>	<u>328,800</u>	<u>366,300</u>
35	<u>223,100</u>	<u>300,000</u>	<u>340,700</u>	<u>377,800</u>	35	<u>210,200</u>	<u>290,800</u>	<u>330,100</u>	<u>367,300</u>
36	<u>224,800</u>	<u>301,200</u>	<u>341,900</u>	<u>378,900</u>	36	<u>211,800</u>	<u>292,100</u>	<u>331,400</u>	<u>368,400</u>
37	<u>226,400</u>	<u>302,400</u>	<u>343,100</u>	<u>379,900</u>	37	<u>213,400</u>	<u>293,300</u>	<u>332,600</u>	<u>369,400</u>
38	<u>228,000</u>	<u>303,600</u>	<u>344,300</u>	<u>380,800</u>	38	<u>214,900</u>	<u>294,500</u>	<u>333,800</u>	<u>370,300</u>
39	<u>229,600</u>	<u>304,800</u>	<u>345,400</u>	<u>381,700</u>	39	<u>216,500</u>	<u>295,700</u>	<u>334,900</u>	<u>371,200</u>
40	<u>231,300</u>	<u>306,000</u>	<u>346,500</u>	<u>382,600</u>	40	<u>218,100</u>	<u>296,900</u>	<u>336,000</u>	<u>372,100</u>
41	<u>232,800</u>	<u>307,100</u>	<u>347,600</u>	<u>383,400</u>	41	<u>219,600</u>	<u>298,100</u>	<u>337,100</u>	<u>372,900</u>
42	<u>233,900</u>	<u>308,200</u>	<u>348,600</u>	<u>384,200</u>	42	<u>220,400</u>	<u>299,200</u>	<u>338,100</u>	<u>373,700</u>
43	<u>234,900</u>	<u>309,300</u>	<u>349,500</u>	<u>384,900</u>	43	<u>221,200</u>	<u>300,300</u>	<u>339,000</u>	<u>374,500</u>
44	<u>235,900</u>	<u>310,300</u>	<u>350,400</u>	<u>385,600</u>	44	<u>222,000</u>	<u>301,300</u>	<u>339,900</u>	<u>375,200</u>

45	<u>236,900</u>	<u>311,200</u>	<u>351,300</u>	<u>386,200</u>	45	<u>222,700</u>	<u>302,300</u>	<u>340,800</u>	<u>375,800</u>
46	<u>237,800</u>	<u>312,100</u>	<u>352,100</u>	<u>386,800</u>	46	<u>223,200</u>	<u>303,200</u>	<u>341,600</u>	<u>376,400</u>
47	<u>238,600</u>	<u>313,000</u>	<u>352,900</u>	<u>387,300</u>	47	<u>223,700</u>	<u>304,100</u>	<u>342,400</u>	<u>377,000</u>
48	<u>239,400</u>	<u>313,900</u>	<u>353,700</u>	<u>387,800</u>	48	<u>224,200</u>	<u>305,000</u>	<u>343,200</u>	<u>377,500</u>
49	<u>240,200</u>	<u>314,800</u>	<u>354,500</u>	<u>388,200</u>	49	<u>224,600</u>	<u>305,900</u>	<u>344,000</u>	<u>377,900</u>
50	<u>240,900</u>	<u>315,600</u>	<u>355,200</u>	<u>388,600</u>	50	<u>225,100</u>	<u>306,800</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>
51	<u>241,600</u>	<u>316,400</u>	<u>355,900</u>	<u>389,000</u>	51	<u>225,600</u>	<u>307,600</u>	<u>345,400</u>	<u>378,800</u>
52	<u>242,300</u>	<u>317,200</u>	<u>356,600</u>	<u>389,400</u>	52	<u>226,200</u>	<u>308,400</u>	<u>346,100</u>	<u>379,200</u>
53	<u>243,100</u>	<u>318,000</u>	<u>357,200</u>	<u>389,800</u>	53	<u>226,800</u>	<u>309,200</u>	<u>346,800</u>	<u>379,600</u>
54	<u>243,900</u>	<u>318,800</u>	<u>357,800</u>	<u>390,100</u>	54	<u>227,500</u>	<u>310,000</u>	<u>347,500</u>	<u>380,000</u>
55	<u>244,700</u>	<u>319,600</u>	<u>358,400</u>	<u>390,500</u>	55	<u>228,200</u>	<u>310,800</u>	<u>348,100</u>	<u>380,400</u>
56	<u>245,500</u>	<u>320,300</u>	<u>358,900</u>	<u>390,800</u>	56	<u>229,000</u>	<u>311,500</u>	<u>348,700</u>	<u>380,800</u>
57	<u>246,400</u>	<u>321,000</u>	<u>359,300</u>	<u>391,100</u>	57	<u>229,900</u>	<u>312,200</u>	<u>349,200</u>	<u>381,100</u>
58	<u>247,200</u>	<u>321,600</u>	<u>359,700</u>	<u>391,400</u>	58	<u>230,700</u>	<u>312,900</u>	<u>349,700</u>	<u>381,400</u>
59	<u>247,900</u>	<u>322,300</u>	<u>360,100</u>	<u>391,700</u>	59	<u>231,500</u>	<u>313,600</u>	<u>350,200</u>	<u>381,800</u>
60	<u>248,600</u>	<u>323,000</u>	<u>360,500</u>	<u>392,000</u>	60	<u>232,400</u>	<u>314,300</u>	<u>350,600</u>	<u>382,100</u>
61	<u>249,300</u>	<u>323,700</u>	<u>360,800</u>	<u>392,300</u>	61	<u>233,400</u>	<u>315,000</u>	<u>351,000</u>	<u>382,400</u>
62	<u>250,000</u>	<u>324,300</u>	<u>361,100</u>	<u>392,600</u>	62	<u>234,300</u>	<u>315,600</u>	<u>351,400</u>	<u>382,700</u>
63	<u>250,700</u>	<u>324,900</u>	<u>361,400</u>	<u>392,900</u>	63	<u>235,200</u>	<u>316,200</u>	<u>351,800</u>	<u>383,100</u>
64	<u>251,400</u>	<u>325,500</u>	<u>361,700</u>	<u>393,200</u>	64	<u>236,000</u>	<u>316,800</u>	<u>352,200</u>	<u>383,400</u>
65	<u>252,100</u>	<u>326,100</u>	<u>362,000</u>	<u>393,500</u>	65	<u>236,900</u>	<u>317,400</u>	<u>352,600</u>	<u>383,700</u>
66	<u>252,800</u>	<u>326,600</u>	<u>362,300</u>	<u>393,800</u>	66	<u>237,700</u>	<u>318,000</u>	<u>353,000</u>	<u>384,100</u>
67	<u>253,500</u>	<u>327,100</u>	<u>362,600</u>	<u>394,100</u>	67	<u>238,600</u>	<u>318,500</u>	<u>353,400</u>	<u>384,400</u>
68	<u>254,200</u>	<u>327,600</u>	<u>362,900</u>	<u>394,400</u>	68	<u>239,500</u>	<u>319,000</u>	<u>353,800</u>	<u>384,700</u>
69	<u>254,900</u>	<u>328,100</u>	<u>363,200</u>	<u>394,700</u>	69	<u>240,400</u>	<u>319,500</u>	<u>354,100</u>	<u>385,000</u>
70	<u>255,600</u>	<u>328,500</u>	<u>363,500</u>	<u>394,900</u>	70	<u>241,300</u>	<u>320,000</u>	<u>354,400</u>	<u>385,300</u>
71	<u>256,300</u>	<u>328,900</u>	<u>363,800</u>	<u>395,200</u>	71	<u>242,200</u>	<u>320,500</u>	<u>354,700</u>	<u>385,600</u>
72	<u>257,000</u>	<u>329,400</u>	<u>364,000</u>	<u>395,500</u>	72	<u>243,100</u>	<u>321,000</u>	<u>355,000</u>	<u>385,900</u>
73	<u>257,700</u>	<u>329,800</u>	<u>364,300</u>	<u>395,800</u>	73	<u>244,000</u>	<u>321,500</u>	<u>355,300</u>	<u>386,200</u>

74	<u>258,400</u>	<u>330,300</u>	<u>364,600</u>	<u>396,100</u>
75	<u>259,100</u>	<u>330,700</u>	<u>364,900</u>	<u>396,400</u>
76	<u>259,800</u>	<u>331,000</u>	<u>365,200</u>	<u>396,700</u>
77	<u>260,500</u>	<u>331,300</u>	<u>365,500</u>	<u>396,900</u>
78	<u>261,200</u>	<u>331,600</u>	<u>365,800</u>	<u>397,200</u>
79	<u>261,900</u>	<u>331,900</u>	<u>366,000</u>	<u>397,500</u>
80	<u>262,600</u>	<u>332,200</u>	<u>366,300</u>	<u>397,800</u>
81	<u>263,300</u>	<u>332,500</u>	<u>366,600</u>	<u>398,100</u>
82	<u>264,100</u>	<u>332,800</u>	<u>366,900</u>	<u>398,400</u>
83	<u>264,800</u>	<u>333,100</u>	<u>367,200</u>	<u>398,700</u>
84	<u>265,500</u>	<u>333,400</u>	<u>367,500</u>	<u>399,000</u>
85	<u>266,300</u>	<u>333,700</u>	<u>367,800</u>	<u>399,200</u>
86	<u>267,100</u>	<u>334,000</u>	<u>368,000</u>	<u>399,500</u>
87	<u>267,900</u>	<u>334,300</u>	<u>368,300</u>	<u>399,800</u>
88	<u>268,600</u>	<u>334,600</u>	<u>368,600</u>	<u>400,100</u>
89	<u>269,400</u>	<u>334,800</u>	<u>368,900</u>	<u>400,400</u>
90	<u>270,200</u>	<u>335,100</u>	<u>369,200</u>	<u>400,700</u>
91	<u>270,900</u>	<u>335,400</u>	<u>369,500</u>	<u>401,000</u>
92	<u>271,700</u>	<u>335,700</u>	<u>369,800</u>	<u>401,300</u>
93	<u>272,500</u>	<u>336,000</u>	<u>370,100</u>	<u>401,600</u>
94	<u>273,300</u>	<u>336,300</u>	<u>370,400</u>	<u>401,900</u>
95	<u>274,100</u>	<u>336,600</u>	<u>370,700</u>	<u>402,200</u>
96	<u>274,900</u>	<u>336,800</u>	<u>371,000</u>	<u>402,500</u>
97	<u>275,700</u>	<u>337,100</u>	<u>371,300</u>	<u>402,800</u>
98	<u>276,400</u>	<u>337,400</u>	<u>371,500</u>	<u>403,100</u>
99	<u>277,100</u>	<u>337,700</u>	<u>371,800</u>	<u>403,400</u>
100	<u>277,800</u>	<u>338,000</u>	<u>372,100</u>	<u>403,700</u>
101	<u>278,500</u>	<u>338,200</u>	<u>372,400</u>	<u>404,000</u>
102	<u>279,300</u>	<u>338,500</u>	<u>372,700</u>	<u>404,300</u>

74	<u>244,900</u>	<u>322,000</u>	<u>355,600</u>	<u>386,500</u>
75	<u>245,800</u>	<u>322,500</u>	<u>355,900</u>	<u>386,800</u>
76	<u>246,700</u>	<u>322,900</u>	<u>356,200</u>	<u>387,100</u>
77	<u>247,500</u>	<u>323,300</u>	<u>356,500</u>	<u>387,400</u>
78	<u>248,300</u>	<u>323,700</u>	<u>356,800</u>	<u>387,700</u>
79	<u>249,200</u>	<u>324,100</u>	<u>357,100</u>	<u>388,000</u>
80	<u>250,100</u>	<u>324,400</u>	<u>357,400</u>	<u>388,300</u>
81	<u>250,900</u>	<u>324,700</u>	<u>357,700</u>	<u>388,600</u>
82	<u>251,800</u>	<u>325,100</u>	<u>358,000</u>	<u>388,900</u>
83	<u>252,700</u>	<u>325,500</u>	<u>358,300</u>	<u>389,200</u>
84	<u>253,500</u>	<u>325,800</u>	<u>358,600</u>	<u>389,500</u>
85	<u>254,400</u>	<u>326,100</u>	<u>358,900</u>	<u>389,700</u>
86	<u>255,300</u>	<u>326,400</u>	<u>359,200</u>	<u>390,000</u>
87	<u>256,200</u>	<u>326,700</u>	<u>359,500</u>	<u>390,300</u>
88	<u>257,000</u>	<u>327,000</u>	<u>359,800</u>	<u>390,600</u>
89	<u>257,800</u>	<u>327,300</u>	<u>360,100</u>	<u>390,900</u>
90	<u>258,700</u>	<u>327,600</u>	<u>360,400</u>	<u>391,200</u>
91	<u>259,600</u>	<u>327,900</u>	<u>360,700</u>	<u>391,500</u>
92	<u>260,500</u>	<u>328,200</u>	<u>361,000</u>	<u>391,800</u>
93	<u>261,500</u>	<u>328,500</u>	<u>361,300</u>	<u>392,100</u>
94	<u>262,500</u>	<u>328,800</u>	<u>361,600</u>	<u>392,400</u>
95	<u>263,400</u>	<u>329,100</u>	<u>361,900</u>	<u>392,700</u>
96	<u>264,300</u>	<u>329,300</u>	<u>362,200</u>	<u>393,000</u>
97	<u>265,100</u>	<u>329,600</u>	<u>362,500</u>	<u>393,300</u>
98	<u>265,900</u>	<u>329,900</u>	<u>362,800</u>	<u>393,600</u>
99	<u>266,800</u>	<u>330,200</u>	<u>363,100</u>	<u>393,900</u>
100	<u>267,600</u>	<u>330,500</u>	<u>363,400</u>	<u>394,200</u>
101	<u>268,400</u>	<u>330,700</u>	<u>363,700</u>	<u>394,500</u>
102	<u>269,300</u>	<u>331,000</u>	<u>364,000</u>	<u>394,800</u>

103	<u>280,100</u>	<u>338,800</u>	<u>373,000</u>	<u>404,600</u>	103	<u>270,300</u>	<u>331,300</u>	<u>364,300</u>	<u>395,100</u>
104	<u>280,900</u>	<u>339,100</u>	<u>373,300</u>	<u>404,900</u>	104	<u>271,300</u>	<u>331,600</u>	<u>364,600</u>	<u>395,400</u>
105	<u>281,700</u>	<u>339,400</u>	<u>373,500</u>	<u>405,200</u>	105	<u>272,200</u>	<u>331,900</u>	<u>364,800</u>	<u>395,700</u>
106	<u>282,500</u>	<u>339,700</u>	<u>373,800</u>	<u>405,500</u>	106	<u>273,100</u>	<u>332,200</u>	<u>365,100</u>	<u>396,000</u>
107	<u>283,300</u>	<u>340,000</u>	<u>374,100</u>	<u>405,800</u>	107	<u>274,000</u>	<u>332,500</u>	<u>365,400</u>	<u>396,300</u>
108	<u>284,100</u>	<u>340,200</u>	<u>374,400</u>	<u>406,100</u>	108	<u>274,900</u>	<u>332,700</u>	<u>365,700</u>	<u>396,600</u>
109	<u>284,900</u>	<u>340,500</u>	<u>374,700</u>	<u>406,400</u>	109	<u>275,800</u>	<u>333,000</u>	<u>366,000</u>	<u>396,900</u>
110	<u>285,600</u>	<u>340,800</u>	<u>375,000</u>	<u>406,700</u>	110	<u>276,800</u>	<u>333,300</u>	<u>366,300</u>	<u>397,200</u>
111	<u>286,300</u>	<u>341,100</u>	<u>375,300</u>	<u>407,000</u>	111	<u>277,700</u>	<u>333,600</u>	<u>366,600</u>	<u>397,500</u>
112	<u>287,000</u>	<u>341,400</u>	<u>375,600</u>	<u>407,300</u>	112	<u>278,400</u>	<u>333,900</u>	<u>366,900</u>	<u>397,800</u>
113	<u>287,700</u>	<u>341,700</u>	<u>375,800</u>	<u>407,600</u>	113	<u>279,200</u>	<u>334,200</u>	<u>367,200</u>	<u>398,100</u>
114	<u>288,300</u>	<u>342,000</u>	<u>376,100</u>	<u>407,900</u>	114	<u>280,000</u>	<u>334,500</u>	<u>367,500</u>	<u>398,400</u>
115	<u>288,900</u>	<u>342,300</u>	<u>376,400</u>	<u>408,200</u>	115	<u>280,700</u>	<u>334,800</u>	<u>367,800</u>	<u>398,700</u>
116	<u>289,500</u>	<u>342,600</u>	<u>376,700</u>	<u>408,500</u>	116	<u>281,500</u>	<u>335,100</u>	<u>368,100</u>	<u>399,000</u>
117	<u>290,100</u>	<u>342,900</u>	<u>377,000</u>	<u>408,800</u>	117	<u>282,200</u>	<u>335,400</u>	<u>368,400</u>	<u>399,300</u>
118	<u>290,600</u>	<u>343,200</u>	<u>377,300</u>	<u>409,100</u>	118	<u>282,800</u>	<u>335,700</u>	<u>368,700</u>	<u>399,600</u>
119	<u>291,000</u>	<u>343,500</u>	<u>377,600</u>	<u>409,400</u>	119	<u>283,300</u>	<u>336,000</u>	<u>369,000</u>	<u>399,900</u>
120	<u>291,400</u>	<u>343,800</u>	<u>377,900</u>	<u>409,700</u>	120	<u>283,800</u>	<u>336,300</u>	<u>369,300</u>	<u>400,200</u>
121	<u>291,800</u>	<u>344,100</u>	<u>378,200</u>	<u>410,000</u>	121	<u>284,200</u>	<u>336,600</u>	<u>369,600</u>	<u>400,500</u>
122	<u>292,100</u>	<u>344,400</u>	<u>378,500</u>	<u>410,300</u>	122	<u>284,600</u>	<u>336,900</u>	<u>369,900</u>	<u>400,800</u>
123	<u>292,400</u>	<u>344,700</u>	<u>378,700</u>	<u>410,600</u>	123	<u>285,000</u>	<u>337,200</u>	<u>370,200</u>	<u>401,100</u>
124	<u>292,700</u>	<u>345,000</u>	<u>379,000</u>	<u>410,900</u>	124	<u>285,400</u>	<u>337,500</u>	<u>370,500</u>	<u>401,400</u>
125	<u>293,000</u>	<u>345,300</u>	<u>379,300</u>	<u>411,200</u>	125	<u>285,700</u>	<u>337,800</u>	<u>370,800</u>	<u>401,700</u>
126	<u>293,300</u>	<u>345,600</u>	<u>379,600</u>	<u>411,500</u>	126	<u>286,100</u>	<u>338,100</u>	<u>371,100</u>	<u>402,000</u>
127	<u>293,600</u>	<u>345,900</u>	<u>379,900</u>	<u>411,800</u>	127	<u>286,400</u>	<u>338,400</u>	<u>371,400</u>	<u>402,300</u>
128	<u>293,900</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>412,100</u>	128	<u>286,800</u>	<u>338,700</u>	<u>371,700</u>	<u>402,600</u>
129	<u>294,200</u>	<u>346,500</u>	<u>380,500</u>	<u>412,400</u>	129	<u>287,100</u>	<u>339,000</u>	<u>372,000</u>	<u>402,900</u>
130	<u>294,500</u>	<u>346,800</u>	<u>380,800</u>	<u>412,700</u>	130	<u>287,500</u>	<u>339,300</u>	<u>372,300</u>	<u>403,200</u>
131	<u>294,800</u>	<u>347,100</u>	<u>381,100</u>	<u>413,000</u>	131	<u>287,900</u>	<u>339,600</u>	<u>372,600</u>	<u>403,500</u>

132	<u>295,000</u>	<u>347,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,300</u>	132	<u>288,200</u>	<u>339,900</u>	<u>372,900</u>	<u>403,800</u>
133	<u>295,300</u>	<u>347,700</u>	<u>381,700</u>	<u>413,600</u>	133	<u>288,500</u>	<u>340,200</u>	<u>373,200</u>	<u>404,100</u>
134	<u>295,600</u>	<u>348,000</u>	<u>382,000</u>	<u>413,900</u>	134	<u>288,800</u>	<u>340,500</u>	<u>373,500</u>	<u>404,400</u>
135	<u>295,900</u>	<u>348,300</u>	<u>382,300</u>	<u>414,200</u>	135	<u>289,100</u>	<u>340,800</u>	<u>373,800</u>	<u>404,700</u>
136	<u>296,200</u>	<u>348,600</u>	<u>382,600</u>	<u>414,500</u>	136	<u>289,400</u>	<u>341,100</u>	<u>374,100</u>	<u>405,000</u>
137	<u>296,500</u>	<u>348,900</u>	<u>382,900</u>	<u>414,800</u>	137	<u>289,700</u>	<u>341,400</u>	<u>374,400</u>	<u>405,300</u>
138	<u>296,800</u>	<u>349,200</u>	<u>383,200</u>	<u>415,100</u>	138	<u>290,000</u>	<u>341,700</u>	<u>374,700</u>	<u>405,600</u>
139	<u>297,000</u>	<u>349,500</u>	<u>383,500</u>	<u>415,400</u>	139	<u>290,300</u>	<u>342,000</u>	<u>375,000</u>	<u>405,900</u>
140	<u>297,300</u>	<u>349,800</u>	<u>383,800</u>	<u>415,700</u>	140	<u>290,600</u>	<u>342,300</u>	<u>375,300</u>	<u>406,200</u>
141	<u>297,600</u>	<u>350,100</u>	<u>384,100</u>	<u>416,000</u>	141	<u>290,900</u>	<u>342,600</u>	<u>375,600</u>	<u>406,500</u>
142	<u>297,900</u>	<u>350,400</u>	<u>384,400</u>	<u>416,300</u>	142	<u>291,200</u>	<u>342,900</u>	<u>375,900</u>	<u>406,800</u>
143	<u>298,200</u>	<u>350,700</u>	<u>384,700</u>	<u>416,600</u>	143	<u>291,500</u>	<u>343,200</u>	<u>376,200</u>	<u>407,100</u>
144	<u>298,500</u>	<u>351,000</u>	<u>385,000</u>	<u>416,900</u>	144	<u>291,800</u>	<u>343,500</u>	<u>376,500</u>	<u>407,400</u>
145	<u>298,800</u>	<u>351,300</u>	<u>385,300</u>	<u>417,200</u>	145	<u>292,100</u>	<u>343,800</u>	<u>376,800</u>	<u>407,700</u>
146	<u>299,000</u>	<u>351,600</u>	<u>385,600</u>	<u>417,500</u>	146	<u>292,300</u>	<u>344,100</u>	<u>377,100</u>	<u>408,000</u>
147	<u>299,300</u>	<u>351,900</u>	<u>385,900</u>	<u>417,800</u>	147	<u>292,600</u>	<u>344,400</u>	<u>377,400</u>	<u>408,300</u>
148	<u>299,600</u>	<u>352,200</u>	<u>386,200</u>	<u>418,100</u>	148	<u>292,900</u>	<u>344,700</u>	<u>377,700</u>	<u>408,600</u>
149	<u>299,900</u>	<u>352,500</u>	<u>386,500</u>	<u>418,400</u>	149	<u>293,200</u>	<u>345,000</u>	<u>378,000</u>	<u>408,900</u>
150	<u>300,200</u>	<u>352,800</u>	<u>386,800</u>		150	<u>293,500</u>	<u>345,300</u>	<u>378,300</u>	
151	<u>300,500</u>	<u>353,100</u>	<u>387,100</u>		151	<u>293,800</u>	<u>345,600</u>	<u>378,600</u>	
152	<u>300,800</u>	<u>353,400</u>	<u>387,400</u>		152	<u>294,100</u>	<u>345,900</u>	<u>378,900</u>	
153	<u>301,100</u>	<u>353,700</u>	<u>387,700</u>		153	<u>294,400</u>	<u>346,200</u>	<u>379,200</u>	
154	<u>301,300</u>	<u>354,000</u>	<u>388,000</u>		154	<u>294,700</u>	<u>346,500</u>	<u>379,500</u>	
155	<u>301,600</u>	<u>354,300</u>	<u>388,300</u>		155	<u>295,000</u>	<u>346,800</u>	<u>379,800</u>	
156	<u>301,900</u>	<u>354,600</u>	<u>388,600</u>		156	<u>295,300</u>	<u>347,100</u>	<u>380,100</u>	
157	<u>302,200</u>	<u>354,900</u>	<u>388,900</u>		157	<u>295,600</u>	<u>347,400</u>	<u>380,400</u>	
158	<u>302,500</u>	<u>355,200</u>	<u>389,200</u>		158	<u>295,900</u>	<u>347,700</u>	<u>380,700</u>	
159	<u>302,800</u>	<u>355,500</u>	<u>389,500</u>		159	<u>296,200</u>	<u>348,000</u>	<u>381,000</u>	
160	<u>303,100</u>	<u>355,800</u>	<u>389,800</u>		160	<u>296,500</u>	<u>348,300</u>	<u>381,300</u>	

161	<u>303,400</u>	<u>356,100</u>	<u>390,100</u>
162	<u>303,700</u>	<u>356,400</u>	<u>390,400</u>
163	<u>304,000</u>	<u>356,700</u>	<u>390,700</u>
164	<u>304,200</u>	<u>357,000</u>	<u>391,000</u>
165	<u>304,500</u>	<u>357,300</u>	<u>391,300</u>
166	<u>304,800</u>	<u>357,600</u>	<u>391,600</u>
167	<u>305,100</u>	<u>357,900</u>	<u>391,900</u>
168	<u>305,400</u>	<u>358,200</u>	<u>392,200</u>
169	<u>305,700</u>	<u>358,500</u>	<u>392,500</u>
170	<u>306,000</u>	<u>358,800</u>	<u>392,800</u>
171	<u>306,300</u>	<u>359,100</u>	<u>393,100</u>
172	<u>306,600</u>	<u>359,400</u>	<u>393,400</u>
173	<u>306,900</u>	<u>359,700</u>	<u>393,700</u>
174	<u>307,200</u>	<u>360,000</u>	<u>394,000</u>
175	<u>307,500</u>	<u>360,300</u>	<u>394,300</u>
176	<u>307,800</u>	<u>360,600</u>	<u>394,600</u>
177	<u>308,100</u>	<u>360,900</u>	<u>394,900</u>
178	<u>308,400</u>	<u>361,200</u>	<u>395,200</u>
179	<u>308,700</u>	<u>361,500</u>	<u>395,500</u>
180	<u>309,000</u>	<u>361,800</u>	<u>395,800</u>
181	<u>309,300</u>	<u>362,100</u>	<u>396,100</u>
182	<u>309,600</u>	<u>362,400</u>	<u>396,400</u>
183	<u>309,900</u>	<u>362,700</u>	<u>396,700</u>
184	<u>310,200</u>	<u>363,000</u>	<u>397,000</u>
185	<u>310,500</u>	<u>363,300</u>	<u>397,300</u>
186	<u>310,800</u>	<u>363,600</u>	<u>397,600</u>
187	<u>311,100</u>	<u>363,900</u>	<u>397,900</u>
188	<u>311,400</u>	<u>364,200</u>	<u>398,200</u>
189	<u>311,700</u>	<u>364,500</u>	<u>398,500</u>

161	<u>296,800</u>	<u>348,600</u>	<u>381,600</u>
162	<u>297,100</u>	<u>348,900</u>	<u>381,900</u>
163	<u>297,400</u>	<u>349,200</u>	<u>382,200</u>
164	<u>297,700</u>	<u>349,500</u>	<u>382,500</u>
165	<u>298,000</u>	<u>349,800</u>	<u>382,800</u>
166	<u>298,300</u>	<u>350,100</u>	<u>383,100</u>
167	<u>298,600</u>	<u>350,400</u>	<u>383,400</u>
168	<u>298,900</u>	<u>350,700</u>	<u>383,700</u>
169	<u>299,200</u>	<u>351,000</u>	<u>384,000</u>
170	<u>299,500</u>	<u>351,300</u>	<u>384,300</u>
171	<u>299,800</u>	<u>351,600</u>	<u>384,600</u>
172	<u>300,100</u>	<u>351,900</u>	<u>384,900</u>
173	<u>300,400</u>	<u>352,200</u>	<u>385,200</u>
174	<u>300,700</u>	<u>352,500</u>	<u>385,500</u>
175	<u>301,000</u>	<u>352,800</u>	<u>385,800</u>
176	<u>301,300</u>	<u>353,100</u>	<u>386,100</u>
177	<u>301,600</u>	<u>353,400</u>	<u>386,400</u>
178	<u>301,900</u>	<u>353,700</u>	<u>386,700</u>
179	<u>302,200</u>	<u>354,000</u>	<u>387,000</u>
180	<u>302,500</u>	<u>354,300</u>	<u>387,300</u>
181	<u>302,800</u>	<u>354,600</u>	<u>387,600</u>
182	<u>303,100</u>	<u>354,900</u>	<u>387,900</u>
183	<u>303,400</u>	<u>355,200</u>	<u>388,200</u>
184	<u>303,700</u>	<u>355,500</u>	<u>388,500</u>
185	<u>304,000</u>	<u>355,800</u>	<u>388,800</u>
186	<u>304,300</u>	<u>356,100</u>	<u>389,100</u>
187	<u>304,600</u>	<u>356,400</u>	<u>389,400</u>
188	<u>304,900</u>	<u>356,700</u>	<u>389,700</u>
189	<u>305,200</u>	<u>357,000</u>	<u>390,000</u>

190	<u>312,000</u>	<u>364,800</u>	<u>398,800</u>		190	<u>305,500</u>	<u>357,300</u>	<u>390,300</u>	
191	<u>312,300</u>	<u>365,100</u>	<u>399,100</u>		191	<u>305,800</u>	<u>357,600</u>	<u>390,600</u>	
192	<u>312,600</u>	<u>365,400</u>	<u>399,400</u>		192	<u>306,100</u>	<u>357,900</u>	<u>390,900</u>	
193	<u>312,900</u>	<u>365,700</u>	<u>399,700</u>		193	<u>306,400</u>	<u>358,200</u>	<u>391,200</u>	
194	<u>313,200</u>	<u>366,000</u>			194	<u>306,700</u>	<u>358,500</u>		
195	<u>313,500</u>	<u>366,300</u>			195	<u>307,000</u>	<u>358,800</u>		
196	<u>313,800</u>	<u>366,600</u>			196	<u>307,300</u>	<u>359,100</u>		
197	<u>314,100</u>	<u>366,900</u>			197	<u>307,600</u>	<u>359,400</u>		
198	<u>314,400</u>	<u>367,200</u>			198	<u>307,900</u>	<u>359,700</u>		
199	<u>314,700</u>	<u>367,500</u>			199	<u>308,200</u>	<u>360,000</u>		
200	<u>315,000</u>	<u>367,800</u>			200	<u>308,500</u>	<u>360,300</u>		
201	<u>315,300</u>	<u>368,100</u>			201	<u>308,800</u>	<u>360,600</u>		
202	<u>315,600</u>	<u>368,400</u>			202	<u>309,100</u>	<u>360,900</u>		
203	<u>315,900</u>	<u>368,700</u>			203	<u>309,400</u>	<u>361,200</u>		
204	<u>316,200</u>	<u>369,000</u>			204	<u>309,700</u>	<u>361,500</u>		
205	<u>316,500</u>	<u>369,300</u>			205	<u>310,000</u>	<u>361,800</u>		
206	<u>316,800</u>	<u>369,600</u>			206	<u>310,300</u>	<u>362,100</u>		
207	<u>317,100</u>	<u>369,900</u>			207	<u>310,600</u>	<u>362,400</u>		
208	<u>317,400</u>	<u>370,200</u>			208	<u>310,900</u>	<u>362,700</u>		
209	<u>317,700</u>	<u>370,500</u>			209	<u>311,200</u>	<u>363,000</u>		
210	<u>318,000</u>	<u>370,800</u>			210	<u>311,500</u>	<u>363,300</u>		
211	<u>318,300</u>	<u>371,100</u>			211	<u>311,800</u>	<u>363,600</u>		
212	<u>318,600</u>	<u>371,400</u>			212	<u>312,100</u>	<u>363,900</u>		
213	<u>318,900</u>	<u>371,700</u>			213	<u>312,400</u>	<u>364,200</u>		
214	<u>319,200</u>	<u>372,000</u>			214	<u>312,700</u>	<u>364,500</u>		
215	<u>319,500</u>	<u>372,300</u>			215	<u>313,000</u>	<u>364,800</u>		
216	<u>319,800</u>	<u>372,600</u>			216	<u>313,300</u>	<u>365,100</u>		
217	<u>320,100</u>	<u>372,900</u>			217	<u>313,600</u>	<u>365,400</u>		
218	<u>320,400</u>	<u>373,200</u>			218	<u>313,900</u>	<u>365,700</u>		

219	<u>320,700</u>	<u>373,500</u>		
220	<u>321,000</u>	<u>373,800</u>		
221	<u>321,300</u>	<u>374,100</u>		
222	<u>321,600</u>	<u>374,400</u>		
223	<u>321,900</u>	<u>374,700</u>		
224	<u>322,200</u>	<u>375,000</u>		
225	<u>322,500</u>	<u>375,300</u>		
226	<u>322,800</u>			
227	<u>323,100</u>			
228	<u>323,400</u>			
229	<u>323,700</u>			
230	<u>324,000</u>			
231	<u>324,300</u>			
232	<u>324,600</u>			
233	<u>324,900</u>			
234	<u>325,200</u>			
235	<u>325,500</u>			
236	<u>325,800</u>			
237	<u>326,100</u>			
238	<u>326,400</u>			
239	<u>326,700</u>			
240	<u>327,000</u>			
241	<u>327,300</u>			
242	<u>327,600</u>			
243	<u>327,900</u>			
244	<u>328,200</u>			
245	<u>328,500</u>			
246	<u>328,800</u>			
247	<u>329,100</u>			

219	<u>314,200</u>	<u>366,000</u>		
220	<u>314,500</u>	<u>366,300</u>		
221	<u>314,800</u>	<u>366,600</u>		
222	<u>315,100</u>	<u>366,900</u>		
223	<u>315,400</u>	<u>367,200</u>		
224	<u>315,700</u>	<u>367,500</u>		
225	<u>316,000</u>	<u>367,800</u>		
226	<u>316,300</u>			
227	<u>316,600</u>			
228	<u>316,900</u>			
229	<u>317,200</u>			
230	<u>317,500</u>			
231	<u>317,800</u>			
232	<u>318,100</u>			
233	<u>318,400</u>			
234	<u>318,700</u>			
235	<u>319,000</u>			
236	<u>319,300</u>			
237	<u>319,600</u>			
238	<u>319,900</u>			
239	<u>320,200</u>			
240	<u>320,500</u>			
241	<u>320,800</u>			
242	<u>321,100</u>			
243	<u>321,400</u>			
244	<u>321,700</u>			
245	<u>322,000</u>			
246	<u>322,300</u>			
247	<u>322,600</u>			

	248	<u>329,400</u>			
	249	<u>329,700</u>			
	250	<u>330,000</u>			
	251	<u>330,300</u>			
	252	<u>330,600</u>			
	253	<u>330,900</u>			
	254	<u>331,200</u>			
	255	<u>331,500</u>			
	256	<u>331,800</u>			
	257	<u>332,100</u>			
	258	<u>332,400</u>			
	259	<u>332,700</u>			
	260	<u>333,000</u>			
	261	<u>333,300</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>219,300</u>	<u>234,400</u>	<u>255,600</u>	<u>288,700</u>

備考 …… (略)

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>283,000</u>	<u>372,400</u>	<u>452,300</u>
	2	<u>285,300</u>	<u>376,100</u>	<u>455,300</u>
	3	<u>287,600</u>	<u>379,700</u>	<u>458,300</u>
	4	<u>290,000</u>	<u>383,300</u>	<u>461,200</u>

	248	<u>322,900</u>			
	249	<u>323,200</u>			
	250	<u>323,500</u>			
	251	<u>323,800</u>			
	252	<u>324,100</u>			
	253	<u>324,400</u>			
	254	<u>324,700</u>			
	255	<u>325,000</u>			
	256	<u>325,300</u>			
	257	<u>325,600</u>			
	258	<u>325,900</u>			
	259	<u>326,200</u>			
	260	<u>326,500</u>			
	261	<u>326,800</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>211,500</u>	<u>226,000</u>	<u>246,500</u>	<u>278,400</u>

備考 …… (略)

別表第3 (第3条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	<u>265,300</u>	<u>352,400</u>	<u>431,300</u>
	2	<u>267,600</u>	<u>356,100</u>	<u>434,300</u>
	3	<u>269,900</u>	<u>359,700</u>	<u>437,300</u>
	4	<u>272,300</u>	<u>363,300</u>	<u>440,200</u>

5	<u>292,400</u>	<u>386,900</u>	<u>464,100</u>
6	<u>294,800</u>	<u>390,600</u>	<u>467,000</u>
7	<u>297,200</u>	<u>394,300</u>	<u>469,800</u>
8	<u>299,600</u>	<u>398,000</u>	<u>472,700</u>
9	<u>302,000</u>	<u>401,700</u>	<u>475,600</u>
10	<u>304,400</u>	<u>405,500</u>	<u>478,400</u>
11	<u>306,800</u>	<u>409,200</u>	<u>481,200</u>
12	<u>309,200</u>	<u>412,900</u>	<u>484,100</u>
13	<u>311,600</u>	<u>416,600</u>	<u>487,000</u>
14	<u>314,200</u>	<u>420,400</u>	<u>489,800</u>
15	<u>316,800</u>	<u>424,200</u>	<u>492,600</u>
16	<u>319,500</u>	<u>428,000</u>	<u>495,300</u>
17	<u>322,200</u>	<u>431,700</u>	<u>498,000</u>
18	<u>325,100</u>	<u>434,000</u>	<u>500,800</u>
19	<u>328,000</u>	<u>436,300</u>	<u>503,600</u>
20	<u>331,100</u>	<u>438,500</u>	<u>506,300</u>
21	<u>334,100</u>	<u>440,700</u>	<u>509,000</u>
22	<u>336,800</u>	<u>442,900</u>	<u>511,700</u>
23	<u>339,400</u>	<u>445,000</u>	<u>514,300</u>
24	<u>341,900</u>	<u>447,100</u>	<u>516,800</u>
25	<u>344,400</u>	<u>449,200</u>	<u>519,400</u>
26	<u>346,800</u>	<u>451,200</u>	<u>522,000</u>
27	<u>349,200</u>	<u>453,200</u>	<u>524,500</u>
28	<u>351,700</u>	<u>455,200</u>	<u>526,900</u>
29	<u>354,100</u>	<u>457,100</u>	<u>529,300</u>
30	<u>356,400</u>	<u>459,100</u>	<u>531,800</u>
31	<u>358,800</u>	<u>461,100</u>	<u>534,300</u>
32	<u>361,300</u>	<u>463,100</u>	<u>536,800</u>
33	<u>363,700</u>	<u>465,000</u>	<u>539,200</u>

5	<u>274,700</u>	<u>366,900</u>	<u>443,100</u>
6	<u>277,100</u>	<u>370,600</u>	<u>446,000</u>
7	<u>279,500</u>	<u>374,300</u>	<u>448,800</u>
8	<u>281,900</u>	<u>378,000</u>	<u>451,700</u>
9	<u>284,300</u>	<u>381,700</u>	<u>454,600</u>
10	<u>286,700</u>	<u>385,500</u>	<u>457,400</u>
11	<u>289,100</u>	<u>389,200</u>	<u>460,200</u>
12	<u>291,500</u>	<u>392,900</u>	<u>463,100</u>
13	<u>293,900</u>	<u>396,600</u>	<u>466,000</u>
14	<u>296,800</u>	<u>400,400</u>	<u>468,800</u>
15	<u>299,700</u>	<u>404,200</u>	<u>471,600</u>
16	<u>302,700</u>	<u>408,000</u>	<u>474,300</u>
17	<u>305,700</u>	<u>411,700</u>	<u>477,000</u>
18	<u>308,900</u>	<u>414,000</u>	<u>479,800</u>
19	<u>312,100</u>	<u>416,300</u>	<u>482,600</u>
20	<u>315,500</u>	<u>418,500</u>	<u>485,300</u>
21	<u>318,800</u>	<u>420,700</u>	<u>488,000</u>
22	<u>321,800</u>	<u>422,900</u>	<u>490,700</u>
23	<u>324,700</u>	<u>425,000</u>	<u>493,300</u>
24	<u>327,500</u>	<u>427,100</u>	<u>495,800</u>
25	<u>330,300</u>	<u>429,200</u>	<u>498,400</u>
26	<u>333,000</u>	<u>431,200</u>	<u>501,000</u>
27	<u>335,700</u>	<u>433,200</u>	<u>503,500</u>
28	<u>338,400</u>	<u>435,200</u>	<u>505,900</u>
29	<u>341,000</u>	<u>437,100</u>	<u>508,300</u>
30	<u>343,600</u>	<u>439,100</u>	<u>510,800</u>
31	<u>346,300</u>	<u>441,100</u>	<u>513,300</u>
32	<u>349,000</u>	<u>443,100</u>	<u>515,800</u>
33	<u>351,600</u>	<u>445,000</u>	<u>518,200</u>

34	<u>366,100</u>	<u>466,900</u>	<u>541,700</u>
35	<u>368,600</u>	<u>468,800</u>	<u>544,100</u>
36	<u>371,000</u>	<u>470,700</u>	<u>546,500</u>
37	<u>373,300</u>	<u>472,500</u>	<u>548,900</u>
38	<u>375,400</u>	<u>474,400</u>	<u>551,300</u>
39	<u>377,500</u>	<u>476,300</u>	<u>553,700</u>
40	<u>379,600</u>	<u>478,100</u>	<u>556,000</u>
41	<u>381,600</u>	<u>479,900</u>	<u>558,300</u>
42	<u>383,700</u>	<u>481,700</u>	<u>560,300</u>
43	<u>385,700</u>	<u>483,500</u>	<u>562,300</u>
44	<u>387,700</u>	<u>485,300</u>	<u>564,300</u>
45	<u>389,700</u>	<u>487,100</u>	<u>566,200</u>
46	<u>391,700</u>	<u>488,800</u>	<u>568,000</u>
47	<u>393,800</u>	<u>490,500</u>	<u>569,600</u>
48	<u>395,800</u>	<u>492,100</u>	<u>571,100</u>
49	<u>397,700</u>	<u>493,700</u>	<u>572,500</u>
50	<u>398,900</u>	<u>495,200</u>	<u>573,900</u>
51	<u>400,100</u>	<u>496,600</u>	<u>575,300</u>
52	<u>401,200</u>	<u>497,900</u>	<u>576,700</u>
53	<u>402,300</u>	<u>499,200</u>	<u>578,100</u>
54	<u>403,400</u>	<u>500,300</u>	<u>579,400</u>
55	<u>404,500</u>	<u>501,300</u>	<u>580,700</u>
56	<u>405,600</u>	<u>502,200</u>	<u>582,000</u>
57	<u>406,600</u>	<u>503,100</u>	<u>583,200</u>
58	<u>407,400</u>	<u>504,000</u>	<u>584,300</u>
59	<u>408,300</u>	<u>504,900</u>	<u>585,400</u>
60	<u>409,200</u>	<u>505,800</u>	<u>586,500</u>
61	<u>410,100</u>	<u>506,600</u>	<u>587,600</u>
62	<u>410,900</u>	<u>507,400</u>	<u>588,700</u>

34	<u>354,300</u>	<u>446,900</u>	<u>520,700</u>
35	<u>357,000</u>	<u>448,800</u>	<u>523,100</u>
36	<u>359,600</u>	<u>450,700</u>	<u>525,500</u>
37	<u>362,100</u>	<u>452,500</u>	<u>527,900</u>
38	<u>364,400</u>	<u>454,400</u>	<u>530,300</u>
39	<u>366,700</u>	<u>456,300</u>	<u>532,700</u>
40	<u>369,000</u>	<u>458,100</u>	<u>535,000</u>
41	<u>371,200</u>	<u>459,900</u>	<u>537,300</u>
42	<u>373,500</u>	<u>461,700</u>	<u>539,300</u>
43	<u>375,700</u>	<u>463,500</u>	<u>541,300</u>
44	<u>377,900</u>	<u>465,300</u>	<u>543,300</u>
45	<u>380,000</u>	<u>467,100</u>	<u>545,200</u>
46	<u>382,200</u>	<u>468,800</u>	<u>547,000</u>
47	<u>384,500</u>	<u>470,500</u>	<u>548,600</u>
48	<u>386,700</u>	<u>472,100</u>	<u>550,100</u>
49	<u>388,800</u>	<u>473,700</u>	<u>551,500</u>
50	<u>390,100</u>	<u>475,200</u>	<u>552,900</u>
51	<u>391,400</u>	<u>476,600</u>	<u>554,300</u>
52	<u>392,600</u>	<u>477,900</u>	<u>555,700</u>
53	<u>393,800</u>	<u>479,200</u>	<u>557,100</u>
54	<u>395,000</u>	<u>480,300</u>	<u>558,400</u>
55	<u>396,200</u>	<u>481,300</u>	<u>559,700</u>
56	<u>397,400</u>	<u>482,200</u>	<u>561,000</u>
57	<u>398,500</u>	<u>483,100</u>	<u>562,200</u>
58	<u>399,400</u>	<u>484,000</u>	<u>563,300</u>
59	<u>400,300</u>	<u>484,900</u>	<u>564,400</u>
60	<u>401,200</u>	<u>485,800</u>	<u>565,500</u>
61	<u>402,100</u>	<u>486,600</u>	<u>566,600</u>
62	<u>402,900</u>	<u>487,400</u>	<u>567,700</u>

63	<u>411,700</u>	<u>508,200</u>	<u>589,800</u>	63	<u>403,700</u>	<u>488,200</u>	<u>568,800</u>
64	<u>412,500</u>	<u>508,900</u>	<u>590,900</u>	64	<u>404,500</u>	<u>488,900</u>	<u>569,900</u>
65	<u>413,200</u>	<u>509,600</u>	<u>591,900</u>	65	<u>405,200</u>	<u>489,600</u>	<u>570,900</u>
66	<u>413,800</u>	<u>510,300</u>	<u>592,900</u>	66	<u>405,800</u>	<u>490,300</u>	<u>571,900</u>
67	<u>414,400</u>	<u>510,900</u>	<u>593,900</u>	67	<u>406,400</u>	<u>490,900</u>	<u>572,900</u>
68	<u>415,000</u>	<u>511,400</u>	<u>594,900</u>	68	<u>407,000</u>	<u>491,400</u>	<u>573,900</u>
69	<u>415,600</u>	<u>511,900</u>	<u>595,900</u>	69	<u>407,600</u>	<u>491,900</u>	<u>574,900</u>
70	<u>416,100</u>	<u>512,500</u>	<u>596,900</u>	70	<u>408,100</u>	<u>492,500</u>	<u>575,900</u>
71	<u>416,600</u>	<u>513,100</u>	<u>597,900</u>	71	<u>408,600</u>	<u>493,100</u>	<u>576,900</u>
72	<u>417,000</u>	<u>513,700</u>	<u>598,800</u>	72	<u>409,000</u>	<u>493,700</u>	<u>577,800</u>
73	<u>417,400</u>	<u>514,200</u>	<u>599,700</u>	73	<u>409,400</u>	<u>494,200</u>	<u>578,700</u>
74	<u>417,900</u>	<u>514,800</u>	<u>600,700</u>	74	<u>409,900</u>	<u>494,800</u>	<u>579,700</u>
75	<u>418,300</u>	<u>515,400</u>	<u>601,600</u>	75	<u>410,300</u>	<u>495,400</u>	<u>580,600</u>
76	<u>418,700</u>	<u>516,000</u>	<u>602,500</u>	76	<u>410,700</u>	<u>496,000</u>	<u>581,500</u>
77	<u>419,200</u>	<u>516,500</u>	<u>603,400</u>	77	<u>411,200</u>	<u>496,500</u>	<u>582,400</u>
78	<u>419,700</u>	<u>517,100</u>	<u>604,300</u>	78	<u>411,700</u>	<u>497,100</u>	<u>583,300</u>
79	<u>420,100</u>	<u>517,700</u>	<u>605,200</u>	79	<u>412,100</u>	<u>497,700</u>	<u>584,200</u>
80	<u>420,500</u>	<u>518,200</u>	<u>606,100</u>	80	<u>412,500</u>	<u>498,200</u>	<u>585,100</u>
81	<u>421,000</u>	<u>518,800</u>	<u>606,900</u>	81	<u>413,000</u>	<u>498,800</u>	<u>585,900</u>
82	<u>421,500</u>	<u>519,400</u>	<u>607,800</u>	82	<u>413,500</u>	<u>499,400</u>	<u>586,800</u>
83	<u>421,900</u>	<u>520,000</u>	<u>608,700</u>	83	<u>413,900</u>	<u>500,000</u>	<u>587,700</u>
84	<u>422,300</u>	<u>520,500</u>	<u>609,600</u>	84	<u>414,300</u>	<u>500,500</u>	<u>588,600</u>
85	<u>422,600</u>	<u>521,000</u>	<u>610,400</u>	85	<u>414,600</u>	<u>501,000</u>	<u>589,400</u>
86	<u>423,100</u>	<u>521,600</u>	<u>611,300</u>	86	<u>415,100</u>	<u>501,600</u>	<u>590,300</u>
87	<u>423,500</u>	<u>522,100</u>	<u>612,200</u>	87	<u>415,500</u>	<u>502,100</u>	<u>591,200</u>
88	<u>423,900</u>	<u>522,700</u>	<u>613,000</u>	88	<u>415,900</u>	<u>502,700</u>	<u>592,000</u>
89	<u>424,200</u>	<u>523,200</u>	<u>613,700</u>	89	<u>416,200</u>	<u>503,200</u>	<u>592,700</u>
90	<u>424,600</u>	<u>523,700</u>	<u>614,500</u>	90	<u>416,600</u>	<u>503,700</u>	<u>593,500</u>
91	<u>425,000</u>	<u>524,200</u>	<u>615,300</u>	91	<u>417,000</u>	<u>504,200</u>	<u>594,300</u>

92	<u>425,400</u>	<u>524,700</u>	<u>616,100</u>	92	<u>417,400</u>	<u>504,700</u>	<u>595,100</u>
93	<u>425,700</u>	<u>525,200</u>	<u>616,900</u>	93	<u>417,700</u>	<u>505,200</u>	<u>595,900</u>
94	<u>426,100</u>	<u>525,700</u>	<u>617,600</u>	94	<u>418,100</u>	<u>505,700</u>	<u>596,600</u>
95	<u>426,500</u>	<u>526,200</u>	<u>618,400</u>	95	<u>418,500</u>	<u>506,200</u>	<u>597,400</u>
96	<u>426,900</u>	<u>526,700</u>	<u>619,200</u>	96	<u>418,900</u>	<u>506,700</u>	<u>598,200</u>
97	<u>427,200</u>	<u>527,200</u>	<u>620,000</u>	97	<u>419,200</u>	<u>507,200</u>	<u>599,000</u>
98	<u>427,600</u>	<u>527,700</u>	<u>620,700</u>	98	<u>419,600</u>	<u>507,700</u>	<u>599,700</u>
99	<u>428,000</u>	<u>528,200</u>	<u>621,400</u>	99	<u>420,000</u>	<u>508,200</u>	<u>600,400</u>
100	<u>428,400</u>	<u>528,700</u>	<u>622,200</u>	100	<u>420,400</u>	<u>508,700</u>	<u>601,200</u>
101	<u>428,700</u>	<u>529,200</u>	<u>622,900</u>	101	<u>420,700</u>	<u>509,200</u>	<u>601,900</u>
102	<u>429,100</u>	<u>529,700</u>	<u>623,600</u>	102	<u>421,100</u>	<u>509,700</u>	<u>602,600</u>
103	<u>429,500</u>	<u>530,200</u>	<u>624,400</u>	103	<u>421,500</u>	<u>510,200</u>	<u>603,400</u>
104	<u>429,900</u>	<u>530,700</u>	<u>625,100</u>	104	<u>421,900</u>	<u>510,700</u>	<u>604,100</u>
105	<u>430,200</u>	<u>531,200</u>	<u>625,800</u>	105	<u>422,200</u>	<u>511,200</u>	<u>604,800</u>
106	<u>430,600</u>		<u>626,400</u>	106	<u>422,600</u>		<u>605,400</u>
107	<u>431,000</u>		<u>627,100</u>	107	<u>423,000</u>		<u>606,100</u>
108	<u>431,400</u>		<u>627,800</u>	108	<u>423,400</u>		<u>606,800</u>
109	<u>431,700</u>		<u>628,500</u>	109	<u>423,700</u>		<u>607,500</u>
110			<u>629,200</u>	110			<u>608,200</u>
111			<u>629,900</u>	111			<u>608,900</u>
112			<u>630,600</u>	112			<u>609,600</u>
113			<u>631,300</u>	113			<u>610,300</u>
114			<u>632,000</u>	114			<u>611,000</u>
115			<u>632,700</u>	115			<u>611,700</u>
116			<u>633,400</u>	116			<u>612,400</u>
117			<u>634,100</u>	117			<u>613,100</u>
118			<u>634,800</u>	118			<u>613,800</u>
119			<u>635,500</u>	119			<u>614,500</u>
120			<u>636,200</u>	120			<u>615,200</u>

	121			<u>636, 900</u>
	122			<u>637, 600</u>
	123			<u>638, 300</u>
	124			<u>639, 000</u>
	125			<u>639, 700</u>
	126			<u>640, 400</u>
	127			<u>641, 100</u>
	128			<u>641, 800</u>
	129			<u>642, 500</u>
	130			<u>643, 200</u>
	131			<u>643, 900</u>
	132			<u>644, 600</u>
	133			<u>645, 300</u>
	134			<u>646, 000</u>
	135			<u>646, 700</u>
	136			<u>647, 400</u>
	137			<u>648, 100</u>
	138			<u>648, 800</u>
	139			<u>649, 500</u>
	140			<u>650, 200</u>
141			<u>650, 900</u>	
142			<u>651, 600</u>	
143			<u>652, 300</u>	
144			<u>653, 000</u>	
145			<u>653, 700</u>	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>305, 200</u>	<u>366, 600</u>	<u>427, 000</u>

備考 …… (略)

	121			<u>615,900</u>
	122			<u>616,600</u>
	123			<u>617,300</u>
	124			<u>618,000</u>
	125			<u>618,700</u>
	126			<u>619,400</u>
	127			<u>620,100</u>
	128			<u>620,800</u>
	129			<u>621,500</u>
	130			<u>622,200</u>
	131			<u>622,900</u>
	132			<u>623,600</u>
	133			<u>624,300</u>
	134			<u>625,000</u>
	135			<u>625,700</u>
	136			<u>626,400</u>
	137			<u>627,100</u>
	138			<u>627,800</u>
	139			<u>628,500</u>
	140			<u>629,200</u>
141			<u>629,900</u>	
142			<u>630,600</u>	
143			<u>631,300</u>	
144			<u>632,000</u>	
145			<u>632,700</u>	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		<u>294,300</u>	<u>353,500</u>	<u>411,800</u>

備考 …… (略)

別表第4（第3条関係）

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>196,600</u>	<u>253,400</u>	<u>273,000</u>	<u>325,100</u>	<u>542,100</u>
	2	<u>197,600</u>	<u>254,300</u>	<u>274,300</u>	<u>327,100</u>	<u>544,800</u>
	3	<u>198,700</u>	<u>255,300</u>	<u>275,600</u>	<u>329,100</u>	<u>547,500</u>
	4	<u>199,800</u>	<u>256,100</u>	<u>276,900</u>	<u>331,000</u>	<u>550,200</u>
	5	<u>200,900</u>	<u>257,000</u>	<u>278,300</u>	<u>332,900</u>	<u>552,900</u>
	6	<u>202,100</u>	<u>257,900</u>	<u>279,700</u>	<u>334,800</u>	<u>555,600</u>
	7	<u>203,400</u>	<u>258,800</u>	<u>281,100</u>	<u>336,900</u>	<u>558,300</u>
	8	<u>204,700</u>	<u>259,700</u>	<u>282,300</u>	<u>338,900</u>	<u>561,000</u>
	9	<u>206,100</u>	<u>260,800</u>	<u>283,700</u>	<u>340,800</u>	
	10	<u>207,500</u>	<u>261,800</u>	<u>285,000</u>	<u>342,800</u>	
	11	<u>208,900</u>	<u>262,900</u>	<u>286,400</u>	<u>344,800</u>	
	12	<u>210,500</u>	<u>264,000</u>	<u>288,000</u>	<u>346,800</u>	
	13	<u>212,100</u>	<u>265,200</u>	<u>289,500</u>	<u>348,800</u>	
	14	<u>213,600</u>	<u>266,400</u>	<u>291,000</u>	<u>350,900</u>	
	15	<u>215,100</u>	<u>267,600</u>	<u>292,500</u>	<u>353,000</u>	
	16	<u>216,700</u>	<u>268,900</u>	<u>294,100</u>	<u>355,000</u>	
	17	<u>218,400</u>	<u>270,200</u>	<u>295,800</u>	<u>357,100</u>	
	18	<u>220,000</u>	<u>271,500</u>	<u>297,700</u>	<u>359,200</u>	
	19	<u>221,600</u>	<u>272,700</u>	<u>299,500</u>	<u>361,400</u>	
	20	<u>223,200</u>	<u>273,900</u>	<u>301,300</u>	<u>363,600</u>	
	21	<u>224,900</u>	<u>275,300</u>	<u>303,200</u>	<u>365,800</u>	
	22	<u>227,600</u>	<u>276,600</u>	<u>305,100</u>	<u>368,300</u>	
	23	<u>230,300</u>	<u>278,000</u>	<u>307,000</u>	<u>370,800</u>	
	24	<u>233,000</u>	<u>279,200</u>	<u>308,800</u>	<u>373,300</u>	

別表第4（第3条関係）

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>184,300</u>	<u>237,600</u>	<u>255,100</u>	<u>303,400</u>	<u>517,900</u>
	2	<u>185,300</u>	<u>238,600</u>	<u>256,500</u>	<u>305,400</u>	<u>520,400</u>
	3	<u>186,400</u>	<u>239,700</u>	<u>257,900</u>	<u>307,400</u>	<u>523,000</u>
	4	<u>187,500</u>	<u>240,600</u>	<u>259,300</u>	<u>309,300</u>	<u>525,600</u>
	5	<u>188,600</u>	<u>241,600</u>	<u>260,800</u>	<u>311,200</u>	<u>528,200</u>
	6	<u>189,700</u>	<u>242,600</u>	<u>262,300</u>	<u>313,100</u>	<u>530,800</u>
	7	<u>190,900</u>	<u>243,600</u>	<u>263,800</u>	<u>315,200</u>	<u>533,300</u>
	8	<u>192,100</u>	<u>244,600</u>	<u>265,100</u>	<u>317,200</u>	<u>535,900</u>
	9	<u>193,400</u>	<u>245,800</u>	<u>266,600</u>	<u>319,100</u>	
	10	<u>194,700</u>	<u>246,900</u>	<u>268,000</u>	<u>321,100</u>	
	11	<u>196,000</u>	<u>248,100</u>	<u>269,500</u>	<u>323,100</u>	
	12	<u>197,400</u>	<u>249,300</u>	<u>271,200</u>	<u>325,100</u>	
	13	<u>198,800</u>	<u>250,600</u>	<u>272,800</u>	<u>327,100</u>	
	14	<u>200,100</u>	<u>251,900</u>	<u>274,400</u>	<u>329,200</u>	
	15	<u>201,400</u>	<u>253,200</u>	<u>276,000</u>	<u>331,300</u>	
	16	<u>202,800</u>	<u>254,600</u>	<u>277,700</u>	<u>333,300</u>	
	17	<u>204,300</u>	<u>256,000</u>	<u>279,500</u>	<u>335,400</u>	
	18	<u>205,700</u>	<u>257,400</u>	<u>281,500</u>	<u>337,500</u>	
	19	<u>207,100</u>	<u>258,700</u>	<u>283,400</u>	<u>339,700</u>	
	20	<u>208,500</u>	<u>260,000</u>	<u>285,300</u>	<u>341,900</u>	
	21	<u>210,000</u>	<u>261,500</u>	<u>287,300</u>	<u>344,100</u>	
	22	<u>212,500</u>	<u>262,900</u>	<u>289,300</u>	<u>346,600</u>	
	23	<u>215,000</u>	<u>264,400</u>	<u>291,300</u>	<u>349,100</u>	
	24	<u>217,500</u>	<u>265,700</u>	<u>293,200</u>	<u>351,600</u>	

25	<u>235,700</u>	<u>280,500</u>	<u>310,600</u>	<u>375,800</u>	
26	<u>237,500</u>	<u>282,000</u>	<u>312,500</u>	<u>378,300</u>	
27	<u>239,400</u>	<u>283,400</u>	<u>314,300</u>	<u>380,800</u>	
28	<u>241,400</u>	<u>284,900</u>	<u>316,100</u>	<u>383,600</u>	
29	<u>243,400</u>	<u>286,400</u>	<u>318,000</u>	<u>386,300</u>	
30	<u>244,500</u>	<u>288,200</u>	<u>319,900</u>	<u>389,300</u>	
31	<u>245,600</u>	<u>290,000</u>	<u>321,800</u>	<u>392,200</u>	
32	<u>246,700</u>	<u>291,800</u>	<u>323,600</u>	<u>395,100</u>	
33	<u>247,800</u>	<u>293,700</u>	<u>325,400</u>	<u>398,100</u>	
34	<u>248,900</u>	<u>295,200</u>	<u>327,100</u>	<u>400,900</u>	
35	<u>250,100</u>	<u>296,700</u>	<u>329,100</u>	<u>403,600</u>	
36	<u>251,300</u>	<u>298,000</u>	<u>331,000</u>	<u>406,300</u>	
37	<u>252,400</u>	<u>299,200</u>	<u>332,800</u>	<u>408,800</u>	
38	<u>253,300</u>	<u>300,400</u>	<u>334,700</u>	<u>411,300</u>	
39	<u>254,300</u>	<u>301,600</u>	<u>336,500</u>	<u>413,600</u>	
40	<u>255,100</u>	<u>302,900</u>	<u>338,300</u>	<u>416,000</u>	
41	<u>256,000</u>	<u>304,200</u>	<u>340,200</u>	<u>418,400</u>	
42	<u>256,900</u>	<u>305,500</u>	<u>342,000</u>	<u>420,700</u>	
43	<u>257,800</u>	<u>306,700</u>	<u>343,800</u>	<u>423,000</u>	
44	<u>258,700</u>	<u>307,800</u>	<u>345,700</u>	<u>425,300</u>	
45	<u>259,600</u>	<u>309,000</u>	<u>347,600</u>	<u>427,700</u>	
46	<u>260,600</u>	<u>310,200</u>	<u>349,500</u>	<u>430,000</u>	
47	<u>261,700</u>	<u>311,500</u>	<u>351,400</u>	<u>432,200</u>	
48	<u>262,800</u>	<u>312,700</u>	<u>353,300</u>	<u>434,400</u>	
49	<u>263,900</u>	<u>313,800</u>	<u>355,300</u>	<u>436,700</u>	
50	<u>264,900</u>	<u>314,900</u>	<u>357,700</u>	<u>438,900</u>	
51	<u>265,900</u>	<u>316,000</u>	<u>360,100</u>	<u>441,000</u>	
52	<u>266,900</u>	<u>317,200</u>	<u>362,500</u>	<u>443,100</u>	
53	<u>267,800</u>	<u>318,400</u>	<u>364,900</u>	<u>445,000</u>	

25	<u>220,000</u>	<u>267,100</u>	<u>295,100</u>	<u>354,100</u>	
26	<u>221,600</u>	<u>268,700</u>	<u>297,100</u>	<u>356,600</u>	
27	<u>223,300</u>	<u>270,200</u>	<u>299,000</u>	<u>359,100</u>	
28	<u>225,100</u>	<u>271,800</u>	<u>300,900</u>	<u>361,900</u>	
29	<u>226,900</u>	<u>273,400</u>	<u>302,900</u>	<u>364,600</u>	
30	<u>228,000</u>	<u>275,300</u>	<u>304,900</u>	<u>367,600</u>	
31	<u>229,200</u>	<u>277,200</u>	<u>306,900</u>	<u>370,500</u>	
32	<u>230,400</u>	<u>279,100</u>	<u>308,800</u>	<u>373,400</u>	
33	<u>231,600</u>	<u>281,100</u>	<u>310,700</u>	<u>376,400</u>	
34	<u>232,900</u>	<u>282,700</u>	<u>312,500</u>	<u>379,200</u>	
35	<u>234,200</u>	<u>284,300</u>	<u>314,600</u>	<u>381,900</u>	
36	<u>235,500</u>	<u>285,700</u>	<u>316,600</u>	<u>384,600</u>	
37	<u>236,700</u>	<u>287,000</u>	<u>318,500</u>	<u>387,100</u>	
38	<u>237,700</u>	<u>288,300</u>	<u>320,500</u>	<u>389,600</u>	
39	<u>238,800</u>	<u>289,600</u>	<u>322,400</u>	<u>391,900</u>	
40	<u>239,700</u>	<u>291,000</u>	<u>324,300</u>	<u>394,300</u>	
41	<u>240,700</u>	<u>292,400</u>	<u>326,300</u>	<u>396,700</u>	
42	<u>241,700</u>	<u>293,800</u>	<u>328,200</u>	<u>399,000</u>	
43	<u>242,700</u>	<u>295,100</u>	<u>330,100</u>	<u>401,300</u>	
44	<u>243,700</u>	<u>296,400</u>	<u>332,100</u>	<u>403,600</u>	
45	<u>244,700</u>	<u>297,700</u>	<u>334,100</u>	<u>406,000</u>	
46	<u>245,800</u>	<u>299,000</u>	<u>336,100</u>	<u>408,300</u>	
47	<u>247,000</u>	<u>300,400</u>	<u>338,100</u>	<u>410,500</u>	
48	<u>248,200</u>	<u>301,700</u>	<u>340,100</u>	<u>412,700</u>	
49	<u>249,500</u>	<u>303,000</u>	<u>342,200</u>	<u>415,000</u>	
50	<u>250,600</u>	<u>304,300</u>	<u>344,700</u>	<u>417,300</u>	
51	<u>251,700</u>	<u>305,600</u>	<u>347,200</u>	<u>419,500</u>	
52	<u>252,800</u>	<u>306,900</u>	<u>349,700</u>	<u>421,700</u>	
53	<u>253,900</u>	<u>308,200</u>	<u>352,200</u>	<u>423,700</u>	

54	<u>268,700</u>	<u>319,500</u>	<u>367,100</u>	<u>446,800</u>	
55	<u>269,600</u>	<u>320,500</u>	<u>369,100</u>	<u>448,700</u>	
56	<u>270,600</u>	<u>321,700</u>	<u>371,100</u>	<u>450,500</u>	
57	<u>271,600</u>	<u>322,900</u>	<u>373,000</u>	<u>452,200</u>	
58	<u>272,600</u>	<u>324,100</u>	<u>374,800</u>	<u>453,900</u>	
59	<u>273,500</u>	<u>325,200</u>	<u>376,600</u>	<u>455,500</u>	
60	<u>274,400</u>	<u>326,300</u>	<u>378,300</u>	<u>457,200</u>	
61	<u>275,400</u>	<u>327,400</u>	<u>380,100</u>	<u>458,900</u>	
62	<u>276,300</u>	<u>328,400</u>	<u>381,900</u>	<u>460,300</u>	
63	<u>277,200</u>	<u>329,500</u>	<u>383,700</u>	<u>461,300</u>	
64	<u>278,200</u>	<u>330,600</u>	<u>385,400</u>	<u>462,100</u>	
65	<u>279,100</u>	<u>331,800</u>	<u>387,000</u>	<u>462,900</u>	
66	<u>279,900</u>	<u>332,900</u>	<u>388,600</u>	<u>463,700</u>	
67	<u>280,700</u>	<u>334,000</u>	<u>390,100</u>	<u>464,400</u>	
68	<u>281,700</u>	<u>335,100</u>	<u>391,400</u>	<u>465,100</u>	
69	<u>282,700</u>	<u>336,200</u>	<u>392,700</u>	<u>465,800</u>	
70	<u>283,600</u>	<u>337,300</u>	<u>393,500</u>	<u>466,500</u>	
71	<u>284,400</u>	<u>338,400</u>	<u>394,300</u>	<u>467,200</u>	
72	<u>285,300</u>	<u>339,400</u>	<u>395,000</u>	<u>467,900</u>	
73	<u>286,200</u>	<u>340,500</u>	<u>395,700</u>	<u>468,600</u>	
74	<u>287,100</u>	<u>341,400</u>	<u>396,300</u>	<u>469,300</u>	
75	<u>288,000</u>	<u>342,300</u>	<u>396,900</u>	<u>470,000</u>	
76	<u>288,800</u>	<u>343,200</u>	<u>397,500</u>	<u>470,600</u>	
77	<u>289,600</u>	<u>344,200</u>	<u>398,200</u>	<u>471,200</u>	
78	<u>290,500</u>	<u>345,000</u>	<u>398,800</u>	<u>471,900</u>	
79	<u>291,300</u>	<u>345,800</u>	<u>399,400</u>	<u>472,500</u>	
80	<u>292,100</u>	<u>346,500</u>	<u>400,000</u>	<u>473,100</u>	
81	<u>292,900</u>	<u>347,200</u>	<u>400,500</u>	<u>473,700</u>	
82	<u>293,700</u>	<u>347,800</u>	<u>401,100</u>	<u>474,300</u>	

54	<u>254,900</u>	<u>309,500</u>	<u>354,500</u>	<u>425,600</u>	
55	<u>256,000</u>	<u>310,700</u>	<u>356,700</u>	<u>427,600</u>	
56	<u>257,100</u>	<u>312,000</u>	<u>358,800</u>	<u>429,500</u>	
57	<u>258,200</u>	<u>313,300</u>	<u>360,800</u>	<u>431,300</u>	
58	<u>259,300</u>	<u>314,600</u>	<u>362,800</u>	<u>433,100</u>	
59	<u>260,400</u>	<u>315,800</u>	<u>364,700</u>	<u>434,800</u>	
60	<u>261,400</u>	<u>317,100</u>	<u>366,500</u>	<u>436,600</u>	
61	<u>262,500</u>	<u>318,400</u>	<u>368,400</u>	<u>438,400</u>	
62	<u>263,500</u>	<u>319,600</u>	<u>370,300</u>	<u>439,900</u>	
63	<u>264,600</u>	<u>320,800</u>	<u>372,200</u>	<u>441,000</u>	
64	<u>265,800</u>	<u>322,100</u>	<u>374,000</u>	<u>441,900</u>	
65	<u>266,800</u>	<u>323,400</u>	<u>375,800</u>	<u>442,800</u>	
66	<u>267,700</u>	<u>324,700</u>	<u>377,500</u>	<u>443,600</u>	
67	<u>268,700</u>	<u>325,900</u>	<u>379,100</u>	<u>444,300</u>	
68	<u>269,900</u>	<u>327,200</u>	<u>380,500</u>	<u>445,000</u>	
69	<u>271,000</u>	<u>328,400</u>	<u>382,000</u>	<u>445,700</u>	
70	<u>272,000</u>	<u>329,600</u>	<u>383,000</u>	<u>446,400</u>	
71	<u>273,000</u>	<u>330,800</u>	<u>383,900</u>	<u>447,100</u>	
72	<u>274,100</u>	<u>332,000</u>	<u>384,700</u>	<u>447,800</u>	
73	<u>275,200</u>	<u>333,300</u>	<u>385,500</u>	<u>448,500</u>	
74	<u>276,200</u>	<u>334,400</u>	<u>386,300</u>	<u>449,200</u>	
75	<u>277,300</u>	<u>335,500</u>	<u>387,000</u>	<u>449,900</u>	
76	<u>278,300</u>	<u>336,500</u>	<u>387,700</u>	<u>450,500</u>	
77	<u>279,300</u>	<u>337,700</u>	<u>388,500</u>	<u>451,100</u>	
78	<u>280,300</u>	<u>338,700</u>	<u>389,200</u>	<u>451,800</u>	
79	<u>281,300</u>	<u>339,700</u>	<u>389,900</u>	<u>452,400</u>	
80	<u>282,300</u>	<u>340,600</u>	<u>390,600</u>	<u>453,000</u>	
81	<u>283,300</u>	<u>341,400</u>	<u>391,300</u>	<u>453,600</u>	
82	<u>284,300</u>	<u>342,200</u>	<u>391,900</u>	<u>454,200</u>	

83	<u>294,500</u>	<u>348,300</u>	<u>401,700</u>	<u>474,900</u>	
84	<u>295,400</u>	<u>348,900</u>	<u>402,200</u>	<u>475,500</u>	
85	<u>296,200</u>	<u>349,400</u>	<u>402,700</u>	<u>476,100</u>	
86	<u>297,000</u>	<u>350,000</u>	<u>403,200</u>	<u>476,700</u>	
87	<u>297,800</u>	<u>350,500</u>	<u>403,700</u>	<u>477,300</u>	
88	<u>298,500</u>	<u>351,000</u>	<u>404,300</u>	<u>477,800</u>	
89	<u>299,500</u>	<u>351,500</u>	<u>404,900</u>	<u>478,300</u>	
90	<u>300,200</u>	<u>352,100</u>	<u>405,500</u>	<u>478,900</u>	
91	<u>301,100</u>	<u>352,600</u>	<u>406,100</u>	<u>479,400</u>	
92	<u>302,000</u>	<u>353,000</u>	<u>406,600</u>	<u>479,900</u>	
93	<u>302,800</u>	<u>353,500</u>	<u>407,100</u>	<u>480,400</u>	
94	<u>303,600</u>	<u>354,000</u>	<u>407,700</u>	<u>480,900</u>	
95	<u>304,500</u>	<u>354,500</u>	<u>408,200</u>	<u>481,400</u>	
96	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>408,700</u>	<u>481,900</u>	
97	<u>306,100</u>	<u>355,400</u>	<u>409,200</u>	<u>482,400</u>	
98	<u>306,900</u>	<u>355,900</u>	<u>409,700</u>	<u>482,900</u>	
99	<u>307,800</u>	<u>356,300</u>	<u>410,200</u>	<u>483,400</u>	
100	<u>308,600</u>	<u>356,800</u>	<u>410,700</u>	<u>483,900</u>	
101	<u>309,400</u>	<u>357,300</u>	<u>411,200</u>	<u>484,400</u>	
102	<u>310,200</u>	<u>357,700</u>	<u>411,700</u>	<u>484,900</u>	
103	<u>310,900</u>	<u>358,200</u>	<u>412,200</u>	<u>485,400</u>	
104	<u>311,700</u>	<u>358,500</u>	<u>412,700</u>	<u>485,900</u>	
105	<u>312,400</u>	<u>358,800</u>	<u>413,100</u>	<u>486,400</u>	
106	<u>313,000</u>	<u>359,100</u>	<u>413,600</u>	<u>486,900</u>	
107	<u>313,600</u>	<u>359,500</u>	<u>414,100</u>	<u>487,400</u>	
108	<u>314,400</u>	<u>359,900</u>	<u>414,500</u>	<u>487,900</u>	
109	<u>315,100</u>	<u>360,300</u>	<u>414,900</u>	<u>488,400</u>	
110	<u>315,800</u>	<u>360,600</u>	<u>415,400</u>	<u>488,900</u>	
111	<u>316,400</u>	<u>361,000</u>	<u>415,900</u>	<u>489,400</u>	

83	<u>285,300</u>	<u>342,900</u>	<u>392,500</u>	<u>454,800</u>	
84	<u>286,300</u>	<u>343,600</u>	<u>393,000</u>	<u>455,400</u>	
85	<u>287,300</u>	<u>344,300</u>	<u>393,500</u>	<u>456,000</u>	
86	<u>288,300</u>	<u>345,100</u>	<u>394,000</u>	<u>456,600</u>	
87	<u>289,200</u>	<u>345,700</u>	<u>394,500</u>	<u>457,200</u>	
88	<u>290,100</u>	<u>346,400</u>	<u>395,100</u>	<u>457,700</u>	
89	<u>291,300</u>	<u>347,100</u>	<u>395,700</u>	<u>458,200</u>	
90	<u>292,200</u>	<u>347,700</u>	<u>396,300</u>	<u>458,800</u>	
91	<u>293,300</u>	<u>348,200</u>	<u>396,900</u>	<u>459,300</u>	
92	<u>294,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,400</u>	<u>459,800</u>	
93	<u>295,300</u>	<u>349,100</u>	<u>397,900</u>	<u>460,300</u>	
94	<u>296,300</u>	<u>349,600</u>	<u>398,500</u>	<u>460,800</u>	
95	<u>297,300</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>	<u>461,300</u>	
96	<u>298,300</u>	<u>350,600</u>	<u>399,500</u>	<u>461,800</u>	
97	<u>299,300</u>	<u>351,000</u>	<u>400,000</u>	<u>462,300</u>	
98	<u>300,300</u>	<u>351,500</u>	<u>400,500</u>	<u>462,800</u>	
99	<u>301,300</u>	<u>351,900</u>	<u>401,000</u>	<u>463,300</u>	
100	<u>302,300</u>	<u>352,400</u>	<u>401,500</u>	<u>463,800</u>	
101	<u>303,300</u>	<u>352,900</u>	<u>402,000</u>	<u>464,300</u>	
102	<u>304,300</u>	<u>353,300</u>	<u>402,500</u>	<u>464,800</u>	
103	<u>305,200</u>	<u>353,800</u>	<u>403,000</u>	<u>465,300</u>	
104	<u>306,200</u>	<u>354,100</u>	<u>403,500</u>	<u>465,800</u>	
105	<u>307,000</u>	<u>354,400</u>	<u>403,900</u>	<u>466,300</u>	
106	<u>307,800</u>	<u>354,700</u>	<u>404,400</u>	<u>466,800</u>	
107	<u>308,600</u>	<u>355,100</u>	<u>404,900</u>	<u>467,300</u>	
108	<u>309,500</u>	<u>355,500</u>	<u>405,300</u>	<u>467,800</u>	
109	<u>310,400</u>	<u>355,900</u>	<u>405,700</u>	<u>468,300</u>	
110	<u>311,200</u>	<u>356,200</u>	<u>406,200</u>	<u>468,800</u>	
111	<u>312,000</u>	<u>356,600</u>	<u>406,700</u>	<u>469,300</u>	

112	<u>317,000</u>	<u>361,400</u>	<u>416,300</u>		
113	<u>317,500</u>	<u>361,800</u>	<u>416,700</u>		
114	<u>318,000</u>	<u>362,200</u>	<u>417,200</u>		
115	<u>318,600</u>	<u>362,500</u>	<u>417,700</u>		
116	<u>319,100</u>	<u>362,900</u>	<u>418,100</u>		
117	<u>319,500</u>	<u>363,300</u>	<u>418,500</u>		
118	<u>319,800</u>	<u>363,600</u>	<u>419,000</u>		
119	<u>320,100</u>	<u>364,000</u>	<u>419,400</u>		
120	<u>320,400</u>	<u>364,400</u>	<u>419,800</u>		
121	<u>320,700</u>	<u>364,800</u>	<u>420,200</u>		
122	<u>321,000</u>	<u>365,100</u>	<u>420,700</u>		
123	<u>321,300</u>	<u>365,500</u>	<u>421,100</u>		
124	<u>321,600</u>	<u>365,900</u>	<u>421,500</u>		
125	<u>321,900</u>	<u>366,300</u>	<u>421,900</u>		
126	<u>322,200</u>		<u>422,300</u>		
127	<u>322,500</u>		<u>422,700</u>		
128	<u>322,800</u>		<u>423,100</u>		
129	<u>323,100</u>		<u>423,500</u>		
130	<u>323,400</u>		<u>423,900</u>		
131	<u>323,700</u>		<u>424,300</u>		
132	<u>324,000</u>		<u>424,700</u>		
133	<u>324,300</u>		<u>425,100</u>		
134	<u>324,600</u>				
135	<u>324,900</u>				
136	<u>325,200</u>				
137	<u>325,500</u>				
138	<u>325,800</u>				
139	<u>326,100</u>				
140	<u>326,400</u>				

112	<u>312,800</u>	<u>357,000</u>	<u>407,100</u>		
113	<u>313,500</u>	<u>357,400</u>	<u>407,500</u>		
114	<u>314,000</u>	<u>357,800</u>	<u>408,000</u>		
115	<u>314,600</u>	<u>358,100</u>	<u>408,500</u>		
116	<u>315,100</u>	<u>358,500</u>	<u>408,900</u>		
117	<u>315,500</u>	<u>358,900</u>	<u>409,300</u>		
118	<u>315,800</u>	<u>359,200</u>	<u>409,800</u>		
119	<u>316,100</u>	<u>359,600</u>	<u>410,200</u>		
120	<u>316,400</u>	<u>360,000</u>	<u>410,600</u>		
121	<u>316,700</u>	<u>360,400</u>	<u>411,000</u>		
122	<u>317,000</u>	<u>360,700</u>	<u>411,500</u>		
123	<u>317,300</u>	<u>361,100</u>	<u>411,900</u>		
124	<u>317,600</u>	<u>361,500</u>	<u>412,300</u>		
125	<u>317,900</u>	<u>361,900</u>	<u>412,700</u>		
126	<u>318,200</u>		<u>413,100</u>		
127	<u>318,500</u>		<u>413,500</u>		
128	<u>318,800</u>		<u>413,900</u>		
129	<u>319,100</u>		<u>414,300</u>		
130	<u>319,400</u>		<u>414,700</u>		
131	<u>319,700</u>		<u>415,100</u>		
132	<u>320,000</u>		<u>415,500</u>		
133	<u>320,300</u>		<u>415,900</u>		
134	<u>320,600</u>				
135	<u>320,900</u>				
136	<u>321,200</u>				
137	<u>321,500</u>				
138	<u>321,800</u>				
139	<u>322,100</u>				
140	<u>322,400</u>				

	141	<u>326,700</u>				
	142	<u>327,000</u>				
	143	<u>327,300</u>				
	144	<u>327,600</u>				
	145	<u>327,900</u>				
	146	<u>328,200</u>				
	147	<u>328,500</u>				
	148	<u>328,800</u>				
	149	<u>329,000</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>210,400</u>	<u>243,100</u>	<u>284,900</u>	<u>330,100</u>	<u>453,000</u>

備考 …… (略)

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>208,100</u>	<u>255,800</u>	<u>274,300</u>	<u>317,300</u>	<u>542,100</u>
	2	<u>209,500</u>	<u>256,600</u>	<u>275,500</u>	<u>319,200</u>	<u>544,800</u>
	3	<u>211,100</u>	<u>257,600</u>	<u>276,700</u>	<u>321,100</u>	<u>547,500</u>
	4	<u>212,700</u>	<u>258,500</u>	<u>278,100</u>	<u>323,100</u>	<u>550,200</u>
	5	<u>214,400</u>	<u>259,500</u>	<u>279,500</u>	<u>325,100</u>	<u>552,900</u>
	6	<u>216,000</u>	<u>260,500</u>	<u>280,800</u>	<u>327,100</u>	<u>555,600</u>
	7	<u>217,600</u>	<u>261,400</u>	<u>282,100</u>	<u>329,100</u>	<u>558,300</u>
	8	<u>219,300</u>	<u>262,300</u>	<u>283,400</u>	<u>331,000</u>	<u>561,000</u>
	9	<u>221,000</u>	<u>263,200</u>	<u>284,800</u>	<u>332,900</u>	

	141	<u>322,700</u>				
	142	<u>323,000</u>				
	143	<u>323,300</u>				
	144	<u>323,600</u>				
	145	<u>323,900</u>				
	146	<u>324,200</u>				
	147	<u>324,500</u>				
	148	<u>324,800</u>				
	149	<u>325,000</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>202,900</u>	<u>234,400</u>	<u>274,700</u>	<u>318,300</u>	<u>436,800</u>

備考 …… (略)

別表第5 (第3条関係)

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>195,800</u>	<u>239,500</u>	<u>256,400</u>	<u>295,600</u>	<u>517,900</u>
	2	<u>197,100</u>	<u>240,300</u>	<u>257,800</u>	<u>297,500</u>	<u>520,400</u>
	3	<u>198,600</u>	<u>241,300</u>	<u>259,200</u>	<u>299,400</u>	<u>523,000</u>
	4	<u>200,100</u>	<u>242,200</u>	<u>260,700</u>	<u>301,400</u>	<u>525,600</u>
	5	<u>201,700</u>	<u>243,300</u>	<u>262,200</u>	<u>303,400</u>	<u>528,200</u>
	6	<u>203,200</u>	<u>244,300</u>	<u>263,700</u>	<u>305,400</u>	<u>530,800</u>
	7	<u>204,700</u>	<u>245,300</u>	<u>265,100</u>	<u>307,400</u>	<u>533,300</u>
	8	<u>206,200</u>	<u>246,200</u>	<u>266,500</u>	<u>309,300</u>	<u>535,900</u>
	9	<u>207,700</u>	<u>247,200</u>	<u>268,000</u>	<u>311,200</u>	

10	<u>222,600</u>	<u>264,200</u>	<u>286,100</u>	<u>334,800</u>	
11	<u>224,300</u>	<u>265,100</u>	<u>287,500</u>	<u>336,900</u>	
12	<u>226,000</u>	<u>266,000</u>	<u>289,000</u>	<u>338,900</u>	
13	<u>227,800</u>	<u>266,900</u>	<u>290,500</u>	<u>340,800</u>	
14	<u>229,500</u>	<u>268,000</u>	<u>291,900</u>	<u>342,800</u>	
15	<u>231,200</u>	<u>269,000</u>	<u>293,200</u>	<u>344,800</u>	
16	<u>232,900</u>	<u>270,100</u>	<u>294,700</u>	<u>346,800</u>	
17	<u>234,600</u>	<u>271,300</u>	<u>296,400</u>	<u>348,800</u>	
18	<u>236,300</u>	<u>272,400</u>	<u>298,200</u>	<u>350,900</u>	
19	<u>238,000</u>	<u>273,400</u>	<u>299,800</u>	<u>353,000</u>	
20	<u>239,700</u>	<u>274,600</u>	<u>301,600</u>	<u>355,000</u>	
21	<u>241,400</u>	<u>275,800</u>	<u>303,500</u>	<u>357,100</u>	
22	<u>243,200</u>	<u>277,000</u>	<u>305,300</u>	<u>359,200</u>	
23	<u>245,200</u>	<u>278,300</u>	<u>307,200</u>	<u>361,400</u>	
24	<u>247,200</u>	<u>279,600</u>	<u>308,900</u>	<u>363,600</u>	
25	<u>249,000</u>	<u>280,900</u>	<u>310,700</u>	<u>365,800</u>	
26	<u>249,700</u>	<u>282,300</u>	<u>312,500</u>	<u>368,300</u>	
27	<u>250,500</u>	<u>283,600</u>	<u>314,300</u>	<u>370,800</u>	
28	<u>251,300</u>	<u>285,100</u>	<u>316,100</u>	<u>373,300</u>	
29	<u>252,000</u>	<u>286,700</u>	<u>317,900</u>	<u>375,800</u>	
30	<u>252,700</u>	<u>288,500</u>	<u>319,800</u>	<u>378,300</u>	
31	<u>253,500</u>	<u>290,100</u>	<u>321,600</u>	<u>380,800</u>	
32	<u>254,300</u>	<u>291,900</u>	<u>323,400</u>	<u>383,600</u>	
33	<u>255,000</u>	<u>293,700</u>	<u>325,200</u>	<u>386,300</u>	
34	<u>255,700</u>	<u>295,200</u>	<u>327,000</u>	<u>389,300</u>	
35	<u>256,500</u>	<u>296,600</u>	<u>329,000</u>	<u>392,200</u>	
36	<u>257,200</u>	<u>298,000</u>	<u>330,900</u>	<u>395,100</u>	
37	<u>258,000</u>	<u>299,300</u>	<u>332,700</u>	<u>398,100</u>	
38	<u>258,700</u>	<u>300,600</u>	<u>334,600</u>	<u>400,900</u>	

10	<u>209,100</u>	<u>248,200</u>	<u>269,400</u>	<u>313,100</u>	
11	<u>210,600</u>	<u>249,100</u>	<u>270,900</u>	<u>315,200</u>	
12	<u>212,100</u>	<u>250,100</u>	<u>272,500</u>	<u>317,200</u>	
13	<u>213,700</u>	<u>251,100</u>	<u>274,100</u>	<u>319,100</u>	
14	<u>215,200</u>	<u>252,400</u>	<u>275,600</u>	<u>321,100</u>	
15	<u>216,700</u>	<u>253,600</u>	<u>277,000</u>	<u>323,100</u>	
16	<u>218,200</u>	<u>254,900</u>	<u>278,600</u>	<u>325,100</u>	
17	<u>219,700</u>	<u>256,300</u>	<u>280,300</u>	<u>327,100</u>	
18	<u>221,200</u>	<u>257,600</u>	<u>282,200</u>	<u>329,200</u>	
19	<u>222,700</u>	<u>258,800</u>	<u>283,900</u>	<u>331,300</u>	
20	<u>224,200</u>	<u>260,200</u>	<u>285,800</u>	<u>333,300</u>	
21	<u>225,700</u>	<u>261,600</u>	<u>287,700</u>	<u>335,400</u>	
22	<u>227,300</u>	<u>263,000</u>	<u>289,600</u>	<u>337,500</u>	
23	<u>229,100</u>	<u>264,500</u>	<u>291,600</u>	<u>339,700</u>	
24	<u>230,900</u>	<u>266,000</u>	<u>293,400</u>	<u>341,900</u>	
25	<u>232,500</u>	<u>267,500</u>	<u>295,200</u>	<u>344,100</u>	
26	<u>233,300</u>	<u>269,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,600</u>	
27	<u>234,100</u>	<u>270,400</u>	<u>299,000</u>	<u>349,100</u>	
28	<u>234,900</u>	<u>272,000</u>	<u>300,900</u>	<u>351,600</u>	
29	<u>235,600</u>	<u>273,700</u>	<u>302,800</u>	<u>354,100</u>	
30	<u>236,300</u>	<u>275,600</u>	<u>304,800</u>	<u>356,600</u>	
31	<u>237,100</u>	<u>277,300</u>	<u>306,700</u>	<u>359,100</u>	
32	<u>237,900</u>	<u>279,200</u>	<u>308,600</u>	<u>361,900</u>	
33	<u>238,700</u>	<u>281,100</u>	<u>310,500</u>	<u>364,600</u>	
34	<u>239,400</u>	<u>282,700</u>	<u>312,400</u>	<u>367,600</u>	
35	<u>240,200</u>	<u>284,200</u>	<u>314,500</u>	<u>370,500</u>	
36	<u>241,000</u>	<u>285,700</u>	<u>316,500</u>	<u>373,400</u>	
37	<u>241,900</u>	<u>287,100</u>	<u>318,400</u>	<u>376,400</u>	
38	<u>242,800</u>	<u>288,500</u>	<u>320,400</u>	<u>379,200</u>	

39	<u>259,500</u>	<u>301,800</u>	<u>336,400</u>	<u>403,600</u>	
40	<u>260,300</u>	<u>303,000</u>	<u>338,300</u>	<u>406,300</u>	
41	<u>261,100</u>	<u>304,200</u>	<u>340,200</u>	<u>408,800</u>	
42	<u>261,800</u>	<u>305,500</u>	<u>342,000</u>	<u>411,300</u>	
43	<u>262,600</u>	<u>306,700</u>	<u>343,900</u>	<u>413,600</u>	
44	<u>263,400</u>	<u>307,800</u>	<u>345,800</u>	<u>416,000</u>	
45	<u>264,200</u>	<u>309,000</u>	<u>347,700</u>	<u>418,400</u>	
46	<u>264,900</u>	<u>310,200</u>	<u>349,600</u>	<u>420,700</u>	
47	<u>265,700</u>	<u>311,500</u>	<u>351,500</u>	<u>423,000</u>	
48	<u>266,500</u>	<u>312,600</u>	<u>353,400</u>	<u>425,300</u>	
49	<u>267,500</u>	<u>313,700</u>	<u>355,400</u>	<u>427,700</u>	
50	<u>268,500</u>	<u>314,800</u>	<u>357,800</u>	<u>430,000</u>	
51	<u>269,400</u>	<u>315,900</u>	<u>360,200</u>	<u>432,200</u>	
52	<u>270,400</u>	<u>317,100</u>	<u>362,600</u>	<u>434,400</u>	
53	<u>271,500</u>	<u>318,300</u>	<u>365,000</u>	<u>436,700</u>	
54	<u>272,400</u>	<u>319,400</u>	<u>367,200</u>	<u>438,900</u>	
55	<u>273,200</u>	<u>320,500</u>	<u>369,200</u>	<u>441,000</u>	
56	<u>274,100</u>	<u>321,700</u>	<u>371,200</u>	<u>443,100</u>	
57	<u>275,100</u>	<u>322,800</u>	<u>373,100</u>	<u>445,000</u>	
58	<u>276,000</u>	<u>324,100</u>	<u>374,900</u>	<u>446,800</u>	
59	<u>276,800</u>	<u>325,200</u>	<u>376,700</u>	<u>448,700</u>	
60	<u>277,700</u>	<u>326,200</u>	<u>378,400</u>	<u>450,500</u>	
61	<u>278,700</u>	<u>327,200</u>	<u>380,200</u>	<u>452,200</u>	
62	<u>279,600</u>	<u>328,300</u>	<u>382,000</u>	<u>453,900</u>	
63	<u>280,400</u>	<u>329,400</u>	<u>383,800</u>	<u>455,500</u>	
64	<u>281,300</u>	<u>330,500</u>	<u>385,500</u>	<u>457,200</u>	
65	<u>282,200</u>	<u>331,600</u>	<u>387,100</u>	<u>458,900</u>	
66	<u>283,100</u>	<u>332,600</u>	<u>388,600</u>	<u>460,300</u>	
67	<u>284,000</u>	<u>333,700</u>	<u>390,100</u>	<u>461,300</u>	

39	<u>243,700</u>	<u>289,800</u>	<u>322,300</u>	<u>381,900</u>	
40	<u>244,600</u>	<u>291,100</u>	<u>324,300</u>	<u>384,600</u>	
41	<u>245,600</u>	<u>292,400</u>	<u>326,300</u>	<u>387,100</u>	
42	<u>246,400</u>	<u>293,800</u>	<u>328,200</u>	<u>389,600</u>	
43	<u>247,300</u>	<u>295,100</u>	<u>330,200</u>	<u>391,900</u>	
44	<u>248,300</u>	<u>296,400</u>	<u>332,200</u>	<u>394,300</u>	
45	<u>249,300</u>	<u>297,700</u>	<u>334,200</u>	<u>396,700</u>	
46	<u>250,200</u>	<u>299,000</u>	<u>336,200</u>	<u>399,000</u>	
47	<u>251,200</u>	<u>300,400</u>	<u>338,200</u>	<u>401,300</u>	
48	<u>252,200</u>	<u>301,600</u>	<u>340,200</u>	<u>403,600</u>	
49	<u>253,400</u>	<u>302,900</u>	<u>342,300</u>	<u>406,000</u>	
50	<u>254,500</u>	<u>304,200</u>	<u>344,800</u>	<u>408,300</u>	
51	<u>255,600</u>	<u>305,500</u>	<u>347,300</u>	<u>410,500</u>	
52	<u>256,700</u>	<u>306,800</u>	<u>349,800</u>	<u>412,700</u>	
53	<u>257,900</u>	<u>308,100</u>	<u>352,300</u>	<u>415,000</u>	
54	<u>259,000</u>	<u>309,400</u>	<u>354,600</u>	<u>417,300</u>	
55	<u>260,000</u>	<u>310,700</u>	<u>356,800</u>	<u>419,500</u>	
56	<u>261,000</u>	<u>312,000</u>	<u>358,900</u>	<u>421,700</u>	
57	<u>262,100</u>	<u>313,300</u>	<u>360,900</u>	<u>423,700</u>	
58	<u>263,200</u>	<u>314,700</u>	<u>362,900</u>	<u>425,600</u>	
59	<u>264,200</u>	<u>315,900</u>	<u>364,800</u>	<u>427,600</u>	
60	<u>265,200</u>	<u>317,100</u>	<u>366,600</u>	<u>429,500</u>	
61	<u>266,300</u>	<u>318,300</u>	<u>368,500</u>	<u>431,300</u>	
62	<u>267,300</u>	<u>319,500</u>	<u>370,400</u>	<u>433,100</u>	
63	<u>268,300</u>	<u>320,700</u>	<u>372,300</u>	<u>434,800</u>	
64	<u>269,400</u>	<u>322,000</u>	<u>374,100</u>	<u>436,600</u>	
65	<u>270,500</u>	<u>323,200</u>	<u>375,900</u>	<u>438,400</u>	
66	<u>271,500</u>	<u>324,400</u>	<u>377,500</u>	<u>439,900</u>	
67	<u>272,600</u>	<u>325,600</u>	<u>379,100</u>	<u>441,000</u>	

68	<u>284,800</u>	<u>334,800</u>	<u>391,400</u>	<u>462,100</u>	
69	<u>285,700</u>	<u>335,900</u>	<u>392,700</u>	<u>462,900</u>	
70	<u>286,600</u>	<u>337,000</u>	<u>393,500</u>	<u>463,700</u>	
71	<u>287,500</u>	<u>338,200</u>	<u>394,300</u>	<u>464,400</u>	
72	<u>288,300</u>	<u>339,200</u>	<u>395,000</u>	<u>465,100</u>	
73	<u>289,200</u>	<u>340,200</u>	<u>395,700</u>	<u>465,800</u>	
74	<u>290,100</u>	<u>341,200</u>	<u>396,300</u>	<u>466,500</u>	
75	<u>290,900</u>	<u>342,300</u>	<u>396,900</u>	<u>467,200</u>	
76	<u>291,800</u>	<u>343,300</u>	<u>397,500</u>	<u>467,900</u>	
77	<u>292,600</u>	<u>344,300</u>	<u>398,200</u>	<u>468,600</u>	
78	<u>293,400</u>	<u>345,200</u>	<u>398,800</u>	<u>469,300</u>	
79	<u>294,300</u>	<u>346,000</u>	<u>399,400</u>	<u>470,000</u>	
80	<u>295,200</u>	<u>346,700</u>	<u>400,000</u>	<u>470,600</u>	
81	<u>296,000</u>	<u>347,400</u>	<u>400,500</u>	<u>471,200</u>	
82	<u>296,800</u>	<u>348,000</u>	<u>401,100</u>	<u>471,900</u>	
83	<u>297,700</u>	<u>348,600</u>	<u>401,700</u>	<u>472,500</u>	
84	<u>298,500</u>	<u>349,200</u>	<u>402,200</u>	<u>473,100</u>	
85	<u>299,400</u>	<u>349,800</u>	<u>402,700</u>	<u>473,700</u>	
86	<u>300,200</u>	<u>350,400</u>	<u>403,200</u>	<u>474,300</u>	
87	<u>301,100</u>	<u>351,000</u>	<u>403,700</u>	<u>474,900</u>	
88	<u>302,000</u>	<u>351,500</u>	<u>404,300</u>	<u>475,500</u>	
89	<u>302,800</u>	<u>351,900</u>	<u>404,900</u>	<u>476,100</u>	
90	<u>303,600</u>	<u>352,400</u>	<u>405,500</u>	<u>476,700</u>	
91	<u>304,500</u>	<u>352,800</u>	<u>406,100</u>	<u>477,300</u>	
92	<u>305,300</u>	<u>353,200</u>	<u>406,600</u>	<u>477,800</u>	
93	<u>306,200</u>	<u>353,700</u>	<u>407,100</u>	<u>478,300</u>	
94	<u>307,000</u>	<u>354,100</u>	<u>407,700</u>	<u>478,800</u>	
95	<u>307,900</u>	<u>354,500</u>	<u>408,200</u>	<u>479,300</u>	
96	<u>308,700</u>	<u>355,000</u>	<u>408,700</u>	<u>479,800</u>	

68	<u>273,600</u>	<u>326,900</u>	<u>380,500</u>	<u>441,900</u>	
69	<u>274,700</u>	<u>328,100</u>	<u>382,000</u>	<u>442,800</u>	
70	<u>275,700</u>	<u>329,300</u>	<u>383,000</u>	<u>443,600</u>	
71	<u>276,800</u>	<u>330,600</u>	<u>383,900</u>	<u>444,300</u>	
72	<u>277,800</u>	<u>331,800</u>	<u>384,700</u>	<u>445,000</u>	
73	<u>278,900</u>	<u>333,000</u>	<u>385,500</u>	<u>445,700</u>	
74	<u>279,900</u>	<u>334,200</u>	<u>386,300</u>	<u>446,400</u>	
75	<u>280,900</u>	<u>335,500</u>	<u>387,000</u>	<u>447,100</u>	
76	<u>282,000</u>	<u>336,600</u>	<u>387,700</u>	<u>447,800</u>	
77	<u>283,000</u>	<u>337,800</u>	<u>388,500</u>	<u>448,500</u>	
78	<u>284,000</u>	<u>338,900</u>	<u>389,200</u>	<u>449,200</u>	
79	<u>285,100</u>	<u>339,900</u>	<u>389,900</u>	<u>449,900</u>	
80	<u>286,100</u>	<u>340,800</u>	<u>390,600</u>	<u>450,500</u>	
81	<u>287,100</u>	<u>341,600</u>	<u>391,300</u>	<u>451,100</u>	
82	<u>288,100</u>	<u>342,400</u>	<u>391,900</u>	<u>451,800</u>	
83	<u>289,100</u>	<u>343,200</u>	<u>392,500</u>	<u>452,400</u>	
84	<u>290,100</u>	<u>343,900</u>	<u>393,000</u>	<u>453,000</u>	
85	<u>291,200</u>	<u>344,700</u>	<u>393,500</u>	<u>453,600</u>	
86	<u>292,200</u>	<u>345,500</u>	<u>394,000</u>	<u>454,200</u>	
87	<u>293,300</u>	<u>346,200</u>	<u>394,500</u>	<u>454,800</u>	
88	<u>294,300</u>	<u>346,900</u>	<u>395,100</u>	<u>455,400</u>	
89	<u>295,300</u>	<u>347,500</u>	<u>395,700</u>	<u>456,000</u>	
90	<u>296,300</u>	<u>348,000</u>	<u>396,300</u>	<u>456,600</u>	
91	<u>297,300</u>	<u>348,400</u>	<u>396,900</u>	<u>457,200</u>	
92	<u>298,300</u>	<u>348,800</u>	<u>397,400</u>	<u>457,700</u>	
93	<u>299,400</u>	<u>349,300</u>	<u>397,900</u>	<u>458,200</u>	
94	<u>300,400</u>	<u>349,700</u>	<u>398,500</u>	<u>458,700</u>	
95	<u>301,400</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>	<u>459,200</u>	
96	<u>302,400</u>	<u>350,600</u>	<u>399,500</u>	<u>459,700</u>	

97	<u>309,600</u>	<u>355,500</u>	<u>409,100</u>	<u>480,300</u>	
98	<u>310,500</u>	<u>355,900</u>	<u>409,600</u>	<u>480,800</u>	
99	<u>311,200</u>	<u>356,300</u>	<u>410,100</u>	<u>481,300</u>	
100	<u>311,900</u>	<u>356,800</u>	<u>410,600</u>	<u>481,800</u>	
101	<u>312,600</u>	<u>357,300</u>	<u>411,100</u>	<u>482,300</u>	
102	<u>313,300</u>	<u>357,700</u>	<u>411,600</u>	<u>482,800</u>	
103	<u>313,900</u>	<u>358,100</u>	<u>412,100</u>	<u>483,300</u>	
104	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>412,600</u>	<u>483,800</u>	
105	<u>315,200</u>	<u>358,800</u>	<u>413,000</u>	<u>484,300</u>	
106	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>413,500</u>	<u>484,800</u>	
107	<u>316,400</u>	<u>359,600</u>	<u>414,000</u>	<u>485,300</u>	
108	<u>316,900</u>	<u>360,000</u>	<u>414,400</u>	<u>485,800</u>	
109	<u>317,300</u>	<u>360,300</u>	<u>414,800</u>	<u>486,300</u>	
110	<u>317,800</u>	<u>360,600</u>	<u>415,300</u>	<u>486,800</u>	
111	<u>318,200</u>	<u>361,000</u>	<u>415,800</u>	<u>487,300</u>	
112	<u>318,700</u>	<u>361,400</u>	<u>416,200</u>		
113	<u>319,000</u>	<u>361,800</u>	<u>416,600</u>		
114	<u>319,300</u>	<u>362,200</u>	<u>417,100</u>		
115	<u>319,600</u>	<u>362,600</u>	<u>417,600</u>		
116	<u>319,900</u>	<u>362,900</u>	<u>418,000</u>		
117	<u>320,200</u>	<u>363,300</u>	<u>418,400</u>		
118	<u>320,500</u>	<u>363,700</u>	<u>418,900</u>		
119	<u>320,800</u>	<u>364,100</u>	<u>419,300</u>		
120	<u>321,100</u>	<u>364,500</u>	<u>419,700</u>		
121	<u>321,400</u>	<u>364,800</u>	<u>420,100</u>		
122	<u>321,700</u>	<u>365,100</u>	<u>420,500</u>		
123	<u>322,000</u>	<u>365,500</u>	<u>420,900</u>		
124	<u>322,300</u>	<u>365,900</u>	<u>421,300</u>		
125	<u>322,600</u>	<u>366,200</u>	<u>421,700</u>		

97	<u>303,500</u>	<u>351,100</u>	<u>399,900</u>	<u>460,200</u>	
98	<u>304,600</u>	<u>351,500</u>	<u>400,400</u>	<u>460,700</u>	
99	<u>305,500</u>	<u>351,900</u>	<u>400,900</u>	<u>461,200</u>	
100	<u>306,400</u>	<u>352,400</u>	<u>401,400</u>	<u>461,700</u>	
101	<u>307,200</u>	<u>352,900</u>	<u>401,900</u>	<u>462,200</u>	
102	<u>308,100</u>	<u>353,300</u>	<u>402,400</u>	<u>462,700</u>	
103	<u>308,900</u>	<u>353,700</u>	<u>402,900</u>	<u>463,200</u>	
104	<u>309,700</u>	<u>354,100</u>	<u>403,400</u>	<u>463,700</u>	
105	<u>310,500</u>	<u>354,400</u>	<u>403,800</u>	<u>464,200</u>	
106	<u>311,300</u>	<u>354,800</u>	<u>404,300</u>	<u>464,700</u>	
107	<u>312,000</u>	<u>355,200</u>	<u>404,800</u>	<u>465,200</u>	
108	<u>312,700</u>	<u>355,600</u>	<u>405,200</u>	<u>465,700</u>	
109	<u>313,300</u>	<u>355,900</u>	<u>405,600</u>	<u>466,200</u>	
110	<u>313,800</u>	<u>356,200</u>	<u>406,100</u>	<u>466,700</u>	
111	<u>314,200</u>	<u>356,600</u>	<u>406,600</u>	<u>467,200</u>	
112	<u>314,700</u>	<u>357,000</u>	<u>407,000</u>		
113	<u>315,000</u>	<u>357,400</u>	<u>407,400</u>		
114	<u>315,300</u>	<u>357,800</u>	<u>407,900</u>		
115	<u>315,600</u>	<u>358,200</u>	<u>408,400</u>		
116	<u>315,900</u>	<u>358,500</u>	<u>408,800</u>		
117	<u>316,200</u>	<u>358,900</u>	<u>409,200</u>		
118	<u>316,500</u>	<u>359,300</u>	<u>409,700</u>		
119	<u>316,800</u>	<u>359,700</u>	<u>410,100</u>		
120	<u>317,100</u>	<u>360,100</u>	<u>410,500</u>		
121	<u>317,400</u>	<u>360,400</u>	<u>410,900</u>		
122	<u>317,700</u>	<u>360,700</u>	<u>411,300</u>		
123	<u>318,000</u>	<u>361,100</u>	<u>411,700</u>		
124	<u>318,300</u>	<u>361,500</u>	<u>412,100</u>		
125	<u>318,600</u>	<u>361,800</u>	<u>412,500</u>		

	126	<u>322, 900</u>	<u>366, 500</u>	<u>422, 100</u>		
	127	<u>323, 200</u>	<u>366, 900</u>	<u>422, 500</u>		
	128	<u>323, 500</u>	<u>367, 300</u>	<u>422, 900</u>		
	129	<u>323, 800</u>	<u>367, 600</u>	<u>423, 300</u>		
	130	<u>324, 100</u>				
	131	<u>324, 400</u>				
	132	<u>324, 700</u>				
	133	<u>325, 000</u>				
	134	<u>325, 300</u>				
	135	<u>325, 600</u>				
	136	<u>325, 900</u>				
	137	<u>326, 200</u>				
	138	<u>326, 500</u>				
	139	<u>326, 800</u>				
	140	<u>327, 100</u>				
	141	<u>327, 400</u>				
	142	<u>327, 700</u>				
	143	<u>328, 000</u>				
	144	<u>328, 300</u>				
	145	<u>328, 600</u>				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>214, 600</u>	<u>244, 200</u>	<u>284, 900</u>	<u>330, 200</u>	<u>453, 000</u>

備考 …… (略)

別表第 6 (第 3 条関係)

消防職給料表

	126	<u>318, 900</u>	<u>362, 100</u>	<u>412, 900</u>		
	127	<u>319, 200</u>	<u>362, 500</u>	<u>413, 300</u>		
	128	<u>319, 500</u>	<u>362, 900</u>	<u>413, 700</u>		
	129	<u>319, 800</u>	<u>363, 200</u>	<u>414, 100</u>		
	130	<u>320, 100</u>				
	131	<u>320, 400</u>				
	132	<u>320, 700</u>				
	133	<u>321, 000</u>				
	134	<u>321, 300</u>				
	135	<u>321, 600</u>				
	136	<u>321, 900</u>				
	137	<u>322, 200</u>				
	138	<u>322, 500</u>				
	139	<u>322, 800</u>				
	140	<u>323, 100</u>				
	141	<u>323, 400</u>				
	142	<u>323, 700</u>				
	143	<u>324, 000</u>				
	144	<u>324, 300</u>				
	145	<u>324, 600</u>				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>206, 900</u>	<u>235, 500</u>	<u>274, 700</u>	<u>318, 400</u>	<u>436, 800</u>

備考 …… (略)

別表第 6 (第 3 条関係)

消防職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>196,400</u>	<u>251,600</u>	<u>272,700</u>	<u>325,100</u>	<u>542,100</u>
	2	<u>197,300</u>	<u>252,700</u>	<u>274,000</u>	<u>327,100</u>	<u>544,800</u>
	3	<u>198,300</u>	<u>253,800</u>	<u>275,300</u>	<u>329,100</u>	<u>547,500</u>
	4	<u>199,300</u>	<u>254,900</u>	<u>276,600</u>	<u>331,000</u>	<u>550,200</u>
	5	<u>200,300</u>	<u>256,000</u>	<u>278,000</u>	<u>332,900</u>	<u>552,900</u>
	6	<u>201,400</u>	<u>257,100</u>	<u>279,300</u>	<u>334,800</u>	<u>555,600</u>
	7	<u>202,600</u>	<u>258,200</u>	<u>280,600</u>	<u>336,900</u>	<u>558,300</u>
	8	<u>203,800</u>	<u>259,300</u>	<u>281,900</u>	<u>338,900</u>	<u>561,000</u>
	9	<u>205,000</u>	<u>260,400</u>	<u>283,300</u>	<u>340,800</u>	
	10	<u>206,200</u>	<u>261,500</u>	<u>284,600</u>	<u>342,800</u>	
	11	<u>207,400</u>	<u>262,600</u>	<u>286,000</u>	<u>344,800</u>	
	12	<u>208,800</u>	<u>263,800</u>	<u>287,500</u>	<u>346,800</u>	
	13	<u>210,200</u>	<u>265,000</u>	<u>289,000</u>	<u>348,800</u>	
	14	<u>211,600</u>	<u>266,200</u>	<u>290,600</u>	<u>350,900</u>	
	15	<u>213,100</u>	<u>267,300</u>	<u>292,200</u>	<u>353,000</u>	
	16	<u>214,600</u>	<u>268,600</u>	<u>293,800</u>	<u>355,000</u>	
	17	<u>216,200</u>	<u>270,000</u>	<u>295,500</u>	<u>357,100</u>	
	18	<u>218,500</u>	<u>271,300</u>	<u>297,400</u>	<u>359,200</u>	
	19	<u>220,800</u>	<u>272,400</u>	<u>299,200</u>	<u>361,400</u>	
	20	<u>223,200</u>	<u>273,700</u>	<u>301,100</u>	<u>363,600</u>	
	21	<u>225,600</u>	<u>275,100</u>	<u>302,900</u>	<u>365,800</u>	
	22	<u>227,600</u>	<u>276,400</u>	<u>304,800</u>	<u>368,300</u>	
	23	<u>229,600</u>	<u>277,600</u>	<u>306,700</u>	<u>370,800</u>	
	24	<u>231,600</u>	<u>278,900</u>	<u>308,500</u>	<u>373,300</u>	
	25	<u>233,600</u>	<u>280,300</u>	<u>310,300</u>	<u>375,800</u>	
	26	<u>235,700</u>	<u>281,800</u>	<u>312,200</u>	<u>378,300</u>	

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	<u>184,100</u>	<u>235,800</u>	<u>254,800</u>	<u>303,400</u>	<u>517,900</u>
	2	<u>185,000</u>	<u>237,000</u>	<u>256,200</u>	<u>305,400</u>	<u>520,400</u>
	3	<u>186,000</u>	<u>238,200</u>	<u>257,600</u>	<u>307,400</u>	<u>523,000</u>
	4	<u>187,000</u>	<u>239,400</u>	<u>259,000</u>	<u>309,300</u>	<u>525,600</u>
	5	<u>188,000</u>	<u>240,600</u>	<u>260,500</u>	<u>311,200</u>	<u>528,200</u>
	6	<u>189,000</u>	<u>241,800</u>	<u>261,900</u>	<u>313,100</u>	<u>530,800</u>
	7	<u>190,100</u>	<u>243,000</u>	<u>263,300</u>	<u>315,200</u>	<u>533,300</u>
	8	<u>191,200</u>	<u>244,200</u>	<u>264,700</u>	<u>317,200</u>	<u>535,900</u>
	9	<u>192,300</u>	<u>245,400</u>	<u>266,200</u>	<u>319,100</u>	
	10	<u>193,400</u>	<u>246,600</u>	<u>267,600</u>	<u>321,100</u>	
	11	<u>194,500</u>	<u>247,800</u>	<u>269,100</u>	<u>323,100</u>	
	12	<u>195,700</u>	<u>249,100</u>	<u>270,700</u>	<u>325,100</u>	
	13	<u>196,900</u>	<u>250,400</u>	<u>272,300</u>	<u>327,100</u>	
	14	<u>198,100</u>	<u>251,700</u>	<u>274,000</u>	<u>329,200</u>	
	15	<u>199,400</u>	<u>252,900</u>	<u>275,700</u>	<u>331,300</u>	
	16	<u>200,700</u>	<u>254,300</u>	<u>277,400</u>	<u>333,300</u>	
	17	<u>202,100</u>	<u>255,800</u>	<u>279,200</u>	<u>335,400</u>	
	18	<u>204,200</u>	<u>257,200</u>	<u>281,200</u>	<u>337,500</u>	
	19	<u>206,300</u>	<u>258,400</u>	<u>283,100</u>	<u>339,700</u>	
	20	<u>208,500</u>	<u>259,800</u>	<u>285,100</u>	<u>341,900</u>	
	21	<u>210,700</u>	<u>261,300</u>	<u>287,000</u>	<u>344,100</u>	
	22	<u>212,500</u>	<u>262,700</u>	<u>289,000</u>	<u>346,600</u>	
	23	<u>214,300</u>	<u>264,000</u>	<u>291,000</u>	<u>349,100</u>	
	24	<u>216,100</u>	<u>265,400</u>	<u>292,900</u>	<u>351,600</u>	
	25	<u>217,900</u>	<u>266,900</u>	<u>294,800</u>	<u>354,100</u>	
	26	<u>219,800</u>	<u>268,500</u>	<u>296,800</u>	<u>356,600</u>	

27	<u>237,800</u>	<u>283,200</u>	<u>314,100</u>	<u>380,800</u>	
28	<u>239,900</u>	<u>284,600</u>	<u>315,900</u>	<u>383,600</u>	
29	<u>242,000</u>	<u>286,100</u>	<u>317,700</u>	<u>386,300</u>	
30	<u>243,200</u>	<u>288,000</u>	<u>319,600</u>	<u>389,300</u>	
31	<u>244,500</u>	<u>289,800</u>	<u>321,500</u>	<u>392,200</u>	
32	<u>245,800</u>	<u>291,700</u>	<u>323,300</u>	<u>395,100</u>	
33	<u>247,300</u>	<u>293,500</u>	<u>325,100</u>	<u>398,100</u>	
34	<u>248,300</u>	<u>295,000</u>	<u>326,900</u>	<u>400,900</u>	
35	<u>249,300</u>	<u>296,500</u>	<u>328,900</u>	<u>403,600</u>	
36	<u>250,300</u>	<u>297,900</u>	<u>330,800</u>	<u>406,300</u>	
37	<u>251,300</u>	<u>299,100</u>	<u>332,600</u>	<u>408,800</u>	
38	<u>252,200</u>	<u>300,300</u>	<u>334,500</u>	<u>411,300</u>	
39	<u>253,200</u>	<u>301,500</u>	<u>336,300</u>	<u>413,600</u>	
40	<u>254,200</u>	<u>302,800</u>	<u>338,200</u>	<u>416,000</u>	
41	<u>255,200</u>	<u>304,100</u>	<u>340,100</u>	<u>418,400</u>	
42	<u>256,100</u>	<u>305,400</u>	<u>341,900</u>	<u>420,700</u>	
43	<u>257,100</u>	<u>306,600</u>	<u>343,800</u>	<u>423,000</u>	
44	<u>258,100</u>	<u>307,700</u>	<u>345,700</u>	<u>425,300</u>	
45	<u>259,100</u>	<u>308,900</u>	<u>347,600</u>	<u>427,700</u>	
46	<u>260,000</u>	<u>310,100</u>	<u>349,500</u>	<u>430,000</u>	
47	<u>261,000</u>	<u>311,300</u>	<u>351,400</u>	<u>432,200</u>	
48	<u>262,000</u>	<u>312,500</u>	<u>353,300</u>	<u>434,400</u>	
49	<u>263,000</u>	<u>313,600</u>	<u>355,300</u>	<u>436,700</u>	
50	<u>264,000</u>	<u>314,700</u>	<u>357,700</u>	<u>438,900</u>	
51	<u>265,000</u>	<u>315,800</u>	<u>360,100</u>	<u>441,000</u>	
52	<u>265,900</u>	<u>317,000</u>	<u>362,500</u>	<u>443,100</u>	
53	<u>266,800</u>	<u>318,200</u>	<u>364,900</u>	<u>445,000</u>	
54	<u>267,700</u>	<u>319,300</u>	<u>367,100</u>	<u>446,800</u>	
55	<u>268,600</u>	<u>320,400</u>	<u>369,100</u>	<u>448,700</u>	

27	<u>221,700</u>	<u>270,000</u>	<u>298,800</u>	<u>359,100</u>	
28	<u>223,600</u>	<u>271,500</u>	<u>300,700</u>	<u>361,900</u>	
29	<u>225,500</u>	<u>273,100</u>	<u>302,600</u>	<u>364,600</u>	
30	<u>226,800</u>	<u>275,100</u>	<u>304,600</u>	<u>367,600</u>	
31	<u>228,200</u>	<u>277,000</u>	<u>306,600</u>	<u>370,500</u>	
32	<u>229,600</u>	<u>279,000</u>	<u>308,500</u>	<u>373,400</u>	
33	<u>231,200</u>	<u>280,900</u>	<u>310,400</u>	<u>376,400</u>	
34	<u>232,400</u>	<u>282,500</u>	<u>312,300</u>	<u>379,200</u>	
35	<u>233,500</u>	<u>284,100</u>	<u>314,400</u>	<u>381,900</u>	
36	<u>234,600</u>	<u>285,600</u>	<u>316,400</u>	<u>384,600</u>	
37	<u>235,700</u>	<u>286,900</u>	<u>318,300</u>	<u>387,100</u>	
38	<u>236,700</u>	<u>288,200</u>	<u>320,300</u>	<u>389,600</u>	
39	<u>237,800</u>	<u>289,500</u>	<u>322,200</u>	<u>391,900</u>	
40	<u>238,900</u>	<u>290,900</u>	<u>324,200</u>	<u>394,300</u>	
41	<u>240,100</u>	<u>292,300</u>	<u>326,200</u>	<u>396,700</u>	
42	<u>241,100</u>	<u>293,700</u>	<u>328,100</u>	<u>399,000</u>	
43	<u>242,200</u>	<u>295,000</u>	<u>330,100</u>	<u>401,300</u>	
44	<u>243,300</u>	<u>296,300</u>	<u>332,100</u>	<u>403,600</u>	
45	<u>244,500</u>	<u>297,600</u>	<u>334,100</u>	<u>406,000</u>	
46	<u>245,500</u>	<u>298,900</u>	<u>336,100</u>	<u>408,300</u>	
47	<u>246,600</u>	<u>300,200</u>	<u>338,100</u>	<u>410,500</u>	
48	<u>247,700</u>	<u>301,500</u>	<u>340,100</u>	<u>412,700</u>	
49	<u>248,900</u>	<u>302,800</u>	<u>342,200</u>	<u>415,000</u>	
50	<u>250,000</u>	<u>304,100</u>	<u>344,700</u>	<u>417,300</u>	
51	<u>251,100</u>	<u>305,400</u>	<u>347,200</u>	<u>419,500</u>	
52	<u>252,100</u>	<u>306,700</u>	<u>349,700</u>	<u>421,700</u>	
53	<u>253,200</u>	<u>308,000</u>	<u>352,200</u>	<u>423,700</u>	
54	<u>254,200</u>	<u>309,300</u>	<u>354,500</u>	<u>425,600</u>	
55	<u>255,300</u>	<u>310,600</u>	<u>356,700</u>	<u>427,600</u>	

56	<u>269,600</u>	<u>321,500</u>	<u>371,100</u>	<u>450,500</u>	
57	<u>270,600</u>	<u>322,700</u>	<u>373,000</u>	<u>452,200</u>	
58	<u>271,500</u>	<u>323,800</u>	<u>374,800</u>	<u>453,900</u>	
59	<u>272,400</u>	<u>324,900</u>	<u>376,600</u>	<u>455,500</u>	
60	<u>273,400</u>	<u>326,000</u>	<u>378,300</u>	<u>457,200</u>	
61	<u>274,400</u>	<u>327,100</u>	<u>380,100</u>	<u>458,900</u>	
62	<u>275,300</u>	<u>328,200</u>	<u>381,900</u>	<u>460,300</u>	
63	<u>276,200</u>	<u>329,300</u>	<u>383,700</u>	<u>461,300</u>	
64	<u>277,100</u>	<u>330,400</u>	<u>385,400</u>	<u>462,100</u>	
65	<u>278,100</u>	<u>331,500</u>	<u>387,000</u>	<u>462,900</u>	
66	<u>279,000</u>	<u>332,500</u>	<u>388,600</u>	<u>463,700</u>	
67	<u>279,900</u>	<u>333,600</u>	<u>390,100</u>	<u>464,400</u>	
68	<u>280,800</u>	<u>334,700</u>	<u>391,400</u>	<u>465,100</u>	
69	<u>281,700</u>	<u>335,800</u>	<u>392,700</u>	<u>465,800</u>	
70	<u>282,600</u>	<u>336,900</u>	<u>393,500</u>	<u>466,500</u>	
71	<u>283,500</u>	<u>338,000</u>	<u>394,300</u>	<u>467,200</u>	
72	<u>284,400</u>	<u>339,000</u>	<u>395,000</u>	<u>467,900</u>	
73	<u>285,300</u>	<u>340,100</u>	<u>395,700</u>	<u>468,600</u>	
74	<u>286,200</u>	<u>341,000</u>	<u>396,300</u>	<u>469,300</u>	
75	<u>287,100</u>	<u>342,000</u>	<u>396,900</u>	<u>470,000</u>	
76	<u>288,000</u>	<u>343,000</u>	<u>397,500</u>	<u>470,600</u>	
77	<u>288,900</u>	<u>344,000</u>	<u>398,200</u>	<u>471,200</u>	
78	<u>289,800</u>	<u>344,900</u>	<u>398,800</u>	<u>471,900</u>	
79	<u>290,700</u>	<u>345,700</u>	<u>399,400</u>	<u>472,500</u>	
80	<u>291,600</u>	<u>346,400</u>	<u>400,000</u>	<u>473,100</u>	
81	<u>292,500</u>	<u>347,100</u>	<u>400,500</u>	<u>473,700</u>	
82	<u>293,300</u>	<u>347,700</u>	<u>401,100</u>	<u>474,300</u>	
83	<u>294,200</u>	<u>348,300</u>	<u>401,700</u>	<u>474,900</u>	
84	<u>295,100</u>	<u>348,900</u>	<u>402,200</u>	<u>475,500</u>	

56	<u>256,400</u>	<u>311,800</u>	<u>358,800</u>	<u>429,500</u>	
57	<u>257,500</u>	<u>313,100</u>	<u>360,800</u>	<u>431,300</u>	
58	<u>258,500</u>	<u>314,300</u>	<u>362,800</u>	<u>433,100</u>	
59	<u>259,600</u>	<u>315,500</u>	<u>364,700</u>	<u>434,800</u>	
60	<u>260,700</u>	<u>316,800</u>	<u>366,500</u>	<u>436,600</u>	
61	<u>261,800</u>	<u>318,100</u>	<u>368,400</u>	<u>438,400</u>	
62	<u>262,800</u>	<u>319,400</u>	<u>370,300</u>	<u>439,900</u>	
63	<u>263,900</u>	<u>320,600</u>	<u>372,200</u>	<u>441,000</u>	
64	<u>265,000</u>	<u>321,900</u>	<u>374,000</u>	<u>441,900</u>	
65	<u>266,100</u>	<u>323,100</u>	<u>375,800</u>	<u>442,800</u>	
66	<u>267,100</u>	<u>324,300</u>	<u>377,500</u>	<u>443,600</u>	
67	<u>268,200</u>	<u>325,500</u>	<u>379,100</u>	<u>444,300</u>	
68	<u>269,300</u>	<u>326,800</u>	<u>380,500</u>	<u>445,000</u>	
69	<u>270,300</u>	<u>328,000</u>	<u>382,000</u>	<u>445,700</u>	
70	<u>271,300</u>	<u>329,200</u>	<u>383,000</u>	<u>446,400</u>	
71	<u>272,400</u>	<u>330,400</u>	<u>383,900</u>	<u>447,100</u>	
72	<u>273,400</u>	<u>331,600</u>	<u>384,700</u>	<u>447,800</u>	
73	<u>274,500</u>	<u>332,900</u>	<u>385,500</u>	<u>448,500</u>	
74	<u>275,500</u>	<u>334,000</u>	<u>386,300</u>	<u>449,200</u>	
75	<u>276,600</u>	<u>335,200</u>	<u>387,000</u>	<u>449,900</u>	
76	<u>277,600</u>	<u>336,300</u>	<u>387,700</u>	<u>450,500</u>	
77	<u>278,700</u>	<u>337,500</u>	<u>388,500</u>	<u>451,100</u>	
78	<u>279,700</u>	<u>338,600</u>	<u>389,200</u>	<u>451,800</u>	
79	<u>280,700</u>	<u>339,600</u>	<u>389,900</u>	<u>452,400</u>	
80	<u>281,800</u>	<u>340,500</u>	<u>390,600</u>	<u>453,000</u>	
81	<u>282,900</u>	<u>341,300</u>	<u>391,300</u>	<u>453,600</u>	
82	<u>283,900</u>	<u>342,100</u>	<u>391,900</u>	<u>454,200</u>	
83	<u>285,000</u>	<u>342,900</u>	<u>392,500</u>	<u>454,800</u>	
84	<u>286,000</u>	<u>343,600</u>	<u>393,000</u>	<u>455,400</u>	

85	<u>296,000</u>	<u>349,400</u>	<u>402,700</u>	<u>476,100</u>	
86	<u>296,800</u>	<u>350,000</u>	<u>403,200</u>	<u>476,700</u>	
87	<u>297,700</u>	<u>350,500</u>	<u>403,700</u>	<u>477,300</u>	
88	<u>298,500</u>	<u>351,000</u>	<u>404,300</u>	<u>477,800</u>	
89	<u>299,400</u>	<u>351,500</u>	<u>404,900</u>	<u>478,300</u>	
90	<u>300,200</u>	<u>352,100</u>	<u>405,500</u>	<u>478,900</u>	
91	<u>301,100</u>	<u>352,600</u>	<u>406,100</u>	<u>479,400</u>	
92	<u>302,000</u>	<u>353,000</u>	<u>406,600</u>	<u>479,900</u>	
93	<u>302,800</u>	<u>353,500</u>	<u>407,100</u>	<u>480,400</u>	
94	<u>303,600</u>	<u>354,000</u>	<u>407,700</u>	<u>480,900</u>	
95	<u>304,500</u>	<u>354,500</u>	<u>408,200</u>	<u>481,400</u>	
96	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>408,700</u>	<u>481,900</u>	
97	<u>306,200</u>	<u>355,400</u>	<u>409,200</u>	<u>482,300</u>	
98	<u>307,000</u>	<u>355,900</u>	<u>409,700</u>	<u>482,700</u>	
99	<u>307,900</u>	<u>356,300</u>	<u>410,200</u>	<u>483,100</u>	
100	<u>308,700</u>	<u>356,800</u>	<u>410,700</u>	<u>483,500</u>	
101	<u>309,600</u>	<u>357,300</u>	<u>411,200</u>	<u>483,900</u>	
102	<u>310,500</u>	<u>357,700</u>	<u>411,700</u>	<u>484,300</u>	
103	<u>311,300</u>	<u>358,200</u>	<u>412,200</u>	<u>484,700</u>	
104	<u>312,100</u>	<u>358,700</u>	<u>412,700</u>	<u>485,100</u>	
105	<u>312,900</u>	<u>359,100</u>	<u>413,100</u>	<u>485,500</u>	
106	<u>313,600</u>	<u>359,500</u>	<u>413,600</u>	<u>485,900</u>	
107	<u>314,300</u>	<u>359,900</u>	<u>414,100</u>	<u>486,300</u>	
108	<u>315,100</u>	<u>360,300</u>	<u>414,500</u>	<u>486,700</u>	
109	<u>315,700</u>	<u>360,700</u>	<u>414,900</u>	<u>487,100</u>	
110	<u>316,300</u>	<u>361,100</u>	<u>415,400</u>	<u>487,500</u>	
111	<u>316,800</u>	<u>361,500</u>	<u>415,900</u>	<u>487,900</u>	
112	<u>317,300</u>	<u>361,900</u>	<u>416,300</u>	<u>488,300</u>	
113	<u>317,800</u>	<u>362,300</u>	<u>416,700</u>	<u>488,700</u>	

85	<u>287,100</u>	<u>344,300</u>	<u>393,500</u>	<u>456,000</u>	
86	<u>288,100</u>	<u>345,100</u>	<u>394,000</u>	<u>456,600</u>	
87	<u>289,100</u>	<u>345,700</u>	<u>394,500</u>	<u>457,200</u>	
88	<u>290,100</u>	<u>346,400</u>	<u>395,100</u>	<u>457,700</u>	
89	<u>291,200</u>	<u>347,100</u>	<u>395,700</u>	<u>458,200</u>	
90	<u>292,200</u>	<u>347,700</u>	<u>396,300</u>	<u>458,800</u>	
91	<u>293,300</u>	<u>348,200</u>	<u>396,900</u>	<u>459,300</u>	
92	<u>294,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,400</u>	<u>459,800</u>	
93	<u>295,300</u>	<u>349,100</u>	<u>397,900</u>	<u>460,300</u>	
94	<u>296,300</u>	<u>349,600</u>	<u>398,500</u>	<u>460,800</u>	
95	<u>297,300</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>	<u>461,300</u>	
96	<u>298,300</u>	<u>350,600</u>	<u>399,500</u>	<u>461,800</u>	
97	<u>299,400</u>	<u>351,000</u>	<u>400,000</u>	<u>462,200</u>	
98	<u>300,400</u>	<u>351,500</u>	<u>400,500</u>	<u>462,600</u>	
99	<u>301,400</u>	<u>351,900</u>	<u>401,000</u>	<u>463,000</u>	
100	<u>302,400</u>	<u>352,400</u>	<u>401,500</u>	<u>463,400</u>	
101	<u>303,500</u>	<u>352,900</u>	<u>402,000</u>	<u>463,800</u>	
102	<u>304,600</u>	<u>353,300</u>	<u>402,500</u>	<u>464,200</u>	
103	<u>305,600</u>	<u>353,800</u>	<u>403,000</u>	<u>464,600</u>	
104	<u>306,600</u>	<u>354,300</u>	<u>403,500</u>	<u>465,000</u>	
105	<u>307,500</u>	<u>354,700</u>	<u>403,900</u>	<u>465,400</u>	
106	<u>308,400</u>	<u>355,100</u>	<u>404,400</u>	<u>465,800</u>	
107	<u>309,300</u>	<u>355,500</u>	<u>404,900</u>	<u>466,200</u>	
108	<u>310,200</u>	<u>355,900</u>	<u>405,300</u>	<u>466,600</u>	
109	<u>311,000</u>	<u>356,300</u>	<u>405,700</u>	<u>467,000</u>	
110	<u>311,700</u>	<u>356,700</u>	<u>406,200</u>	<u>467,400</u>	
111	<u>312,400</u>	<u>357,100</u>	<u>406,700</u>	<u>467,800</u>	
112	<u>313,100</u>	<u>357,500</u>	<u>407,100</u>	<u>468,200</u>	
113	<u>313,800</u>	<u>357,900</u>	<u>407,500</u>	<u>468,600</u>	

114	<u>318,200</u>	<u>362,700</u>	<u>417,200</u>	<u>489,100</u>	
115	<u>318,700</u>	<u>363,100</u>	<u>417,700</u>	<u>489,500</u>	
116	<u>319,200</u>	<u>363,500</u>	<u>418,100</u>	<u>489,900</u>	
117	<u>319,600</u>	<u>363,900</u>	<u>418,500</u>	<u>490,300</u>	
118	<u>320,000</u>	<u>364,300</u>	<u>419,000</u>	<u>490,700</u>	
119	<u>320,300</u>	<u>364,700</u>	<u>419,400</u>	<u>491,100</u>	
120	<u>320,600</u>	<u>365,100</u>	<u>419,800</u>		
121	<u>320,900</u>	<u>365,500</u>	<u>420,200</u>		
122	<u>321,300</u>	<u>365,800</u>	<u>420,700</u>		
123	<u>321,600</u>	<u>366,200</u>	<u>421,100</u>		
124	<u>321,900</u>	<u>366,600</u>	<u>421,500</u>		
125	<u>322,200</u>	<u>367,000</u>	<u>421,900</u>		
126	<u>322,600</u>	<u>367,300</u>	<u>422,400</u>		
127	<u>322,900</u>	<u>367,700</u>	<u>422,800</u>		
128	<u>323,200</u>	<u>368,100</u>	<u>423,200</u>		
129	<u>323,500</u>	<u>368,500</u>	<u>423,600</u>		
130	<u>323,900</u>	<u>368,900</u>	<u>424,100</u>		
131	<u>324,200</u>	<u>369,300</u>	<u>424,500</u>		
132	<u>324,500</u>	<u>369,700</u>	<u>424,900</u>		
133	<u>324,800</u>	<u>370,100</u>	<u>425,300</u>		
134	<u>325,200</u>	<u>370,500</u>	<u>425,700</u>		
135	<u>325,500</u>	<u>370,900</u>	<u>426,100</u>		
136	<u>325,800</u>	<u>371,300</u>	<u>426,500</u>		
137	<u>326,100</u>	<u>371,700</u>	<u>426,900</u>		
138	<u>326,400</u>	<u>372,100</u>	<u>427,300</u>		
139	<u>326,800</u>	<u>372,500</u>	<u>427,700</u>		
140	<u>327,100</u>	<u>372,900</u>	<u>428,100</u>		
141	<u>327,400</u>	<u>373,300</u>	<u>428,500</u>		
142	<u>327,700</u>	<u>373,700</u>			

114	<u>314,200</u>	<u>358,300</u>	<u>408,000</u>	<u>469,000</u>	
115	<u>314,700</u>	<u>358,700</u>	<u>408,500</u>	<u>469,400</u>	
116	<u>315,200</u>	<u>359,100</u>	<u>408,900</u>	<u>469,800</u>	
117	<u>315,600</u>	<u>359,500</u>	<u>409,300</u>	<u>470,200</u>	
118	<u>316,000</u>	<u>359,900</u>	<u>409,800</u>	<u>470,600</u>	
119	<u>316,300</u>	<u>360,300</u>	<u>410,200</u>	<u>471,000</u>	
120	<u>316,600</u>	<u>360,700</u>	<u>410,600</u>		
121	<u>316,900</u>	<u>361,100</u>	<u>411,000</u>		
122	<u>317,300</u>	<u>361,400</u>	<u>411,500</u>		
123	<u>317,600</u>	<u>361,800</u>	<u>411,900</u>		
124	<u>317,900</u>	<u>362,200</u>	<u>412,300</u>		
125	<u>318,200</u>	<u>362,600</u>	<u>412,700</u>		
126	<u>318,600</u>	<u>362,900</u>	<u>413,200</u>		
127	<u>318,900</u>	<u>363,300</u>	<u>413,600</u>		
128	<u>319,200</u>	<u>363,700</u>	<u>414,000</u>		
129	<u>319,500</u>	<u>364,100</u>	<u>414,400</u>		
130	<u>319,900</u>	<u>364,500</u>	<u>414,900</u>		
131	<u>320,200</u>	<u>364,900</u>	<u>415,300</u>		
132	<u>320,500</u>	<u>365,300</u>	<u>415,700</u>		
133	<u>320,800</u>	<u>365,700</u>	<u>416,100</u>		
134	<u>321,200</u>	<u>366,100</u>	<u>416,500</u>		
135	<u>321,500</u>	<u>366,500</u>	<u>416,900</u>		
136	<u>321,800</u>	<u>366,900</u>	<u>417,300</u>		
137	<u>322,100</u>	<u>367,300</u>	<u>417,700</u>		
138	<u>322,400</u>	<u>367,700</u>	<u>418,100</u>		
139	<u>322,800</u>	<u>368,100</u>	<u>418,500</u>		
140	<u>323,100</u>	<u>368,500</u>	<u>418,900</u>		
141	<u>323,400</u>	<u>368,900</u>	<u>419,300</u>		
142	<u>323,700</u>	<u>369,300</u>			

	143	<u>328,000</u>	<u>374,100</u>			
	144	<u>328,300</u>	<u>374,500</u>			
	145	<u>328,600</u>	<u>374,900</u>			
	146	<u>328,900</u>	<u>375,300</u>			
	147	<u>329,200</u>	<u>375,700</u>			
	148	<u>329,500</u>	<u>376,100</u>			
	149	<u>329,800</u>	<u>376,500</u>			
	150	<u>330,100</u>	<u>376,900</u>			
	151	<u>330,400</u>	<u>377,300</u>			
	152	<u>330,700</u>	<u>377,700</u>			
	153	<u>331,000</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>208,600</u>	<u>242,300</u>	<u>285,000</u>	<u>330,200</u>	<u>453,000</u>

備考 …… (略)

	143	<u>324,000</u>	<u>369,700</u>			
	144	<u>324,300</u>	<u>370,100</u>			
	145	<u>324,600</u>	<u>370,500</u>			
	146	<u>324,900</u>	<u>370,900</u>			
	147	<u>325,200</u>	<u>371,300</u>			
	148	<u>325,500</u>	<u>371,700</u>			
	149	<u>325,800</u>	<u>372,100</u>			
	150	<u>326,100</u>	<u>372,500</u>			
	151	<u>326,400</u>	<u>372,900</u>			
	152	<u>326,700</u>	<u>373,300</u>			
	153	<u>327,000</u>				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		<u>201,200</u>	<u>233,700</u>	<u>274,800</u>	<u>318,400</u>	<u>436,800</u>

備考 …… (略)

第70号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）第 2 条の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等及び都市計画税の税率を0.27%とする特例措置を令和 8 年度も適用することに伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

付則第25条中「令和7年度分」を「令和8年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第25条の改正規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（都市計画税の税率に関する経過措置）

第3条 新条例付則第25条の規定は、令和8年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第70号	担 当 課	市民部課税課
件 名	稲城市市税条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第2条の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等及び都市計画税の税率を0.27%とする特例措置を令和8年度も適用することに伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第18条（公示送達） 公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できるようにするとともに、市の掲示場に書面を掲示し、又は市に設置したデジタル画面に表示することでも閲覧できるようにすることとします。（地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行） ○ 第18条の3（納税証明事項） 第18条の改正に伴い、文言を整理します。（地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行） ○ 付則第25条（都市計画税の税率の特例） 都市計画税の税率については、地方税法第702条の4に規定する制限税率を0.3%と定めていますが、昭和63年度から税率を0.27%とする特例措置を設け、現在に至っています。今回の改正は、この特例措置の期間を1年間延長するものです。（令和8年4月1日施行） 【経過措置】 付則において、経過措置について規定します。			

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を稲城市公告式条例（昭和25年条例第30号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u> (納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 付 則 (都市計画税の税率の特例) 第25条 <u>令和8年度分</u>の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、稲城市公告式条例（昭和25年条例第30号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行なうものとする。</u> (納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 付 則 (都市計画税の税率の特例) 第25条 <u>令和7年度分</u>の都市計画税の税率は、第144条の規定にかかわらず、100分の0.27とする。

第71号議案

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月 26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第47号）第 4 条及び第 6 条の規定によるマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の改正に伴い、稲城市手数料条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表36の項中「第 5 条の 4」を「第 5 条の14」に、「第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の16第 1 項」に改め、同表37の項中「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の17第 1 項」に、「第 5 条の 7 第 2 項」を「第 5 条の17第 2 項」に、「第 5 条の 4 各号」を「第 5 条の14各号」に改める。

第 2 条 稲城市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表36の項中「第 5 条の14」を「第 5 条の16」に、「第 5 条の16第 1 項」を「第 5 条の18第 1 項」に改め、同表37の項中「第 5 条の17第 1 項」を「第 5 条の19第 1 項」に、「第 5 条の17第 2 項」を「第 5 条の19第 2 項」に、「第 5 条の14 各号」を「第 5 条の16各号」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第47号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第71号	担 当 課	都市建設部まちづくり再生課
件 名	稲城市手数料条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）第4条及び第6条の規定によるマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の改正に伴い、稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。 【第1条の改正内容（稲城市手数料条例の一部改正）】 ○ 別表（第2条関係） マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、引用条項を整理します。 【第2条の改正内容（稲城市手数料条例の一部改正）】 ○ 別表（第2条関係） マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、引用条項を整理します。 【施行期日】 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の日から施行します。			

稲城市手数料条例の新旧対照表

○ 第1条による改正（稲城市手数料条例（平成12年稲城市条例第12号））

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
徴収する事務	金額	徴収する事務	金額
1～35 ……（略）		1～35 ……（略）	
36 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） <u>第5条の14</u> の規定による管理計画の認定又は <u>第5条の16第1項</u> の規定による管理計画の認定の更新の申請に対する審査	……（略）	36 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） <u>第5条の4</u> の規定による管理計画の認定又は <u>第5条の6第1項</u> の規定による管理計画の認定の更新の申請に対する審査	……（略）
37 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の17第1項</u> の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の17第2項</u> において準用する同法 <u>第5条の14各号</u> に規定する基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,800円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額） (2)～(6) ……（略）	37 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の7第1項</u> の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の7第2項</u> において準用する同法 <u>第5条の4各号</u> に規定する基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,800円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額） (2)～(6) ……（略）
38・39 ……（略）		38・39 ……（略）	

○ 第2条による改正（稲城市手数料条例）

新	旧
---	---

別表（第2条関係）

徴収する事務	金額
1～35 ……（略）	
36 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） <u>第5条の16</u> の規定による管理計画の認定又は <u>第5条の18第1項</u> の規定による管理計画の認定の更新の申請に対する審査	……（略）
37 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の19第1項</u> の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の19第2項</u> において準用する同法 <u>第5条の16各号</u> に規定する基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,800円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額） (2)～(6) ……（略）
38・39 ……（略）	

別表（第2条関係）

徴収する事務	金額
1～35 ……（略）	
36 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号） <u>第5条の14</u> の規定による管理計画の認定又は <u>第5条の16第1項</u> の規定による管理計画の認定の更新の申請に対する審査	……（略）
37 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の17第1項</u> の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査	1件につき、次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律 <u>第5条の17第2項</u> において準用する同法 <u>第5条の14各号</u> に規定する基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円（変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、4,800円に1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額） (2)～(6) ……（略）
38・39 ……（略）	

第72号議案

稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

ひとり親家庭等の医療費の助成において、自治体及び医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することに伴い、当該医療費の助成を受けようとするときに必要な手続について、個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受ける方法を追加する等のため、稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「準ずるもの」を「準ずる者」に改め、「単に」を削り、同条第3項中「前2項の」を「前2項における」に、「法令」を「法令等」に改める。

第7条第1項中「に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して」を「から、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）により、この条例による助成を受ける資格の確認を受け」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第72号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、ひとり親家庭等の医療費の助成において、自治体及び医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することに伴い、当該医療費の助成を受けようとするときに必要な手続について、個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受ける方法を追加する等のため、稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年稲城市条例第24号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第6条（助成の範囲） 文言を整理します。 ○ 第7条（医療費の助成） 医療費の助成を受けるときは、病院等から医療証又は個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受けるものとします。 【施行期日】 この条例は、規則で定める日から施行します。			

稲城市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の新旧対照表

新	旧
(助成の範囲) 第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずる者</u>が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。 2 ……(略) 3 <u>前2項における</u>助成は、他の<u>法令等</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）<u>から、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番</u>	(助成の範囲) 第6条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下同じ。）のうち、当該法令の規定によって対象者及び対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずるもの</u>が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条第1項の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が同法の規定により負担すべき額（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）に相当する額（同法に規定する後期高齢者医療の被保険者が、同法第56条第2号に規定する高額療養費を支給される場合に相当する場合にあっては、規則で定める額）及び国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下<u>単に</u>「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下<u>単に</u>「生活療養標準負担額」という。）の合計額（以下「一部負担金等相当額」という。）を控除した額を助成する。この場合において、一部負担金等相当額の算出に当たっては、高齢者の医療の確保に関する法律第67条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合にかかわらず、同項第1号に定める割合を乗じるものとする。 2 ……(略) 3 <u>前2項の</u>助成は、他の<u>法令</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）<u>に、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。</u>

号カードをいう。）により、この条例による助成を受ける資格の確認を受け、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。

2 ……(略)

2 ……(略)

第73号議案

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

乳幼児の医療費の助成において、自治体及び医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することに伴い、当該医療費の助成を受けようとするときに必要な手続について、個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受ける方法を追加する等のため、稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、」を「乳幼児（」に、「医療に関する給付が行われる者」を「その者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第6条第1項中「準ずるもの」を「準ずる者」に改め、「に相当する額」を削り、同条第2項中「前項の」を「前項における」に、「法令」を「法令等」に改める。

第7条第1項中「の交付を受けた対象者が、医療証を提示して」を「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）により、この条例による助成を受ける資格の確認を受け」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第73号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、乳幼児の医療費の助成において、自治体及び医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することに伴い、当該医療費の助成を受けようとするときに必要な手続について、個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受ける方法を追加する等のため、稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年稲城市条例第18号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第3条（対象者）及び第6条（助成の範囲） 対象者の要件及び助成の範囲を明確にするため、規定を整備します。 ○ 第7条（医療費の助成） 医療費の助成を受けるときは、病院等から医療証又は個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受けるものとします。 【施行期日】 この条例は、規則で定める日から施行します。			

稲城市乳幼児の医療費の助成に関する条例の新旧対照表

新	旧
(対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、稲城市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する<u>乳幼児（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者とする。</u> 2 ……(略) (助成の範囲) 第6条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずる者</u>が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。 2 <u>前項における助成は、他の法令等</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）により、この条例による助成を受ける資格の確認を受け、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。	(対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、稲城市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する<u>乳幼児を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。</u> 2 ……(略) (助成の範囲) 第6条 市は、乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずるもの</u>が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に<u>相当する額</u>（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。 2 <u>前項の助成は、他の法令</u>によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。 (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、<u>医療証を提示して</u>、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2(略)

2(略)

第74号議案

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

義務教育就学児の医療費の助成において、自治体及び医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することに伴い、当該医療費の助成を受けようとするときに必要な手続について、個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受ける方法を追加する等のため、稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、」を「児童（」に、「医療に関する給付が行われる者」を「その者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第6条第1項中「に相当する額」を削る。

第7条第1項中「の交付を受けた対象者が、医療証を提示して」を「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）により、この条例による助成を受ける資格の確認を受け」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第74号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、義務教育就学児の医療費の助成において、自治体及び医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することに伴い、当該医療費の助成を受けようとするときに必要な手続について、個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受ける方法を追加する等のため、稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年稲城市条例第5号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第3条（対象者）及び第6条（助成の範囲） 対象者の要件及び助成の範囲を明確にするため、規定を整備します。 ○ 第7条（医療費の助成） 医療費の助成を受けるときは、病院等から医療証又は個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受けるものとします。 【施行期日】 この条例は、規則で定める日から施行します。			

稲城市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の新旧対照表

新	旧
(対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、稲城市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する<u>児童</u>（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により<u>その者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。</u>）を<u>養育している者</u>とする。 2 ……(略) (助成の範囲) 第6条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下「当該医療費」という。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額から、別表に定める対象者負担額を控除した額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。 2 ……(略) (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する<u>個人番号カード</u>をいう。）により、この条例による助成を受ける資格の確認を受け、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。 2 ……(略)	(対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、稲城市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する<u>児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者</u>とする。 2 ……(略) (助成の範囲) 第6条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。以下「当該医療費」という。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額から、別表に定める対象者負担額を控除した額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に<u>相当する額</u>（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。）を助成する。 2 ……(略) (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、<u>医療証の交付を受けた対象者が</u>、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。 2 ……(略)

第75号議案

稲城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）第 2 条の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

稲城市後期高齢者医療に関する条例（平成20年稲城市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市後期高齢者医療に関する条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議 案 番 号	第75号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	稲城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）第2条の規定による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市後期高齢者医療に関する条例（平成20年稲城市条例第4号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第7条（公示送達） 公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できるようにするとともに、市の掲示場に書面を掲示し、又は市に設置したデジタル画面に表示することでも閲覧できるようにすることとします。 【施行期日等】 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。			

稲城市後期高齢者医療に関する条例の新旧対照表

新	旧
(公示送達) 第7条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を稲城市公告式条例（昭和25年稲城市条例第30号）第2条第2項に規定する揭示板に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	(公示送達) 第7条 法第112条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、稲城市公告式条例（昭和25年稲城市条例第30号）第2条第2項に規定する揭示板に<u>掲示して行うものとする。</u>

第76号議案

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準
を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）第1条の規定による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例及び稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準
を定める条例等の一部を改正する条例

（稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を
定める条例の一部改正）

第 1 条 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基
準を定める条例（平成26年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

（稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部
改正）

第 2 条 稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例
（平成26年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

（稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年稲
城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第76号	担 当 課	子ども福祉部児童青少年課、子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例等の一部を改正する条例		
【概 要】			
本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）第1条の規定による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例（平成26年稲城市条例第25号）、稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号）及び稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年稲城市条例第27号）の一部を改正するものです。			
【第1条の改正内容（稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部改正）】			
○ 第25条（虐待等の禁止） 児童福祉法の改正に伴い、引用条項を整理します。			
【第2条の改正内容（稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例の一部改正）】			
○ 第12条（虐待等の禁止） 児童福祉法の改正に伴い、引用条項を整理します。			
【第3条の改正内容（稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）】			
○ 第12条（虐待等の禁止） 児童福祉法の改正に伴い、引用条項を整理します。			
【施行期日】			
この条例は、公布の日から施行します。			

第76号議案関係資料

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

○ 第1条による改正（稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例（平成26年稲城市条例第25号））

新	旧
（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○ 第2条による改正（稲城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する認可基準を定める条例（平成26年稲城市条例第26号））

新	旧
（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

○ 第3条による改正（稲城市学童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年稲城市条例第27号））

新	旧
（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第77号議案

稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

高校生等の医療費の助成において、自治体及び医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することに伴い、当該医療費の助成を受けようとするときに必要な手続について、個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受ける方法を追加する等のため、稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和４年稲城市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号中「高校生等が何人からも監護されておらず、稲城市（以下「市」という。）が必要と認める場合の」を「その他稲城市（以下「市」という。）が高校生等本人を申請者とするのが適当と認める場合には、」に改める。

第３条第１項中「高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、」を「高校生等（」に、「医療に関する給付が行われるもの」を「その者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第６条第１項中「準ずるもの」を「準ずる者」に改める。

第７条第１項中「の交付を受けた対象者が、医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定により高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）を提示して」を「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）により、この条例による助成を受ける資格の確認を受け」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案概要説明書

議 案 番 号	第77号	担 当 課	子ども福祉部子育て支援課
件 名	稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
【概 要】 本案は、高校生等の医療費の助成において、自治体及び医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することに伴い、当該医療費の助成を受けようとするときに必要な手続について、個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受ける方法を追加する等のため、稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年稲城市条例第12号）の一部を改正するものです。 【改正内容】 ○ 第2条（定義）及び第3条（対象者） 高校生等を養育している者の要件を見直すとともに、対象者の要件を明確にするため、規定を整備します。 ○ 第6条（助成の範囲） 文言を整理します。 ○ 第7条（医療費の助成） 医療費の助成を受けるときは、病院等から医療証又は個人番号カードにより助成を受ける資格の確認を受けるものとします。 【施行期日】 この条例は、規則で定める日から施行します。			

稲城市高校生等の医療費の助成に関する条例の新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 ……(略) 2 この条例において「高校生等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) ……(略) (3) <u>その他稲城市（以下「市」という。）が高校生等本人を申請者とすることが適当と認める場合には、当該高校生等本人</u> 3 ……(略) (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する<u>高校生等（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者とする。</u> 2 ……(略) (助成の範囲) 第6条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずる者</u>が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。	(定義) 第2条 ……(略) 2 この条例において「高校生等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) ……(略) (3) <u>高校生等が何人からも監護されておらず、稲城市（以下「市」という。）が必要と認める場合の当該高校生等本人</u> 3 ……(略) (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する<u>高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。</u> 2 ……(略) (助成の範囲) 第6条 市は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに<u>準ずるもの</u>が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 ……(略) (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）により、この条例による助成を受ける資格の確認を受け、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。 2 ……(略)	2 ……(略) (医療費の助成) 第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定により高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。 2 ……(略)
--	---

第78号議案

令和 7 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 564,331千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,752,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		8,201,215	147,403	8,348,618
	1 国庫負担金	6,837,107	104,815	6,941,922
	2 国庫補助金	1,341,497	42,588	1,384,085
17 都支出金		8,521,258	84,683	8,605,941
	1 都負担金	2,398,977	52,408	2,451,385
	2 都補助金	5,740,203	32,275	5,772,478
20 繰入金		1,952,443	282,850	2,235,293
	1 基金繰入金	1,918,454	282,850	2,201,304
22 諸収入		2,214,888	43,295	2,258,183
	4 雑入	980,284	43,295	1,023,579
23 市債		2,184,700	6,100	2,190,800
	1 市債	2,184,700	6,100	2,190,800
歳入合計		47,187,700	564,331	47,752,031

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		309,987	698	310,685
	1 議会費	309,987	698	310,685
2 総務費		4,954,538	133,895	5,088,433
	1 総務管理費	3,987,968	92,333	4,080,301
	2 徴税費	460,857	△1,695	459,162
	3 戸籍住民基本台帳費	272,303	41,886	314,189
	4 選挙費	134,244	1,181	135,425
	6 監査委員費	32,824	190	33,014
3 民生費		21,384,924	322,112	21,707,036
	1 社会福祉費	6,819,212	211,983	7,031,195
	2 児童福祉費	11,980,979	115,727	12,096,706
	3 生活保護費	2,549,455	△6,646	2,542,809
	4 国民年金費	35,108	1,048	36,156
4 衛生費		4,467,083	4,299	4,471,382
	1 保健衛生費	2,100,099	4,299	2,104,398
6 農林費		112,430	4,515	116,945
	1 農業費	112,430	4,515	116,945
7 商工費		245,343	2,033	247,376
	1 商工費	245,343	2,033	247,376

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		5,747,155	39,463	5,786,618
	1 土木管理費	630,540	12,017	642,557
	2 道路橋梁費	2,134,876	35,724	2,170,600
	4 都市計画費	2,845,302	△8,278	2,837,024
9 消防費		1,511,927	32,774	1,544,701
	1 消防費	1,511,927	32,774	1,544,701
10 教育費		6,505,404	24,542	6,529,946
	1 教育総務費	530,480	20,862	551,342
	5 社会教育費	1,193,594	10,031	1,203,625
	6 保健体育費	1,840,447	△6,351	1,834,096
歳出合計		47,187,700	564,331	47,752,031

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	(仮称) 稲城マイナンバーカードセンター整備工事	10,587
8 土木費	2 道路橋梁費	稲城駅南口駅前広場改良工事	92,553

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
住民基本台帳ネットワークシステム機器賃借料	令和7年度から 令和11年度まで	7,684
稲城市大丸地区会館管理運営事業	令和7年度から 令和12年度まで	8,976
稲城市松葉集会所管理運営事業	令和7年度から 令和12年度まで	3,885
稲城市押立ふれあい会館管理運営事業	令和7年度から 令和12年度まで	6,105
稲城市地域振興プラザ管理運営事業	令和7年度から 令和12年度まで	240,839
稲城市福祉センター管理運営事業	令和7年度から 令和12年度まで	66,932
稲城市上谷戸緑地体験学習館管理運営事業	令和7年度から 令和10年度まで	14,874
稲城長峰スポーツ広場管理運営事業	令和7年度から 令和12年度まで	226,108

第4表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
Jアラート受信機更新整備事業債	3,900	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率	借入れのときから据置期間を 含め25年以内に償還する。た だし、財政その他の都合によ り、据置期間及び償還年限を 短縮し、若しくは繰上償還し、 又は低利に借り換えることが できる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民間保育所園 舎建替事業債	46,400	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	借入れのとき から据置期間 を含め25年以 内に償還する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置 期間及び償還 年限を短縮し、 若しくは繰上 償還し、又は 低利に借り換 えることがで きる。	48,600	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	借入れのとき から据置期間 を含め25年以 内に償還する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置 期間及び償還 年限を短縮し、 若しくは繰上 償還し、又は 低利に借り換 えることがで きる。

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第16款 国庫支出金（補正額 147,403 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国 庫 負 担 金	6,837,107	104,815	6,941,922		
	1 民生費国庫負担金	6,737,511	104,815	6,842,326		
					1 社 会 福 祉 費 負 担 金	62,697
					2 児 童 福 祉 費 負 担 金	42,118
2	国 庫 補 助 金	1,341,497	42,588	1,384,085		
	1 民生費国庫補助金	489,557	5,442	494,999		
					2 児 童 福 祉 費 補 助 金	5,442
	6 総務費国庫補助金	544,482	37,146	581,628		
					1 総 務 管 理 費 補 助 金	37,146
計		8,201,215	147,403	8,348,618		

（単位：千円）

説 明	
（障害福祉課） 障害者自立支援給付費等負担金（１／２）	62,697 62,697
（障害福祉課） 児童保護費等負担金（１／２）	42,118 42,118
（子育て支援課） 就学前教育・保育施設整備交付金（１／２）	5,442 5,442
（ＩＣＴ推進課） 地域診療情報連携推進費補助金（１／２） （市民課） マイナンバーカード交付事務費補助金（１０／１０）	5,502 5,502 31,644 31,644

第16款 国 庫 支 出 金

第17款 都支出金（補正額 84,683 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 負 担 金	2,398,977	52,408	2,451,385		
	1 民生費都負担金	2,397,808	52,408	2,450,216		
					1 社 会 福 祉 費 負 担 金	31,349
					2 児 童 福 祉 費 負 担 金	21,059
2	都 補 助 金	5,740,203	32,275	5,772,478		

（単位：千円）

説 明	
（障害福祉課） 障害者自立支援給付費等負担金（１／４）	31,349 31,349
（障害福祉課） 児童保護費等負担金（１／４）	21,059 21,059

第17款 都 支 出 金

(単位：千円)

説	明
(障害福祉課)	5,806
障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金(1/2・10/10)	4,591
心身障害者医療費助成制度システム改修等事業補助金(10/10)	1,215
(児童青少年課)	5,775
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金(1/2・10/10)	5,775
(子育て支援課)	20,420
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金(1/2・10/10)	8,802
保育所等物価高騰緊急対策事業補助金(10/10)	7,331
子ども医療費助成等オンライン資格確認のための自治体システム改修等補助金(1/2)	4,287
(おやこ包括支援センター課)	274
子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金(1/2・10/10)	274

第17款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明		
(財政課)		282,850
財政調整基金繰入金		282,850

第20款 繰 入 金

(単位：千円)

説明	
(市民課)	6,619

第22款 諸 収 入

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	(3 雑 入)					
計		2,214,888	43,295	2,258,183		

第 23 款 市 債 （補正額 6,100 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	2,184,700	6,100	2,190,800		
	2 民 生 債	57,200	2,200	59,400		
					2 児 童 処 遇 債	2,200
	5 消 防 債	260,000	3,900	263,900		
					1 消 防 債	3,900
計		2,184,700	6,100	2,190,800		

（単位：千円）

説 明	
稲城・府中墓苑組合負担金精算金	6,619
（生活環境課）	36,676
多摩川衛生組合負担金精算金	36,676

第22款 諸 収 入

（単位：千円）

説 明	
（財政課）	2,200
民間保育所園舎建替事業債	2,200
（財政課）	3,900
Jアラート受信機更新整備事業債	3,900

第23款 市 債

歲 出

第 1 款 議 会 費 (補正額 698 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	議 会 費	309,987	698	310,685	0	0	0	0	698
	1 議 会 費	309,987	698	310,685	0	0	0	0	698
					0	0	0	0	698
計		309,987	698	310,685	0	0	0	0	698

(単位：千円)

[illegible]

第1款 議 会 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2	(1 税 務 総 務 費)								
3	戸籍住民基本台帳費	272,303	41,886	314,189	31,644	0	0	0	10,242
	1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	272,303	41,886	314,189	31,644	0	0	0	10,242
					0	0	0	0	10,242
					31,644	0	0	0	0
4	選 挙 費	134,244	1,181	135,425	0	0	0	0	1,181
	1 選 挙 管 理 委 員 会 費	28,943	1,181	30,124	0	0	0	0	1,181
					0	0	0	0	1,181

節		説 明
区 分	金 額	
		4 共済費 708 人事異動等 708
2 給 料	3,090	1 人件費（人事課） 10,242 2 給料 3,090 人事異動等 3,090 3 職員手当 5,819 人事異動等 5,819 4 共済費 1,333 人事異動等 1,333
3 職 員 手 当	5,819	
4 共 済 費	1,333	
10 需 用 費	376	
5 光 熱 水 費	376	3 個人番号カード関係事業 31,644 (市民課) 21,057 10 需用費 376 ⑤光熱水費 376 電気料金 376 11 役務費 1 保険料 1 火災保険料等 1 12 委託料 990 水栓設置委託 825 インターネット回線用配管敷設委託 165 13 使用料及び賃借料 19,690 事務所借上料 19,690 (建築保全課) 10,587 14 工事請負費 10,587 (仮称) 稲城マイナンバーカードセンター整備工事
11 役 務 費	1	
12 委 託 料	990	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	19,690	
14 工 事 請 負 費	10,587	
2 給 料	330	1 人件費（人事課） 1,181 2 給料 330 給与改定等 330 3 職員手当 640 給与改定等 640 4 共済費 211
3 職 員 手 当	640	
4 共 済 費	211	

[illegible][illegible]

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	6,819,212	211,983	7,031,195	62,697	35,940	0	0	113,346
	1 社会福祉総務費	952,273	4,538	956,811	0	0	0	0	4,538
					0	0	0	0	4,538
	2 心 身 障 害 者 福 祉 費	2,379,244	133,377	2,512,621	62,697	35,940	0	0	34,740
					62,697	35,940	0	0	34,740
	3 老 人 福 祉 費	361,915	1,173	363,088	0	0	0	0	1,173
					0	0	0	0	1,173
5 国民健康保険 事 業 費	979,901	67,567	1,047,468	0	0	0	0	67,567	
				0	0	0	0	△101	
				0	0	0	0	67,668	

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	1,463	1 人件費（人事課）4,538
		2 給料1,463
3 職 員 手 当	2,460	人事異動等1,463
		3 職員手当2,460
4 共 済 費	615	人事異動等2,460
		4 共済費615
		人事異動等615
19 扶 助 費	133,377	5 自立支援給付等事業（障害福祉課）133,377
		19 扶助費133,377
		障害介護給付費125,393
		東京都障害者グループホーム等支援事業7,984
2 給 料	△148	1 人件費（人事課）1,173
		2 給料△148
3 職 員 手 当	720	人事異動等△148
		3 職員手当720
4 共 済 費	601	人事異動等720
		4 共済費601
		人事異動等601
2 給 料	159	1 人件費（人事課）△101
		2 給料159
3 職 員 手 当	△607	人事異動等159
		3 職員手当△607
4 共 済 費	347	人事異動等△607
		4 共済費347
27 繰 出 金	67,668	人事異動等347
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金（保険年金課）67,668
		27 繰出金67,668
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金67,668

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	6 介護保険事業費	1, 004, 092	2, 144	1, 006, 236	0	0	0	0	2, 144
					0	0	0	0	2, 144
	7 後 期 高 齢 者 事 業 費	1, 111, 583	3, 184	1, 114, 767	0	0	0	0	3, 184
					0	0	0	0	3, 184
2 児 童 福 祉 費		11, 980, 979	115, 727	12, 096, 706	47, 560	43, 241	2, 200	0	22, 726
1 児童福祉総務費	482, 116	13, 401	495, 517	0	274	0	0	13, 127	
				0	0	0	0	13, 127	
				0	274	0	0	0	
2 児 童 処 遇 費	10, 891, 501	108, 286	10, 999, 787	47, 560	36, 947	2, 200	0	21, 579	
				5, 442	15, 888	2, 200	0	520	

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	807	1 人件費（人事課） 2, 144
3 職 員 手 当	675	2 給料 807 人事異動等 807
4 共 済 費	662	3 職員手当 675 人事異動等 675
		4 共済費 662 人事異動等 662
2 給 料	411	1 人件費（人事課） 3, 184
3 職 員 手 当	2, 756	2 給料 411 人事異動等 411
4 共 済 費	17	3 職員手当 2, 756 人事異動等 2, 756
		4 共済費 17 人事異動等 17
2 給 料	4, 301	1 人件費（人事課） 13, 127
3 職 員 手 当	6, 725	2 給料 4, 301 人事異動等 4, 301
4 共 済 費	2, 101	3 職員手当 6, 725 人事異動等 6, 725
10 需 用 費	274	4 共済費 2, 101 人事異動等 2, 101
1 消 耗 品 費	274	4 あそびの広場運営事業（おやこ包括支援センター課） 274
		10 需用費 274 ①消耗品費 274 事務用 274
18 負担金補助及び 交 付 金	24, 050	4 保育所等運営委託・補助事業（子育て支援課） 24, 050
19 扶 助 費	84, 236	18 負担金補助及び交付金 24, 050 民間保育所等振興費補助金 8, 162 保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 7, 448

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳							
項	目				特 定 財 源				一般財源			
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他				
2	(2 児 童 処 遇 費)											
					42,118	21,059	0	0	21,059			
	3 保 育 所 費	37,965	245	38,210	0	245	0	0	0			
					0	245	0	0	0			
	4 児 童 館 費	122,896	△11,105	111,791	0	875	0	0	△11,980			
					0	0	0	0	△11,980			
					0	875	0	0	0			
	5 学 童 ク ラ ブ 費	446,501	4,900	451,401	0	4,900	0	0	0			
					0	4,900	0	0	0			
3 生 活 保 護 費	2,549,455	△6,646	2,542,809	0	0	0	0	△6,646				
				1 生活保護総務費	212,364	△6,646	205,718	0	0	0	0	△6,646
								0	0	0	0	△6,646

節		説 明
区 分	金 額	
		保育所等熱中症対策事業補助金 8,440
		5 障害児支援事業（障害福祉課） 84,236
		19扶助費 84,236
		障害児通所給付費 84,236
10 需 用 費	245	1 公立保育所等運営事業（子育て支援課） 245
		10需用費 245
1 消 耗 品 費	245	①消耗品費 245
		事業用 245
2 給 料	△5,787	1 人件費（人事課） △11,980
		2給料 △5,787
3 職 員 手 当	△4,553	人事異動等 △5,787
		3職員手当 △4,553
4 共 済 費	△1,640	人事異動等 △4,553
18 負担金補助及び 交 付 金	875	4 共済費 △1,640
		人事異動等 △1,640
		2 児童館運営事業（児童青少年課） 875
		18負担金補助及び交付金 875
		児童館熱中症対策事業補助金 875
10 需 用 費	525	1 学童クラブ運営事業（児童青少年課） 4,900
		10需用費 525
1 消 耗 品 費	525	①消耗品費 525
		第四小学校学童クラブ 175
18 負担金補助及び 交 付 金	4,375	第六小学校学童クラブ 350
		18負担金補助及び交付金 4,375
		学童クラブ熱中症対策事業補助金 4,375
2 給 料	△4,637	1 人件費（人事課） △6,646
		2給料 △4,637
3 職 員 手 当	△699	人事異動等 △4,637

第 8 款 土 木 費（補正額 39,463 千円）

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
項	目				特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	土 木 管 理 費	630,540	12,017	642,557	0	0	0	0	12,017
	1 土 木 総 務 費	352,617	12,017	364,634	0	0	0	0	12,017
					0	0	0	0	12,017
2	道 路 橋 梁 費	2,134,876	35,724	2,170,600	0	0	0	0	35,724
	2 道 路 維 持 費	423,401	35,724	459,125	0	0	0	0	35,724
					0	0	0	0	35,724
4	都 市 計 画 費	2,845,302	△8,278	2,837,024	0	0	0	0	△8,278
	1 都市計画総務費	145,087	5,583	150,670	0	0	0	0	5,583
					0	0	0	0	5,583
	2 土地区画整理費	1,772,491	△4,931	1,767,560	0	0	0	0	△4,931
					0	0	0	0	△4,931
	4 公共下水道費	196,048	△8,930	187,118	0	0	0	0	△8,930
					0	0	0	0	△8,930
計		5,747,155	39,463	5,786,618	0	0	0	0	39,463

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	5,978	1 人件費（人事課）12,017
		2 給料5,978
3 職 員 手 当	3,348	人事異動等5,978
		3 職員手当3,348
4 共 済 費	2,691	人事異動等3,348
		4 共済費2,691
		人事異動等2,691
12 委 託 料	35,724	2 街路樹等維持管理経費（管理課）35,724
		12 委託料35,724
		街路樹剪定及び草刈等業務委託35,724
2 給 料	2,535	1 人件費（人事課）5,583
		2 給料2,535
3 職 員 手 当	2,371	人事異動等2,535
		3 職員手当2,371
4 共 済 費	677	人事異動等2,371
		4 共済費677
		人事異動等677
27 繰 出 金	△4,931	1 土地区画整理事業特別会計繰出金（区画整理課）△4,931
		27 繰出金△4,931
		土地区画整理事業特別会計繰出金△4,931
18 負担金補助及び 交 付 金	△8,930	1 下水道事業会計負担金及び補助金（緑と環境課）△8,930
		18 負担金補助及び交付金△8,930
		下水道事業会計負担金及び補助金△8,930

第 8 款 土 木 費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	教 育 総 務 費	530,480	20,862	551,342	0	0	0	0	20,862
	2 事 務 局 費	275,072	20,862	295,934	0	0	0	0	20,862
					0	0	0	0	20,862
5	社 会 教 育 費	1,193,594	10,031	1,203,625	0	0	0	0	10,031
	1 社会教育総務費	310,774	10,031	320,805	0	0	0	0	10,031
					0	0	0	0	10,031
6	保 健 体 育 費	1,840,447	△6,351	1,834,096	0	0	0	0	△6,351
	3 学 校 給 食 費	1,458,207	△6,351	1,451,856	0	0	0	0	△6,351
					0	0	0	0	△6,351
計		6,505,404	24,542	6,529,946	0	0	0	0	24,542

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	6,763	1 人件費（人事課）20,862
		2 給料6,763
3 職 員 手 当	12,213	人事異動等6,763
		3 職員手当12,213
4 共 済 費	1,886	人事異動等12,213
		4 共済費1,886
		人事異動等1,886
2 給 料	6,677	1 人件費（人事課）10,031
		2 給料6,677
3 職 員 手 当	2,918	人事異動等6,677
		3 職員手当2,918
4 共 済 費	436	人事異動等2,918
		4 共済費436
		人事異動等436
2 給 料	△3,402	1 人件費（人事課）△6,351
		2 給料△3,402
3 職 員 手 当	△2,033	人事異動等△3,402
		3 職員手当△2,033
4 共 済 費	△916	人事異動等△2,033
		4 共済費△916
		人事異動等△916

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補 正 後	長 等	3	—	30,300	12,727 (4.20月分)	0	43,027	7,116	50,143	
補 正 前	長 等	3	—	30,300	12,727 (4.20月分)	0	43,027	7,052	50,079	
比 較	長 等	0	—	0	0	0	0	64	64	

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考							
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計										
補 正 後	[214] (17) 529	538,819	2,180,190	2,004,459	4,723,468	913,055	5,636,523								
補 正 前	[197] (20) 526	505,127	2,135,208	1,933,492	4,573,827	893,531	5,467,358								
比 較	[17] (△3) 3	33,692	44,982	70,967	149,641	19,524	169,165								
職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当 手	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 当 手	宿 日 直 当	期 末 ・ 勤 勉 当 手	住 居 手 当	児 童 手 当	管理職員特別 勤務手当	休 日 勤 務 当 手	義 務 教 育 等 教員特別手当
	補 正 後	54,878	370,605	61,898	45,225	6,584	154,913	3,735	0	1,194,648	12,212	50,150	240	49,190	181
	補 正 前	54,158	360,873	62,388	44,831	6,584	141,481	3,730	0	1,148,003	13,320	48,515	240	49,190	179
	比 較	720	9,732	△490	394	0	13,432	5	0	46,645	△1,108	1,635	0	0	2

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。
なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	33,692	その他の増分	33,692	職員配置等による増分 33,692 月額報酬 第1種会計年度任用職員 17人分 通勤分
給 料	44,982	給与改定に伴う増分	80,815	給与改定に伴う増分 80,815
		その他の減分	△ 35,833	職員配置等による増分 11,836 育休取得等による減分 △ 33,245 新陳代謝等による減分 △ 14,424
職 員 手 当	70,967	給与改定に伴う増分	85,950	給与改定に伴う増分 85,950 期末・勤勉手当 支給率の増 0.05月 (再任用職員は0.05月)
		その他の減分	△ 14,983	職員配置等による増分 7,525 育休取得等による減分 △ 20,905 新陳代謝等による減分 △ 14,565 時間外勤務増加による増分 12,962

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)
令和7年11月1日 現在	平均給料月額(円)	318,862	329,925
	平均給与月額(円)	428,900	403,110
	平均年齢	42歳0月	54歳1月
令和6年11月1日 現在	平均給料月額(円)	310,209	260,180
	平均給与月額(円)	411,249	315,175
	平均年齢	42歳1月	54歳4月

イ 初任給

(単位 円)

区 分		行 政 職 (一)	行 政 職 (二)	国の制度	
				一般行政職	技能労務職
Ⅰ 類	改正後	242,000	—	242,000	—
	改正前	225,500	—	230,000	—
Ⅱ 類	改正後	213,800	—	—	—
	改正前	199,700	—	—	—
Ⅲ 類	改正後	200,300	197,700	200,300	198,200
	改正前	188,000	185,400	188,000	185,700

ウ 級別職員数

区 分		行 政 職 (一)			行 政 職 (二)		
		級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日 現在		5級	11	2.8	—	—	—
		4級	39	9.9	4級	0	0.0
		3級	89	22.7	3級	1	25.0
		2級	85	21.6	2級	2	50.0
		1級	169	43.0	1級	1	25.0
		計	393	100.0	計	4	100.0
令和6年11月1日 現在		5級	11	2.8	—	—	—
		4級	40	10.2	4級	0	0.0
		3級	88	22.5	3級	1	20.0
		2級	76	19.5	2級	3	60.0
		1級	176	45.0	1級	1	20.0
		計	391	100.0	計	5	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	部長	統括課長 課長 主幹	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分			合計	代表的な職種	
				行政職(一)	行政職(二)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		531	394	5
	昇給に係る職員数 (B) (人)		455	331	3
	号 給 数 別 内 訳	1 号給 (人)	30	24	0
		2 号給 (人)	2	2	0
		3 号給 (人)	7	5	0
		4 号給 (人)	299	214	2
		5 号給 (人)	103	73	1
		6 号給 (人)	14	13	0
比 率 (B) / (A) (%)		85.7	84.0	60.0	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		523	391	5
	昇給に係る職員数 (B) (人)		448	326	4
	号 給 数 別 内 訳	1 号給 (人)	22	15	0
		2 号給 (人)	3	2	0
		3 号給 (人)	10	8	0
		4 号給 (人)	297	215	4
		5 号給 (人)	101	76	0
		6 号給 (人)	15	10	0
比 率 (B) / (A) (%)		85.7	83.4	80.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6 月 (月分)	12 月 (月分)			
市	改正後	(1.275) 2.425	(1.325) 2.475	(2.60) 4.90	有	—
	改正前	(1.275) 2.425	(1.275) 2.425	(2.55) 4.85		
国	改正後	(1.20) 2.30	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	—
	改正前	(1.20) 2.30	(1.20) 2.30	(2.40) 4.60		

() 内は再任用支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和7年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（令和7年11月1日現在）

支給対象地域	稲城市
支給率 (%)	16.0
支給対象職員数 (人)	546
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	16.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		消 防 職	行 政 職 (→)
給料総額に対する 比率 (%)	0.30	0.29	0.01
支給対象職員の比率 (%) (令和7年11月1日現在)	22.63	20.26	2.37
代表的な特殊勤務 手当の名称	支給額が多い手当	救急手当、出場手当、機関手当	
	多くの職員に支給される手当	救急手当、出場手当、機関手当	

ケ その他の手当（令和7年11月1日現在）

（単位 円）

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容																	
扶 養 手 当	異 な る	改定あり																	
		<table><tr><td>扶養等による区分</td><td>市の場合 (部長職を除く。)</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>配 偶 者</td><td>3,000 (課長職支給なし)</td><td>3,000</td></tr><tr><td>子</td><td>11,500</td><td>11,500</td></tr><tr><td>父 母 等</td><td>6,000 (課長職 3,000)</td><td>6,500</td></tr><tr><td>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額</td><td>4,000</td><td>5,000</td></tr></table>			扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合	配 偶 者	3,000 (課長職支給なし)	3,000	子	11,500	11,500	父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000
		扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合															
		配 偶 者	3,000 (課長職支給なし)	3,000															
		子	11,500	11,500															
		父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500															
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000																	
住 居 手 当	異 な る	改定なし																	
		<table><tr><td colspan="2">市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)</td><td>15,000</td><td>借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000</td></tr></table>			市の場合		国の場合	当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000									
市の場合		国の場合																	
当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000																	
通 勤 手 当	異 な る	改定あり																	
		<table><tr><td>市の場合</td><td>国の場合</td></tr><tr><td>交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000</td><td>交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600</td></tr></table>			市の場合	国の場合	交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000	交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600											
市の場合	国の場合																		
交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000	交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600																		

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

(追加)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
住民基本台帳ネットワークシステム 機器賃借料	市民課	7,684			令和7年度から 令和11年度まで	7,684	7,684			
稲城市大丸地区会館管理運営事業	総務契約課	8,976			令和7年度から 令和12年度まで	8,976				8,976
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
稲城市松葉集会所管理運営事業	総務契約課	3,885			令和7年度から 令和12年度まで	3,885				3,885
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
稲城市押立ふれあい会館 管理運営事業	総務契約課	6,105			令和7年度から 令和12年度まで	6,105				6,105
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
稲城市地域振興プラザ 管理運営事業	市民協働課	240,839			令和7年度から 令和12年度まで	240,839				240,839
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
稲城市福祉センター管理運営事業	生活福祉課	66,932			令和7年度から 令和12年度まで	66,932				66,932
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
稲城市上谷戸緑地体験学習館 管理運営事業	緑と環境課	14,874			令和7年度から 令和10年度まで	14,874				14,874
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。
稲城長峰スポーツ広場 管理運営事業	スポーツ推進課	226,108			令和7年度から 令和12年度まで	226,108				226,108
		施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。				施設等の維持管理又は運営に係る経費が、物価変動等に伴い変更された場合は、変更前の経費と変更後の経費との差を加えた額とする。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	11,455,960	11,950,573	2,184,700	984,305	13,150,968
補正額			6,100		6,100
計	11,455,960	11,950,573	2,190,800	984,305	13,157,068
(2) 民生債					
補正前	125,751	178,237	57,200	12,545	222,892
補正額			2,200		2,200
計	125,751	178,237	59,400	12,545	225,092
(7) 消防債					
補正前	701,591	729,021	260,000	60,339	928,682
補正額			3,900		3,900
計	701,591	729,021	263,900	60,339	932,582
合 計					
補正前	18,855,224	18,519,939	2,184,700	1,771,213	18,933,426
補正額			6,100		6,100
計	18,855,224	18,519,939	2,190,800	1,771,213	18,939,526

議案概要説明書

議 案 番 号	第78号	担 当 課	企画部財政課
件 名	令和7年度東京都稲城市一般会計補正予算（第3号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		47,187,700	
補 正 額		564,331	
補正後の予算総額		47,752,031	
(補正の概要)			
今回の補正の主なものは、令和6年度の稲城・府中墓苑組合負担金及び多摩川衛生組合負担金の精算金の計上、給与改定、人事異動等に伴う人件費の増額又は減額、マイナンバーカードを活用した子ども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成及び心身障害者医療費助成のオンライン資格確認の実施に伴う経費の計上、（仮称）稲城マイナンバーカードセンター開所に伴う準備経費の計上、サービス利用者数及び利用日数の増等に伴う障害介護給付費、障害児通所給付費及び東京都障害者グループホーム等支援事業費の増額、令和6年度東京都国民健康保険保険給付費等交付金及び社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の額の確定による返還に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額、拡充された東京都の子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金を活用し、市内の保育所、学童クラブ、児童館及びおやこ包括支援センターにおいて、熱中症対策を実施することに伴う経費の計上、国の就学前教育・保育施設整備交付金の補助単価が改定されたことに伴う民間保育所等振興費補助金の増額、東京都の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の補助対象期間の延長に伴い、市内の保育所等に対する支援を延長するための保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の増額、猛暑の影響により草刈り業務が増加したことに伴う街路樹剪定及び草刈等業務委託料の増額、Jアラート受信機を新型受信機に更新することに伴う備品購入費の計上等を行うものです。 また、繰越明許費の補正として、（仮称）稲城マイナンバーカードセンター整備工事及び稲城駅南口駅前広場改良工事に係る経費について年度内に支出が完了しない見込みであることから繰越明許費を設定するものです。 さらに、債務負担行為の補正として、住民基本台帳ネットワークシステム機器賃借			

料及び稲城市大丸地区会館ほか6件の指定管理者の指定に伴う管理運営事業に係る経費について、債務負担行為を追加するものです。

加えて、地方債の補正として、Ｊアラート受信機更新整備事業債を計上し、及び民間保育所園舎建替事業債を増額するものです。

第79号議案

令和 7 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 67,668 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,065,267 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 繰 入 金		925,656	67,668	993,324
	1 他 会 計 繰 入 金	925,656	67,668	993,324
歳 入 合 計		7,997,599	67,668	8,065,267

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸 支 出 金		13,701	67,668	81,369
	1 償還金及び還付加算金	13,701	67,668	81,369
歳 出 合 計		7,997,599	67,668	8,065,267

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第 6 款 繰 入 金 (補正額 67,668 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	925,656	67,668	993,324		
	1 一般会計繰入金	925,656	67,668	993,324		
					1 一般繰入金	67,668
計		925,656	67,668	993,324		

(単位：千円)

説 明	
(保険年金課)	67,668
一般繰入金	67,668

第6款 繰 入 金

歲 出

第 6 款 諸 支 出 金 (補正額 67,668 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	13,701	67,668	81,369	0	0	0	0	67,668
	2 償 還 金	1	67,668	67,669	0	0	0	0	67,668
					0	0	0	0	67,668
計		13,701	67,668	81,369	0	0	0	0	67,668

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利子及び 割 引 料	67,668	1 償還金（保険年金課） 67,668 22償還金利子及び割引料 67,668 償還金 67,668

第6款 諸 支 出 金

議案概要説明書

議 案 番 号	第79号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和7年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		7,997,599	
補 正 額		67,668	
補正後の予算総額		8,065,267	
(補正の概要)			
今回の補正は、令和6年度の東京都国民健康保険保険給付費等交付金の額の確定等に伴う償還金の増額等を行うものです。			
歳入では繰入金を増額し、歳出では諸支出金を増額するものです。			

第80号議案

令和 7 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,931千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,878,817千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		1,772,491	△4,931	1,767,560
	1 他会計繰入金	1,772,491	△4,931	1,767,560
歳入合計		2,883,748	△4,931	2,878,817

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		101,647	△4,931	96,716
	1 総務管理費	101,647	△4,931	96,716
歳出合計		2,883,748	△4,931	2,878,817

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 4 款 繰 入 金 (補正額 △4,931 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金	1, 772, 491	△4, 931	1, 767, 560		
	1 一般会計繰入金	1, 772, 491	△4, 931	1, 767, 560		
					1 一般会計繰入金	△4, 931
	計	1, 772, 491	△4, 931	1, 767, 560		

(単位：千円)

説 明	
(区画整理課)	△4, 931
一般会計繰入金	△4, 931

第4款 繰 入 金

歲 出

第 1 款 総 務 費 (補正額 △4,931 千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

第1款 総 務 費

一般職

給与費

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費			
		給 料	職 員 手 当	計	
補 正 後	10	40,788	34,032	74,820	
補 正 前	11	42,686	36,442	79,128	
比 較	△1	△1,898	△2,410	△4,308	

職員手当
の内訳

区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 当 手	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 当 手	時 間 外 勤 務 手 当
補 正 後	1,134	6,850	881	484	0	3,230
補 正 前	1,410	7,199	881	866	0	3,230
比 較	△276	△349	0	△382	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明
給 料	△1,898	給与改定に伴う増分		1,274 給与改定に伴う増分 1,274
		その他の減分		△ 3,172 職員配置等による減分 △ 3,192 新陳代謝等による増分 20
職 員 手 当	△2,410	給与改定に伴う増分		1,151 給与改定に伴う増分 1,151
		その他の減分		△ 3,561 職員配置等による減分 △ 2,008 新陳代謝等による減分 △ 1,553

明細書

(単位 千円)

共 済 費	合 計	備 考				
14,692	89,512					
15,315	94,443					
△623	△4,931					

夜間勤務手当	宿 日 直 当 手	期 末 ・ 勤 勉 当 手	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当 手
0	0	20,233	180	1,040	0	0
0	0	21,196	360	1,300	0	0
0	0	△963	△180	△260	0	0

(単位 千円)

備 考	
期末・勤勉手当	支給率の増 0.05月

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分	行政職 (→)
令和7年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	330,320
	平均給与月額 (円)	409,165
	平均年齢	41歳10月
令和6年11月1日 現在	平均給料月額 (円)	280,364
	平均給与月額 (円)	353,557
	平均年齢	39歳10月

イ 初任給 (単位 円)

区		行政職 (→)	国の制度 一般行政職
Ⅰ類	改正後	242,000	242,000
	改正前	225,500	230,000
Ⅱ類	改正後	213,800	—
	改正前	199,700	—
Ⅲ類	改正後	200,300	200,300
	改正前	188,000	188,000

ウ 級別職員数

区		行政職 (→)		
分		級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日 現在		5級	0	0.0
		4級	1	10.0
		3級	2	20.0
		2級	4	40.0
		1級	3	30.0
		計	10	100.0
令和6年11月1日 現在		5級	0	0.0
		4級	1	9.1
		3級	2	18.2
		2級	2	18.2
		1級	6	54.5
		計	11	100.0

(級別の基準となる職務)

区分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
行政職(一)	部長	統括課長 課長	係長	副係長	主事

エ 昇給

区 分			行政職(一)
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		10
	昇給に係る職員数 (B) (人)		8
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	0
		2 号 給 (人)	0
		3 号 給 (人)	0
		4 号 給 (人)	7
		5 号 給 (人)	0
		6 号 給 (人)	1
	比 率 (B) / (A) (%)		80.0
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		12
	昇給に係る職員数 (B) (人)		11
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)	1
		2 号 給 (人)	0
		3 号 給 (人)	0
		4 号 給 (人)	9
		5 号 給 (人)	1
		6 号 給 (人)	0
	比 率 (B) / (A) (%)		91.7

オ 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
		6 月 (月分)	12 月 (月分)			
市	改正後	2.425	2.475	4.90	有	—
	改正前	2.425	2.425	4.85		
国	改正後	2.30	2.35	4.65	有	—
	改正前	2.30	2.30	4.60		

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当（令和7年11月1日現在）

区分	20年勤続 の者 (月分)	25年勤続 の者 (月分)	35年勤続 の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	—
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	—

キ 地域手当（令和7年11月1日現在）

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	16.0
支給対象職員数 (人)	10
国の指定基準に 基づく支給率 (%)	16.0

ク その他の手当（令和7年11月1日現在）

(単位 円)

区 分	国の制度 との異同	差 異 の 内 容		
扶 養 手 当	異 な る	改定あり		
		扶養等による区分	市の場合 (部長職を除く。)	国の場合
		配 偶 者	3,000 (課長職支給なし)	3,000
		子	11,500	11,500
		父 母 等	6,000 (課長職 3,000)	6,500
		満16歳の年度初めから満22歳の年 度末までの子1人当たりの加算額	4,000	5,000

住居手当	異なる	改定なし <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 336 767 387">市の場合</th><th data-bbox="767 336 919 387"></th><th data-bbox="919 336 1334 387">国の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 387 767 757"> 当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。） </td><td data-bbox="767 387 919 757">15,000</td><td data-bbox="919 387 1334 757"> 借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000 </td></tr> </tbody> </table>	市の場合		国の場合	当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000
市の場合		国の場合						
当該年度末に 35 歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額 15,000 円以上の家賃を支払っている世帯主等 （管理職を除く。）	15,000	借家又は借間に居住する職員に対する支給限度額 28,000						
通勤手当	異なる	改定あり <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 947 767 999">市の場合</th><th data-bbox="767 947 919 999"></th><th data-bbox="919 947 1334 999">国の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 999 767 1267"> 交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000 </td><td data-bbox="767 999 919 1267"></td><td data-bbox="919 999 1334 1267"> 交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600 </td></tr> </tbody> </table>	市の場合		国の場合	交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600
市の場合		国の場合						
交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額（6か月定期券等）を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600						

議案概要説明書

議 案 番 号	第80号	担 当 課	都市環境整備部区画整理課
件 名	令和7年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）		
【概 要】			
(特に表示がないときは単位 千円)			
補正前の予算総額		2,883,748	
補 正 額		△4,931	
補正後の予算総額		2,878,817	
(補正の概要)			
今回の補正は、人事異動等に伴う減額補正です。			
歳入では一般会計繰入金を減額し、歳出では人件費を減額するものです。			

第81号議案

令和 7 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,450 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,376,166 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸 収 入		1,082	2,450	3,532
	4 雑 入	1	2,450	2,451
歳 入 合 計		2,373,716	2,450	2,376,166

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 諸 支 出 金		32,628	2,450	35,078
	1 償還金及び還付加算金	1,978	2,450	4,428
歳 出 合 計		2,373,716	2,450	2,376,166

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第 6 款 諸 収 入 （補正額 2,450 千円）

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4 雑	入	1	2,450	2,451		
	1 雑 入	1	2,450	2,451		
					1 雑 入	2,450
計		1,082	2,450	3,532		

（単位：千円）

説 明
（保険年金課）2,450
令和 6 年度葬祭費負担金精算分 2,450

第 6 款 諸 収 入

歲 出

第 4 款 諸 支 出 金 (補正額 2,450 千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
項	目				特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1, 978	2, 450	4, 428	0	0	0	2, 450	0
	2 償 還 金	0	2, 450	2, 450	0	0	0	2, 450	0
					0	0	0	2, 450	0
計		32, 628	2, 450	35, 078	0	0	0	2, 450	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金利子及び割引料	2,450	1 償還金（保険年金課） 2,450 22償還金利子及び割引料 2,450 令和6年度葬祭費交付金精算分 2,450

第4款 諸 支 出 金

議案概要説明書

議 案 番 号	第81号	担 当 課	市民部保険年金課
件 名	令和7年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）		
【概 要】			
（特に表示がないときは単位 千円）			
補正前の予算総額		2,373,716	
補 正 額		2,450	
補正後の予算総額		2,376,166	
（補正の概要）			
今回の補正は、令和6年度の葬祭費の額の確定に伴い、東京都後期高齢者医療広域連合からの葬祭費交付金を返還するための償還金の増額等を行うものです。			
歳入では諸収入を増額し、歳出では諸支出金を増額するものです。			

第82号議案

令和 7 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度東京都稲城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	下水道事業収益	2,132,827千円	△2,333千円	2,130,494千円
第 2 項	営業外収益	863,525千円	△2,333千円	861,192千円
支出				
第 1 款	下水道事業費用	2,052,004千円	△2,333千円	2,049,671千円
第 1 項	営業費用	1,923,466千円	△2,333千円	1,921,133千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	資本的収入	1,080,667千円	△6,597千円	1,074,070千円
第 2 項	他会計負担金	24,007千円	△456千円	23,551千円
第 3 項	他会計補助金	18,808千円	△6,141千円	12,667千円
支出				
第 1 款	資本的支出	1,564,343千円	△6,597千円	1,557,746千円
第 1 項	建設改良費	1,264,215千円	△6,597千円	1,257,618千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	98,040千円	△8,930千円	89,110千円

（他会計からの補助金の補正）

第 5 条 予算第 10 条中「90,284千円」を「82,214千円」に補正する。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

令和7年度 東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業収益			2,132,827	△ 2,333	2,130,494
	2 営業外収益		863,525	△ 2,333	861,192
		2 他 会 計 負 担 金	9,443	△ 404	9,039
		3 他 会 計 補 助 金	71,476	△ 1,929	69,547

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下 水 道 事業費用			2,052,004	△ 2,333	2,049,671
	1 営 業 費 用		1,923,466	△ 2,333	1,921,133
		3 総 係 費	213,366	△ 2,333	211,033

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 収 入			1,080,667	△ 6,597	1,074,070
	2 他会計負担金		24,007	△ 456	23,551
		1 他 会 計 負 担 金	24,007	△ 456	23,551
	3 他会計補助金		18,808	△ 6,141	12,667
		1 他 会 計 補 助 金	18,808	△ 6,141	12,667

支 出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資 本 的 支 出			1,564,343	△ 6,597	1,557,746
	1 建設改良費		1,264,215	△ 6,597	1,257,618
		4 建 設 総 係 費	57,424	△ 6,597	50,827

令和7年度 東京都稲城市下水道

収 益 の 収 入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業収益	2,132,827	△ 2,333	2,130,494
	2	営業外収益	863,525	△ 2,333	861,192
		2 他会計負担金	9,443	△ 404	9,039
		3 他会計補助金	71,476	△ 1,929	69,547

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業費用	2,052,004	△ 2,333	2,049,671
	1	営業費用	1,923,466	△ 2,333	1,921,133
		3 総 係 費	213,366	△ 2,333	211,033

事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書

及 び 支 出

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 負 担 金	△ 404	一般会計負担金 △ 404
1 一 般 会 計 補 助 金	△ 1,929	一般会計補助金 △ 1,929

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	△ 663	職員7人 △ 663
2 手 当	△ 1,750	手当 △ 1,750
3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	114	賞与引当金繰入額 114
4 法 定 福 利 費	△ 52	東京都市町村職員共済組合負担金 △ 52
5 法定福利費引当金繰入額	18	法定福利費引当金繰入額 18

資 本 的 収 入

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資	本 的 収 入	1,080,667	△ 6,597	1,074,070
	2	他 会 計 負 担 金	24,007	△ 456	23,551
		1 他 会 計 負 担 金	24,007	△ 456	23,551
	3	他 会 計 補 助 金	18,808	△ 6,141	12,667
		1 他 会 計 補 助 金	18,808	△ 6,141	12,667

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	資	本 的 支 出	1,564,343	△ 6,597	1,557,746
	1	建 設 改 良 費	1,264,215	△ 6,597	1,257,618
		4 建 設 総 係 費	57,424	△ 6,597	50,827

及 び 支 出

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一 般 会 計 負 担 金	△ 456	一般会計負担金 △ 456
1 一 般 会 計 補 助 金	△ 6,141	一般会計補助金 △ 6,141

(単位:千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	△ 3,511	職員2人 △ 3,511
2 手 当	△ 2,514	手当 △ 2,514
3 賞 与 引 当 金 繰 入 額	27	賞与引当金繰入額 27
4 法 定 福 利 費	△ 794	東京都市町村職員共済組合負担金 △ 794
5 法定福利費引当金繰入額	195	法定福利費引当金繰入額 195

給 与 費

1. 総括

	区分	職 員 数 (人)		給 与 費		
		特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当
	補正後	0	(0) 9	0	36,970	37,781
	補正前	0	(0) 10	0	41,144	41,904
	比 較	0	(0) -1	0	△ 4,174	△ 4,123
()内は再任用で外数						
手当の内訳	区分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 時 間 外 勤 務 手 当 勤 務 手 当
	補正後	1,002	6,218	881	786	15 3,885
	補正前	1,836	7,020	881	786	15 3,885
	比 較	△ 834	△ 802	0	0	0 0

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	
給 料	△ 4,174	給与改定に伴う増分	1,370	給与改定に伴う増分	1,370
		その他の減分	△ 5,544	職員配置等による減分 新陳代謝等による減分	△ 3,749 △ 1,795
職 員 手 当	△ 4,123	給与改定に伴う増分	1,500	給与改定に伴う増分	1,500
		その他の減分	△ 5,623	職員配置等による減分 新陳代謝等による減分	△ 2,358 △ 3,265

明 細 書

(単位:千円)

	法定福利費	合 計	備 考
計			
74,751	14,359	89,110	
83,048	14,992	98,040	
△ 8,297	△ 633	△ 8,930	

夜間勤務手当	宿日直当	期末・勤勉手当	住居手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	退職手当組合負担金
0	0	19,333	180	220	0	0	5,261
0	0	20,194	0	1,320	0	0	5,967
0	0	△ 861	180	△ 1,100	0	0	△ 706

(単位:千円)

備 考
期末・勤勉手当 支給率の増 0.05月

3. 給料及び職員手当の状況

(ア) 職員1人当たり給与

区 分		行 政 職(一)
令和7年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	332,167
	平 均 給 与 月 額 (円)	420,271
	平 均 年 齢	41 歳 2 月
令和6年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	301,050
	平 均 給 与 月 額 (円)	376,428
	平 均 年 齢	42 歳 4 月

(イ) 初任給

(単位:円)

区 分		行 政 職(一)	国の制度 一般行政職
Ⅰ 類	改正後	242,000	242,000
	改正前	225,500	230,000
Ⅱ 類	改正後	213,800	-
	改正前	199,700	-
Ⅲ 類	改正後	200,300	200,300
	改正前	188,000	188,000

(ウ) 級別職員数

区 分	行 政 職 (一)		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和7年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	11.1
	3 級	3	33.3
	2 級	1	11.1
	1 級	4	44.5
	計	9	100.0
令和6年11月1日 現 在	5 級	0	0.0
	4 級	1	10.0
	3 級	3	30.0
	2 級	2	20.0
	1 級	4	40.0
	計	10	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	5級	4級	3級	2級	1級
行政職(一)	部長	統括課長・課長	係長	副係長	主事

(エ) 昇給

区 分				合 計	職 種	
					行 政 職(一)	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)			9	9	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			9	9	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)		2	2	
		2号給 (人)		0	0	
		3号給 (人)		0	0	
		4号給 (人)		6	6	
		5号給 (人)		1	1	
		6号給 (人)		0	0	
	比 率 (B)／(A) (%)			100.0	100.0	
前 年 度	職 員 数 (A) (人)			10	10	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)			9	9	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)		0	0	
		2号給 (人)		0	0	
		3号給 (人)		0	0	
		4号給 (人)		6	6	
		5号給 (人)		3	3	
		6号給 (人)		0	0	
	比 率 (B)／(A) (%)			90.0	90.0	

(オ) 期末手当・勤勉手当

()内は再任用職員支給率

区 分		支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
		6月(月分)	12月(月分)	(月分)		
市	改正後	(1.275)	(1.325)	(2.60)	有	-
		2.425	2.475	4.90		
	改正前	(1.275)	(1.275)	(2.55)		
		2.425	2.425	4.85		
国	改正後	(1.20)	(1.25)	(2.45)	有	-
		2.30	2.35	4.65		
	改正前	(1.20)	(1.20)	(2.40)		
		2.30	2.30	4.60		

(カ) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当(令和7年11月1日現在)

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
市の制度	23.00	30.50	43.00	43.00	定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	-
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例 (2%～45%加算)	-

(キ) 地域手当(令和7年11月1日現在)

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	16.0
支給対象職員数 (人)	9
国の指定基準に基づく支給率 (%)	16.0

(ク) 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	0.04
支給対象職員の比率 (%) (令和7年11月1日現在)	100.00
特殊勤務手当の名称	下水道 ^{きよ} 管渠調査手当

(ケ) その他の手当(令和7年11月1日現在)

(単位:円)

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	改定あり			
		扶 養 等 に よ る 区 分		市の場合 (部長職を除く。)	国の場合
		配 偶 者		3,000 (課長職 支給なし)	3,000
		子		11,500	11,500
		父 母 等		6,000 (課長職3,000)	6,500
		満 16 歳 の 年 度 初 め か ら 満 22 歳 の 年 度 末 ま で の 子 1 人 当 た り の 加 算 額		4,000	5,000
住居手当	異なる	改定なし			
		市 の 場 合		国 の 場 合	
		当該年度末に35歳未満で、自ら居住するため住宅又は貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等(管理職を除く。)	15,000	借家又は借間に居住する職員 に対する支給限度額 28,000	
通勤手当	異なる	改定あり			
		市 の 場 合		国 の 場 合	
		交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 2,000～31,600	

議案概要説明書

議 案 番 号	第82号	担 当 課	都市環境整備部下水道課
件 名	令和7年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）		

【概 要】

今回の補正は、人事異動等に伴う減額補正で、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を減額するものです。

（特に表示がないときは単位 千円）

【収益的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 下水道事業収益	2,132,827	△2,333	2,130,494
第2項 営業外収益	863,525	△2,333	861,192
支出 第1款 下水道事業費用	2,052,004	△2,333	2,049,671
第1項 営業費用	1,923,466	△2,333	1,921,133

【資本的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入 第1款 資本的収入	1,080,667	△6,597	1,074,070
第2項 他会計負担金	24,007	△456	23,551
第3項 他会計補助金	18,808	△6,141	12,667
支出 第1款 資本的支出	1,564,343	△6,597	1,557,746
第1項 建設改良費	1,264,215	△6,597	1,257,618

【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】

	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	98,040	△8,930	89,110

【他会計からの補助金】

	既決予定額	補正予定額	計
一般会計からの補助金	90,284	△8,070	82,214

第83号議案

令和 7 年 度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年 度

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度東京都稲城市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条本文に次のように加える。

なお、病院事業費用の財源に充てるため、企業債1,600,000千円を借り入れる。

（企業債の補正）

第 3 条 予算第 6 条に定めた企業債に次のように加える。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費用に充てるため	1,600,000千円	証書借入 又は 証券発行	10.0%以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率	借入のときから据置期間を 含め15年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合 により据置期間及び償還年 限を短縮し、若しくは繰上 償還し、又は低利に借り換 えることができる。

（一時借入金の補正）

第 4 条 予算第 7 条に定めた一時借入金の限度額を次のとおり補正する。

（既決限度額）	（補正予定額）	（計）
1,000,000千円	600,000千円	1,600,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 5 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	4,763,381千円	13,573千円	4,776,954千円

令和 7 年11月26日 提出

稲城市長 高 橋 勝 浩

東京都稲城市病院事業会計補正予算（第２号）
に関する説明書

令和7年度 東京都稲城市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収 益 の 収 入 及 び 支 出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	病	院 事 業 費 用	8,499,338	0	8,499,338
	1	医 業 費 用	8,400,305	0	8,400,305
		1 給 与 費	4,763,381	13,573	4,776,954
		3 経 費	1,900,001	△ 13,573	1,886,428

支出

— 6 —

補正予算（第2号）実施計画説明書
及び支出

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 給料	81,498	医療職（1）△ 15,837 医療職（2）4,701 医療職（3）△ 3,565 行政職（1）△ 2,327 会計年度任用職員98,526
2 手当	△ 31,644	特別職136 医療職（1）△ 10,856 医療職（2）△ 4,953 医療職（3）8,358 行政職（1）△ 4,069 会計年度任用職員△ 20,260
4 法定福利費	△ 36,281	東京都市町村職員共済組合負担金△ 24,183 " 追加費用△ 2,238 " 事務費△ 3,920 " 恩給組合条例給付△ 1 地方公務員災害補償基金負担金271 労働災害補償保険負担金2,168 社会保険料△ 4,418 雇用保険料△ 3,960
11 修繕費	△ 13,573	建物設備修繕費△ 13,573

給 与 費

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費			
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計
補正後	2	338 (2) {350}	1,080	2,312,930	1,486,313	3,800,323
補正前	2	345 (2) {341}	1,080	2,231,432	1,517,957	3,750,469
比 較	0	△7 (0) {9}	0	81,498	△ 31,644	49,854

()内は再任用短時間勤務職員数、{ }内は会計年度任用職員数について外書きしている。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	管 理 職 手 当	初 任 給 調 整 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当
	補正後	20,582	225,935	43,860	29,952	112,670	26,268
	補正前	20,582	226,437	43,860	29,952	147,490	27,803
	比 較	0	△ 502	0	0	△ 34,820	△ 1,535

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	
給 料	81,498	給与改定に伴う増分	42,980	給与改定に伴う増分	42,980
		その他の増分	38,518	職員配置等による増分	47,963
				育休取得等による減分	△ 9,445
職員手当	△ 31,644	給与改定に伴う増分	41,698	給与改定に伴う増分	41,698
		その他の減分	△ 73,342	新陳代謝等による減分	△ 30,880
				育休取得等による減分	△ 7,248
				時間外勤務等減少による減分	△ 35,214

明 細 書

(単位:千円)

法定福利費	退職給与金	賞与引当金 繰入額	合 計	備 考
648,201	49,609	278,821	4,776,954	
684,482	49,609	278,821	4,763,381	
△ 36,281	0	0	13,573	

特 殊 勤務手当	期 末 勤勉手当	住居手当	宿 日 直 手 当	通勤手当	児童手当	管 理 職 特別勤務手当
264,033	568,196	6,300	133,278	34,584	20,100	555
264,033	562,983	6,300	133,278	34,584	20,100	555
0	5,213	0	0	0	0	0

(単位:千円)

備 考
期末・勤勉手当 支給率の増 0.05月

3 給料及び職員手当の状況

(ア) 職員1人当たり給与(再任用短時間勤務職員は外数のため、本表に含まれていない。)

区 分		行 政 職
令和7年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	333,855
	平 均 給 与 月 額 (円)	480,679
	平 均 年 齢 (歳)	45 歳 5 月
令和6年11月1日 現在	平 均 給 料 月 額 (円)	334,329
	平 均 給 与 月 額 (円)	472,528
	平 均 年 齢 (歳)	44 歳 7 月

(イ) 初任給(一般会計の制度と同じであるが、医師職と准看護師は一般会計に制度がない。)

区 分		行 政 職	医 師 職	医 療 技 術 職
高校卒	改正後	200,300		
	改正前	188,000		
短大卒	改正後	213,800		224,900
	改正前	199,700		210,000
大学卒 (4年)	改正後	242,000		243,400
	改正前	225,500		226,900
大学卒 (6年)	改正後		373,300	252,400
	改正前		362,100	236,700

(ウ) 級別職員数(再任用短時間勤務職員は外数のため、本表に含まれていない。)

区 分	行 政 職			医 師 職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
令和7年11月1日 現 在	1 級	11	40.8	1 級	9	20.0
	2 級	6	22.2	2 級	11	24.4
	3 級	5	18.5	3 級	25	55.6
	4 級	4	14.8			
	5 級	1	3.7			
	計	27	100.0	計	45	100.0
令和6年11月1日 現 在	1 級	9	36.0	1 級	8	16.0
	2 級	6	24.0	2 級	18	36.0
	3 級	5	20.0	3 級	24	48.0
	4 級	4	16.0			
	5 級	1	4.0			
	計	25	100.0	計	50	100.0

医 師 職	医療技術職	看 護 職
521,343	319,095	294,859
1,002,529	440,104	461,360
48 歳 1 月	41 歳 11 月	43 歳 4 月
506,766	309,652	292,418
975,341	418,930	460,420
46 歳 11 月	42 歳 5 月	43 歳 4 月

(単位:円)

看 護 職	
看 護 師	准看 護 師
241,400	208,100
225,700	195,800
249,000	
232,500	

(単位:人・%)

医 療 技 術 職			看 護 職		
級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
1 級	26	36.1	1 級	144	74.3
2 級	29	40.3	2 級	35	18.0
3 級	9	12.5	3 級	13	6.7
4 級	7	9.7	4 級	1	0.5
5 級	1	1.4	5 級	1	0.5
計	72	100.0	計	194	100.0
1 級	29	39.2	1 級	139	73.5
2 級	29	39.2	2 級	33	17.5
3 級	10	13.5	3 級	14	7.4
4 級	5	6.8	4 級	2	1.1
5 級	1	1.3	5 級	1	0.5
計	74	100.0	計	189	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級
行 政 職	主 事	副係長	係 長
医 師 職	医 員	統括医長 医 長	院長 副院長 診療部長 診療科部長 センター長
医療技術職	主 事	主 任	課長補佐 係 長
看 護 職	准看護師 看護師 助産師 保健師	主 任	統括看護師長 看 護 師 長

(エ) 昇 給 (各年度7月1日現在の職員数を使用。再任用短時間勤務職員は外数のため、含まれていない。)

区 分			合 計	行 政 職
本 年 度	職 員 数 (A) (人)		341	25
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		288	20
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	37	1
		2号給 (人)	4	0
		3号給 (人)	4	0
		4号給 (人)	173	14
		5号給 (人)	57	5
		6号給 (人)	13	0
	比 率 (B) / (A) (%)		84.5	80.0
前 年 度	職 員 数 (A) (人)		337	25
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B) (人)		294	24
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	31	0
		2号給 (人)	2	0
		3号給 (人)	4	0
		4号給 (人)	195	19
		5号給 (人)	57	5
		6号給 (人)	5	0
	比 率 (B) / (A) (%)		87.2	96.0

(オ) 期末手当・勤勉手当 ()内は再任用職員の支給率 (単位：月分)

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計
	6月	12月	
改 正 後	2.425(1.275)	2.475(1.325)	4.90(2.60)
改 正 前	2.425(1.275)	2.425(1.275)	4.85(2.55)
一般会計の制度	2.425(1.275)	2.475(1.325)	4.90(2.60)

(カ) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当(令和7年11月1日現在) (単位：月分)

区 分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度
支 給 率 等	23.00	30.50	43.00	43.00
一 般 会 計 の 制 度	23.00	30.50	43.00	43.00

4 級	5 級
統括課長 課長	事務長
統括技師長 技師長・科長	部長
統括看護科長 看護科長	部長

職 種		
医 師 職	医 療 技 術 職	看 護 職
45	73	198
38	61	169
5	3	28
0	2	2
2	0	2
18	43	98
8	11	33
5	2	6
84.4	83.6	85.4
51	72	189
44	62	164
7	5	19
1	0	1
1	0	3
24	44	108
11	12	29
0	1	4
86.3	86.1	86.8

職制上の段階・職務の 級等による加算措置	備 考
有	
有	
有	

その他の加算措置等	備 考
定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	
定年前早期退職特例 (2%～10%加算)	

(キ) 地域手当(令和7年11月1日現在)

支給対象地域	稲 城 市
支給率 (%)	16.0
支給対象職員数 (人)	338(2)
国の指定基準に基づく支給率 (%)	16.0

()内は再任用短時間勤務職員数で、外書きしている。支給率は一般会計の制度と同じである。

(ク) 特殊勤務手当(再任用短時間勤務職員は外数のため、本表には含まれていない。)

区 分	全職員	代 表 的 な 職 種			
		行政職	医師職	医療技術職	看護職
給料総額に対する比率 (%)	12.6	0.0	6.4	0.1	6.1
支給対象職員の比率 令和7年11月1日現在 (%)	92.1	0.0	13.9	20.9	57.3
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護手当 医業従事手当 手術手当			
	多くの職員に支給されている手当	危険手当 夜間看護手当 夜間勤務者調整手当			

(ケ) その他の手当(令和7年11月1日現在)

(単位:円)

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	同じ	扶養等による区分		病院事業の場合 (部長職を除く。)	一般会計の場合 (部長職を除く。)
		配 偶 者		3,000 (課長職支給なし)	3,000 (課長職支給なし)
		子		11,500	11,500
		父 母 等		6,000 (課長職3,000)	6,000 (課長職3,000)
		満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人当たりの加算額		4,000	4,000
住居手当	同じ	病院事業の場合		一般会計の場合	
		当該年度末に35歳未満で、 自ら居住するため住宅又は 貸間を借り受け、月額15,000 円以上の家賃を支払っている 世帯主等(管理職を除く。)	15,000	当該年度末に35歳未満で、 自ら居住するため住宅又は 貸間を借り受け、月額15,000 円以上の家賃を支払っている 世帯主等(管理職を除く。)	15,000
通勤手当	同じ	病院事業の場合		一般会計の場合	
		交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000		交通機関利用者 運賃相当額 (6か月定期券等)を支給 月額支給限度額 150,000 交通用具利用者 距離に応じて支給 1,000～13,000	

議案概要説明書

議 案 番 号	第83号	担 当 課	市立病院事務部経営企画課
件 名	令和7年度東京都稲城市病院事業会計補正予算（第2号）		

【概 要】

今回の補正は、収益的収入及び支出において、病院事業費用の財源に充てるための企業債を借り入れる旨を追加するとともに、企業債について、病院事業費用に充てるために起債を追加するほか、一時借入金の限度額を増額し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を増額するものです。

（特に表示がないときは単位 千円）

【収益的収入及び支出】

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支出 第1款 病院事業費用	8,499,338	0	8,499,338
第1項 医業費用	8,400,305	0	8,400,305

病院事業費用の財源に充てるため、企業債1,600,000千円を借り入れる。

【企業債】

起債の 目的	既決 限度額	補正 予定額	計	利率	償還の方法
病院事業費用に充てるため	0	1,600,000	1,600,000	10.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入のときから据置期間を含め15年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

【一時借入金】

	既決限度額	補正予定額	計
一時借入金	1,000,000	600,000	1,600,000

【議会の議決を経なければ流用することのできない経費】

	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	4,763,381	13,573	4,776,954

第84号議案

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業区域における
電線共同溝路線指定関係・5路線）

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城南山東部土地区画整理事業において築造する道路を電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の電線共同溝を整備すべき道路に指定するため、これを稲城市道路線に認定する必要があることから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業区域における
電線共同溝路線指定関係・５路線）

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の
電線共同溝を整備すべき道路に指定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第
８条第１項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

整理 番号	路線名	起 点	終 点
1	市道矢野口2207号線	矢野口3294番１地先	矢野口3569番地先
2	市道矢野口2208号線	矢野口3588番地先	矢野口3297番３地先
3	市道矢野口2209号線	矢野口3587番地先	矢野口3352番２地先
4	市道矢野口2210号線	矢野口3592番地先	矢野口3354番地先
5	市道矢野口2211号線	矢野口3594番地先	矢野口3596番地先

議案概要説明書

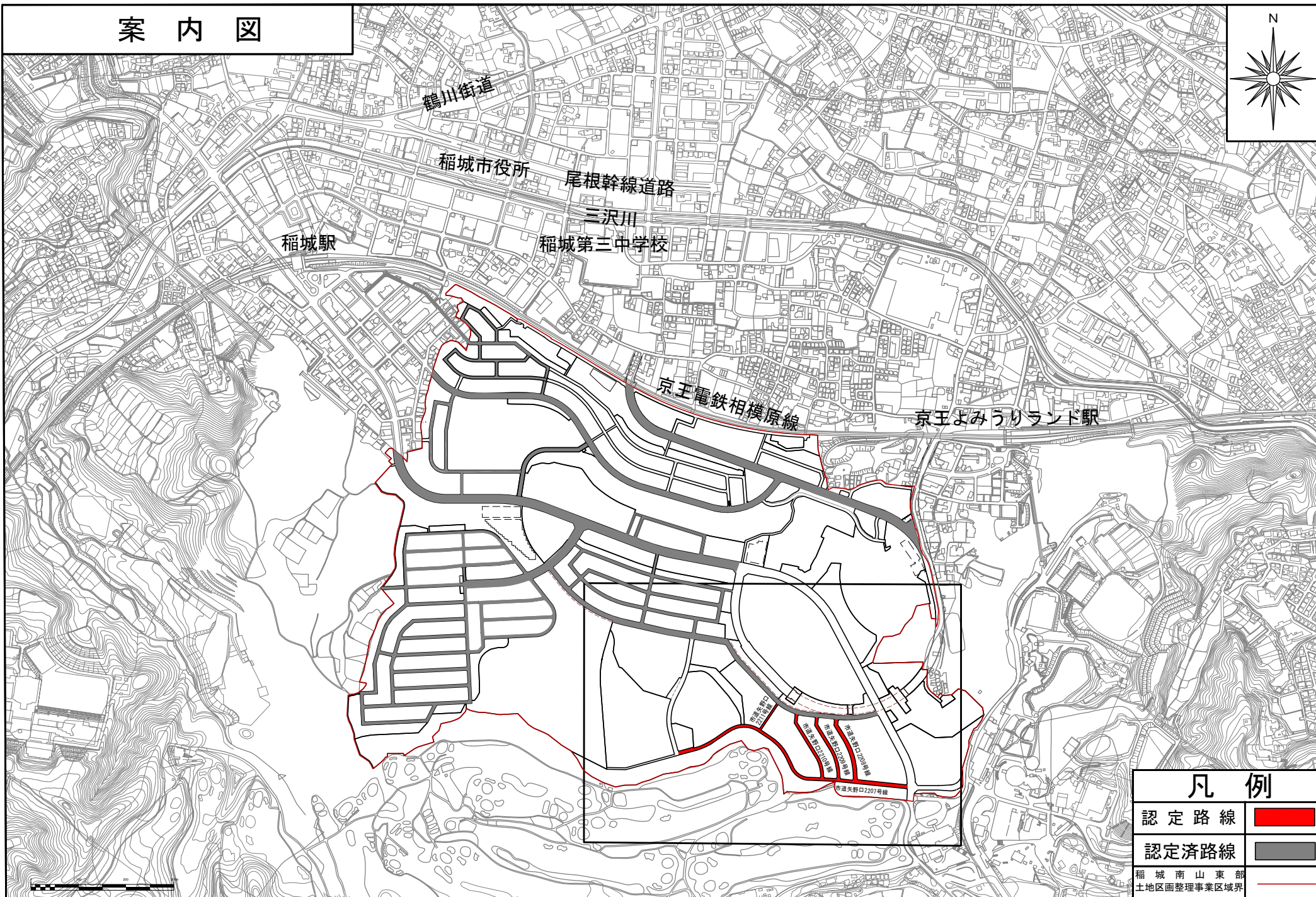
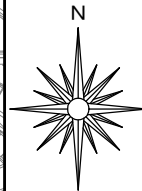
議 案 番 号	第84号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業区域における電線共同溝路線指定関係・5路線）		
【概 要】 本案は、稲城南山東部土地区画整理事業において築造する道路を電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の電線共同溝を整備すべき道路に指定するため、これを稲城市道路線に認定する必要があることから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

認定路線

No.	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
1	市道矢野口 2207 号線	矢野口 3294 番 1 地先	矢野口 3569 番地先	543.16	6.00～ 8.00
2	市道矢野口 2208 号線	矢野口 3588 番地先	矢野口 3297 番 3 地先	136.85	8.00
3	市道矢野口 2209 号線	矢野口 3587 番地先	矢野口 3352 番 2 地先	140.98	6.00
4	市道矢野口 2210 号線	矢野口 3592 番地先	矢野口 3354 番地先	148.78	6.00
5	市道矢野口 2211 号線	矢野口 3594 番地先	矢野口 3596 番地先	64.80	4.00

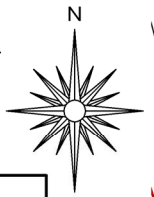
案内図



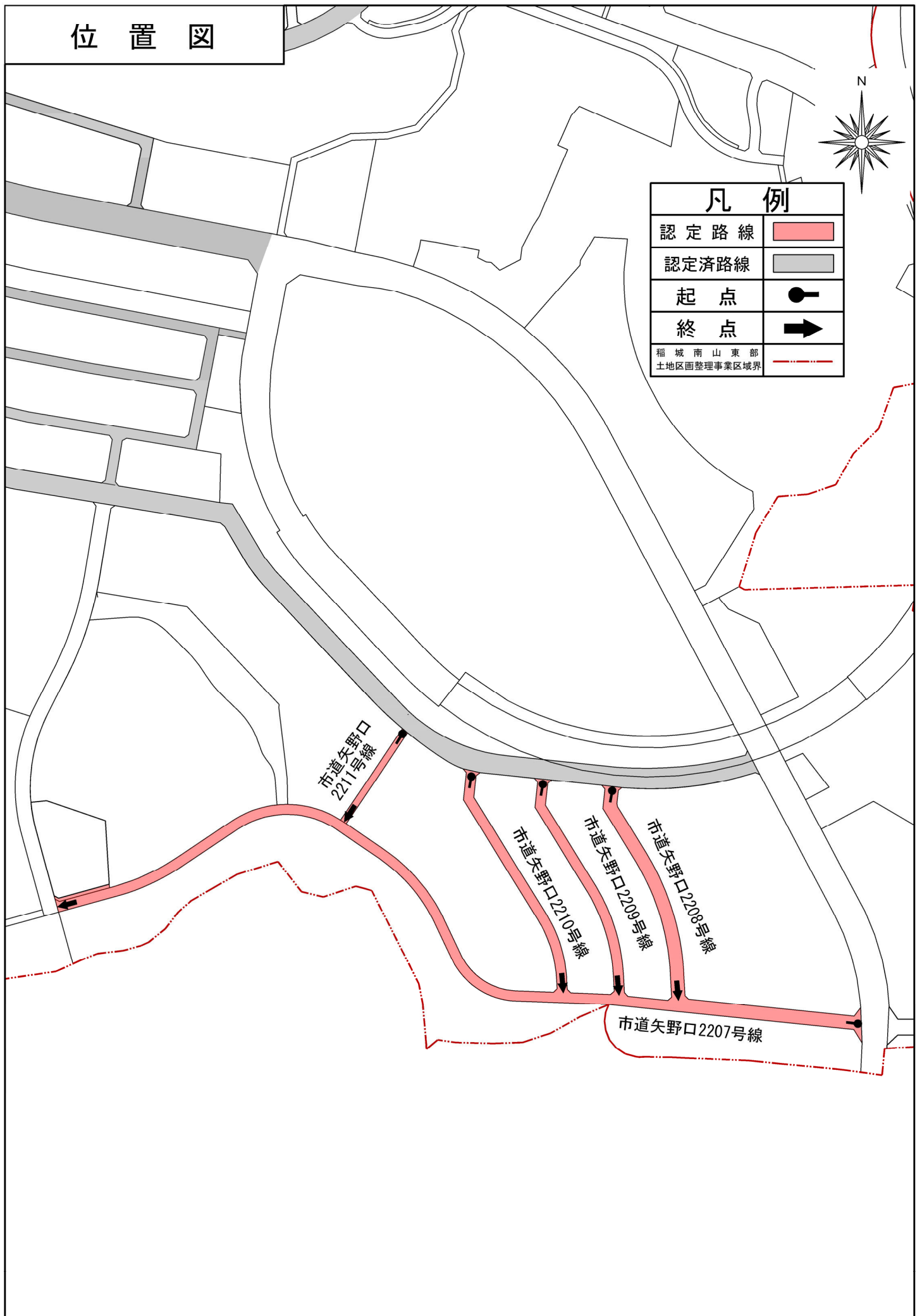
凡例

認定路線	
認定済路線	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	

位置図



凡 例	
認 定 路 線	
認定済路線	
起 点	
終 点	
稲 城 南 山 東 部 土地区画整理事業区域界	



公 図 写

凡 例	
認 定 路 線	[Red Line]
認 定 済 路 線	[Grey Line]
起 点	[Black Dot]
終 点	[Black Arrow]
福城南山東部 土地区画整理事業区域界	

市道矢野口221号線

市道矢野口2210号線

市道矢野口2209号線

市道矢野口2208号線

市道矢野口2207号線

緑地

公園

矢野口字西山

矢野口字谷戸

矢野口字久保

矢野口字上綱

矢野口字坂上

三ツ崎町

3569

3596

3594

3592

3587

3588

3354

3352-2

3297-3

3294-1

第85号議案

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城南山東部土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

路線名	起 点	終 点
市道矢野口2212号線	矢野口3641番地先	矢野口3567番地先

議案概要説明書

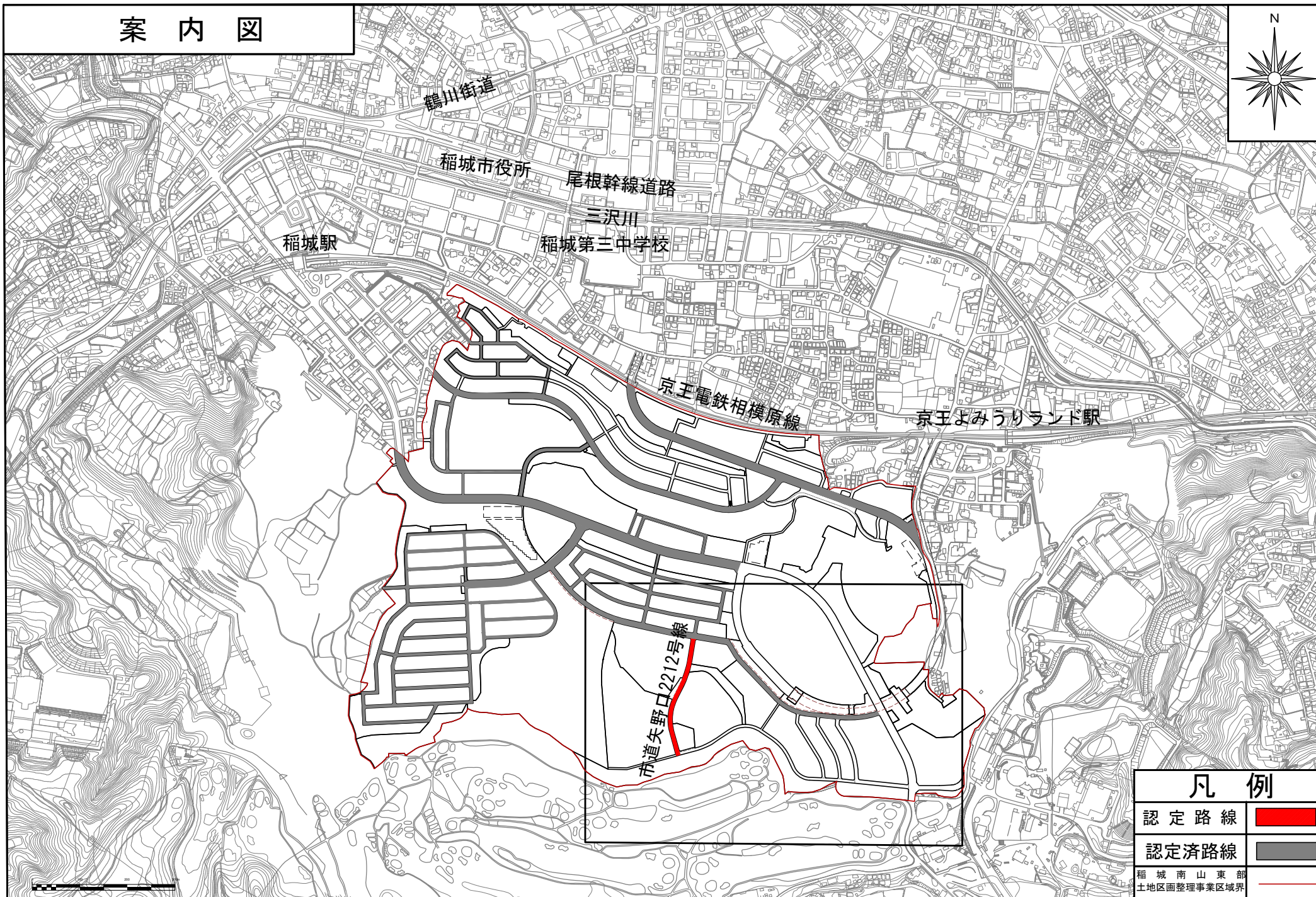
議 案 番 号	第85号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業関係・1路線）		
【概 要】 本案は、稲城南山東部土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

認定路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道矢野口 2212 号線	矢野口 3641 番地先	矢野口 3567 番地先	255. 23	9. 00

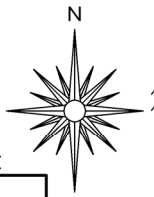
案内図



凡例

認定路線	
認定済路線	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	

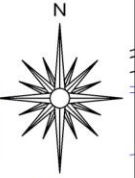
位置図



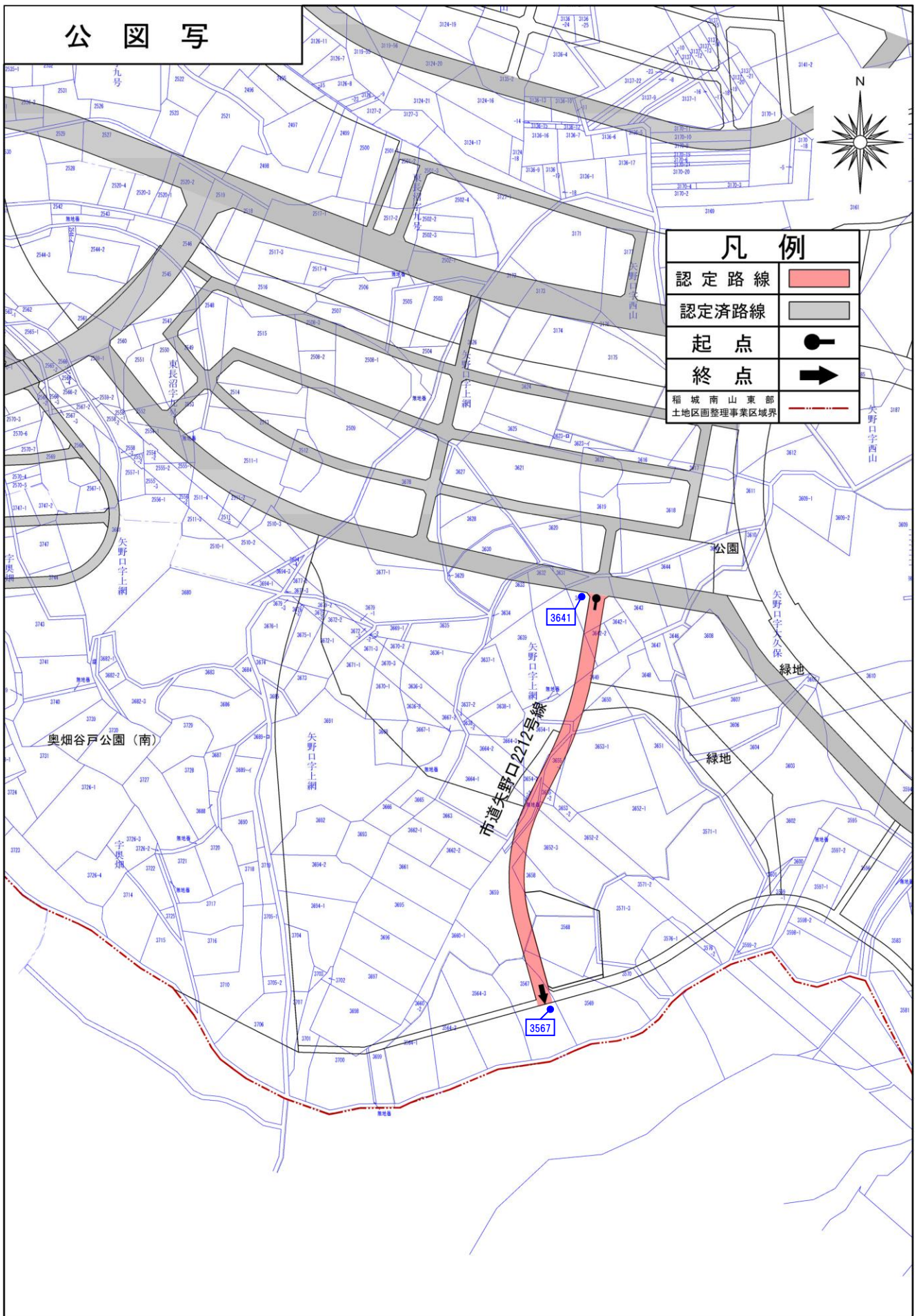
凡 例	
認 定 路 線	
認 定 済 路 線	
起 点	
終 点	
稲 城 南 山 東 部 土地区画整理事業区域界	

市道矢野口2212号線

公 図 写



凡 例	
認 定 路 線	
認 定 済 路 線	
起 点	
終 点	
稲 城 南 山 東 部 土地区画整理事業区域界	



第86号議案

稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・1路線）

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

坂浜地区の民間宅地開発において築造した道路が市に移管されたことに伴い、稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

路線名	起 点	終 点
市道坂浜2213号線	坂浜五丁目 2 番31地先	坂浜五丁目 2 番29地先

議案概要説明書

議 案 番 号	第86号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の認定について（坂浜における民間宅地開発関係・1路線）		
【概 要】 本案は、坂浜地区の民間宅地開発において築造した道路が市に移管されたことに伴い、稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

認定路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道坂浜 2213 号線	坂浜五丁目 2 番 31 地先	坂浜五丁目 2 番 29 地先	135.75	6.00

案内図



凡 例

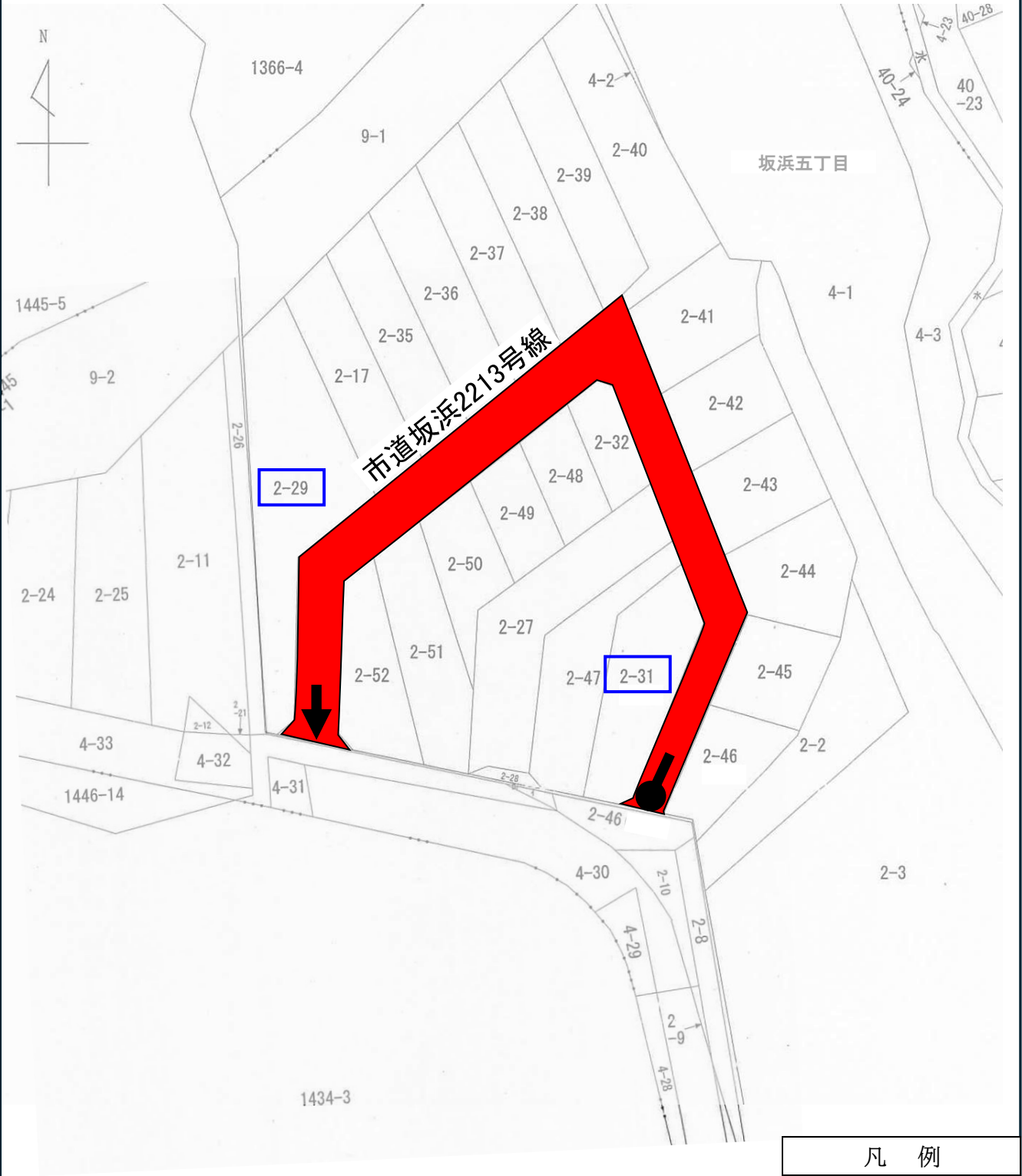
認定路線



位置図



公 図 写



凡 例	
認定路線	
起 点	
終 点	

第87号議案

稲城市道路線の廃止について（多摩都市計画道路 7・5・3 号宿榎戸線新設整備事業関係・1 路線）

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

多摩都市計画道路 7・5・3 号宿榎戸線新設整備事業により道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道265号線の一部を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について（多摩都市計画道路 7・5・3 号宿榎戸線新設
整備事業関係・1 路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 1 項の規定により、次の稲城市道路線の
の一部を廃止する。

路線名	旧新別	起 点	終 点
市道265号線	旧	矢野口1074番 1 地先	東長沼1747番 2 地先
	新	矢野口1073番 1 地先	東長沼1747番 2 地先

議案概要説明書

議 案 番 号	第87号	担 当 課	都市建設部管理課
件 名	稲城市道路線の廃止について（多摩都市計画道路 7・5・3 号宿榎戸線新設整備事業関係・1 路線）		
【概 要】 本案は、多摩都市計画道路 7・5・3 号宿榎戸線新設整備事業により道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道265号線の一部を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覧 表

一部廃止路線

路線名	旧新別	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道 265 号線	旧	矢野口 1074 番 1 地先	東長沼 1747 番 2 地先	584.67	2.73～ 6.00
	新	矢野口 1073 番 1 地先	変更無し	552.06	変更無し

案内図

川崎街道

旧鶴川街道

稲城第一小学校

市道265号線

凡 例

一部廃止路線

– 2 –

位置図

川崎街道

旧鶴川街道

市道265号線

稲城第一小学校

金池公園

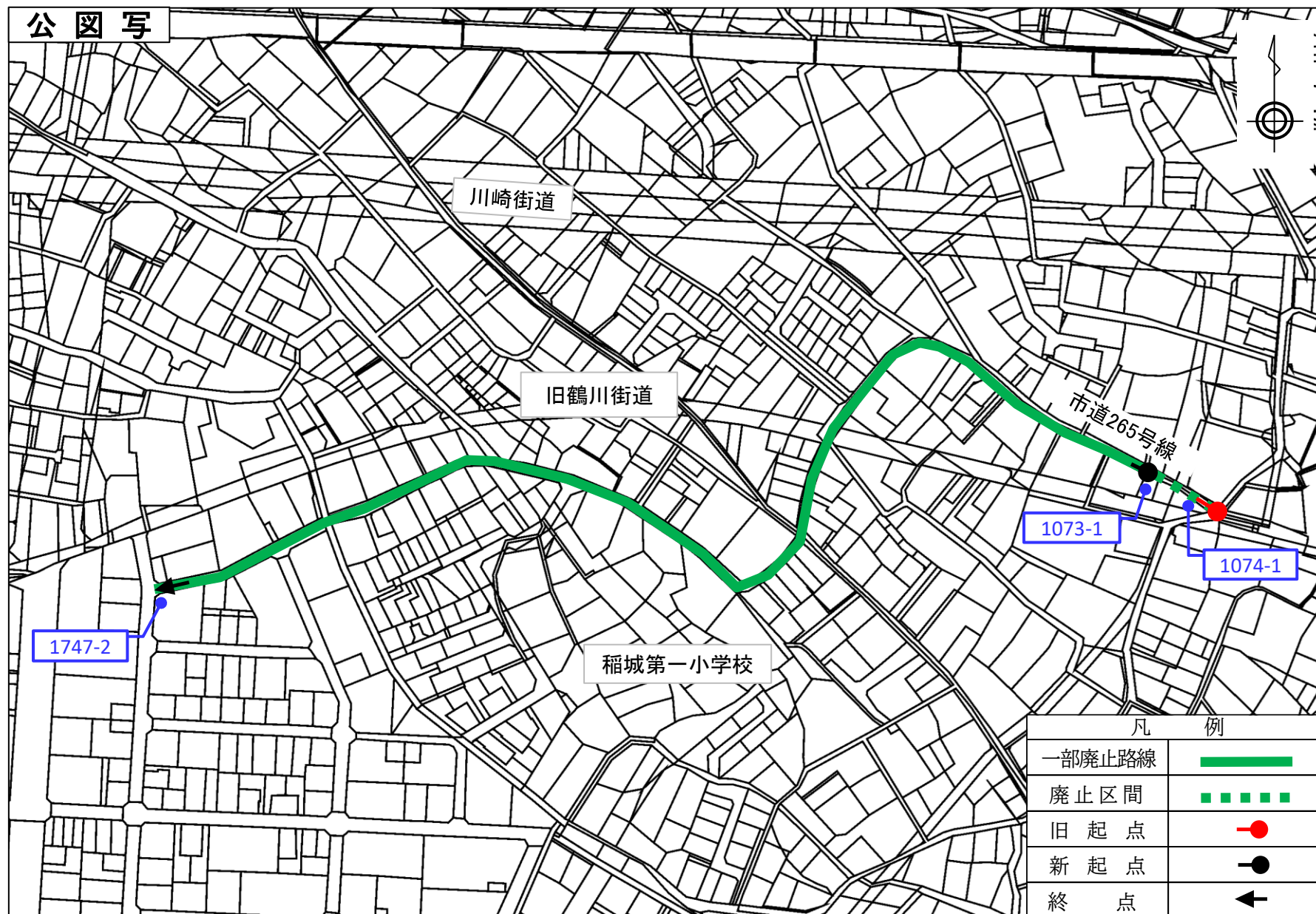
稲城大橋通り

吉方通り

凡 例

一部廃止路線	
廃止区間	
旧起点	
新起点	
終点	

凡 例	
一部廃止路線	
廃止区間	
旧起点	
新起点	
終 点	



第88号議案

稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項及び稲城市大丸地区会館設置条例（昭和59年稲城市条例第13号）第13条の規定により、本案を提出する。

稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市大丸地区会館設置条例（昭和59年稲城市条例第13号）第9条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 稲城市大丸地区会館

位 置 東京都稲城市大丸251番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 大丸自治会

代表者 会長 藤井 勝治

所在地 東京都稲城市大丸842番地の1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第88号	担 当 課	総務部総務契約課
件 名	稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定について		
【概 要】 本案は、稲城市大丸地区会館の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市大丸地区会館設置条例（昭和59年稲城市条例第13号）第13条の規定により、議会の議決を求めるものです。 【施設概要】 1 名 称 稲城市大丸地区会館 2 位 置 東京都稲城市大丸251番地 3 設置年月 昭和59年7月 【特命理由】 大丸自治会は、昭和59年から継続して稲城市大丸地区会館の管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。また、大丸自治会が稲城市大丸地区会館が所在する地域の自治会であることを勘案すると、同自治会が引き続き管理運営に当たる必要があります。 【選定結果等】 1 選定日 令和7年9月25日 2 候補者 名 称 大丸自治会 代表者 会長 藤井 勝治 所在地 東京都稲城市大丸842番地の1 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで			

第89号議案

稲城市松葉集会所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市松葉集会所の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項及び稲城市松葉集会所設置条例（平成 6 年稲城市条例第23号）第13条の規定により、本案を提出する。

稲城市松葉集会所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市松葉集会所設置条例（平成6年稲城市条例第23号）第9条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 稲城市松葉集会所

位 置 東京都稲城市矢野口1892番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 矢野口自治会

代表者 会長 原田 和哉

所在地 東京都稲城市矢野口1604番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第89号	担 当 課	総務部総務契約課
件 名	稲城市松葉集会所の指定管理者の指定について		
【概 要】			
本案は、稲城市松葉集会所の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び稲城市松葉集会所設置条例（平成 6 年稲城市条例第 23 号）第 13 条の規定により、議会の議決を求めるものです。			
【施設概要】			
1 名 称	稲城市松葉集会所		
2 位 置	東京都稲城市矢野口 1892 番地		
3 設置年月	平成 7 年 1 月		
【特命理由】			
矢野口自治会は、平成 7 年から継続して稲城市松葉集会所の管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。また、矢野口自治会が稲城市松葉集会所が所在する地域の自治会であることを勘案すると、同自治会が引き続き管理運営に当たる必要があります。			
【選定結果等】			
1 選定日	令和 7 年 9 月 25 日		
2 候補者 名 称	矢野口自治会		
代表者	会長 原田 和哉		
所在地	東京都稲城市矢野口 1604 番地		
3 指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで		

第90号議案

稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項及び稲城市押立ふれあい会館設置条例（平成 9 年稲城市条例第12号）第16条の規定により、本案を提出する。

稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市押立ふれあい会館設置条例（平成9年稲城市条例第12号）第12条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 稲城市押立ふれあい会館

位 置 東京都稲城市押立663番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 押立自治会

代表者 会長 田中 雄二

所在地 東京都稲城市押立692番地の3

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第90号	担 当 課	総務部総務契約課
件 名	稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定について		
【概 要】			
本案は、稲城市押立ふれあい会館の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び稲城市押立ふれあい会館設置条例（平成 9 年稲城市条例第 12 号）第 16 条の規定により、議会の議決を求めるものです。			
【施設概要】			
1 名 称 稲城市押立ふれあい会館 2 位 置 東京都稲城市押立 663 番地 3 設置年月 平成 10 年 4 月			
【特命理由】			
押立自治会は、平成 10 年から継続して稲城市押立ふれあい会館の管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。また、押立自治会が稲城市押立ふれあい会館が所在する地域の自治会であることを勘案すると、同自治会が引き続き管理運営に当たる必要があります。			
【選定結果等】			
1 選定日 令和 7 年 9 月 25 日 2 候補者 名 称 押立自治会 代表者 会長 田中 雄二 所在地 東京都稲城市押立 692 番地の 3 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで			

第91号議案

稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定期間が令和8年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）第16条の規定により、本案を提出する。

稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）第13条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 稲城市地域振興プラザ

位 置 東京都稲城市東長沼2112番地の1

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 特定非営利活動法人市民活動サポートセンターいなぎ

代表者 理事長 角田 享

所在地 東京都稲城市東長沼2112番地の1 稲城市地域振興プラザ内

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第91号	担 当 課	産業文化スポーツ部市民協働課
件 名	稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定について		
【概 要】			
本案は、稲城市地域振興プラザの指定管理者の指定期間が令和8年3月31日付で満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市地域振興プラザ条例（平成24年稲城市条例第22号）第16条の規定により、議会の議決を求めるものです。			
【施設概要】			
1 名 称	稲城市地域振興プラザ		
2 位 置	東京都稲城市東長沼2112番地の1		
3 設置年月	平成17年4月		
【特命理由】			
特定非営利活動法人市民活動サポートセンターいなぎは、平成25年から継続して稲城市地域振興プラザの管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。また、特定非営利活動法人市民活動サポートセンターいなぎが設立された経緯、社会的な役割等を勘案すると、同法人が引き続き管理運営に当たる必要があります。			
【選定結果等】			
1 選定日	令和7年8月1日		
2 候補者 名 称	特定非営利活動法人市民活動サポートセンターいなぎ		
代表者	理事長 角田 享		
	所在地 東京都稲城市東長沼2112番地の1 稲城市地域振興プラザ内		
3 指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで		

第92号議案

稲城市福祉センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市福祉センターの指定管理者の指定期間が令和8年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市福祉センター条例（平成17年稲城市条例第24号）第13条の規定により、本案を提出する。

稲城市福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市福祉センター条例（平成17年稲城市条例第24号）第9条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 稲城市福祉センター

位 置 東京都稲城市百村7番地

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 社会福祉法人稲城市社会福祉協議会

代表者 会長 川島 幹雄

所在地 東京都稲城市百村7番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第 92 号	担 当 課	福祉部生活福祉課
件 名	稲城市福祉センターの指定管理者の指定について		
【概 要】			
本案は、稲城市福祉センターの指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び稲城市福祉センター条例（平成 17 年稲城市条例第 24 号）第 13 条の規定により、議会の議決を求めるものです。			
【施設概要】			
1 名 称	稲城市福祉センター		
2 位 置	東京都稲城市百村 7 番地		
3 設置年月	昭和 57 年 11 月		
【特命理由】			
社会福祉法人稲城市社会福祉協議会は、昭和 57 年から継続して稲城市福祉センターの管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。また、社会福祉法人稲城市社会福祉協議会の設立された経緯、社会的な役割等を勘案すると、同法人が引き続き管理運営に当たる必要があります。			
【選定結果等】			
1 選定日	令和 7 年 9 月 25 日		
2 候補者 名 称	社会福祉法人稲城市社会福祉協議会		
代表者	会長 川島 幹雄		
所在地	東京都稲城市百村 7 番地		
3 指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで		

第93号議案

稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項、稲城市上谷戸緑地体験学習館条例（平成17年稲城市条例第17号）第14条及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第21条の規定により、本案を提出する。

稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、稲城市上谷戸緑地体験学習館条例（平成17年稲城市条例第17号）第10条及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第17条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
稲城市上谷戸緑地体験学習館	東京都稲城市若葉台一丁目28番地の2
上谷戸親水公園の一部	東京都稲城市若葉台一丁目28番地の1、28番地の2、28番地の3、29番地、30番地の1、31番地、105番地の1、105番地の2、105番地の3、107番地の10の一部、107番地の15の一部及び107番地の19の一部

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 坂浜自治会

代表者 会長 榎本 勝美

所在地 東京都稲城市坂浜436番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第93号	担 当 課	都市環境整備部緑と環境課									
件 名	稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定について											
【概 要】												
本案は、稲城市上谷戸緑地体験学習館等の指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項、稲城市上谷戸緑地体験学習館条例（平成17年稲城市条例第17号）第14条及び稲城市立公園条例（昭和63年稲城市条例第13号）第21条の規定により、議会の議決を求めるものです。												
【施設概要】												
<table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>設 置 年 月</th></tr><tr><td>稲城市上谷戸緑地体験学習館</td><td>東京都稲城市若葉台一丁目28番地の 2</td><td>平成18年 4 月</td></tr><tr><td>上谷戸親水公園の一部</td><td>東京都稲城市若葉台一丁目28番地の 1 、 28番地の 2 、 28番地の 3 、 29番地、 30番地の 1 、 31番地、 105番地の 1 、 105番地の 2 、 105番地の 3 、 107番地の10の一部、 107番地の15の一部及び107番地の19の一部</td><td>平成18年 6 月</td></tr></table>				名 称	位 置	設 置 年 月	稲城市上谷戸緑地体験学習館	東京都稲城市若葉台一丁目28番地の 2	平成18年 4 月	上谷戸親水公園の一部	東京都稲城市若葉台一丁目28番地の 1 、 28番地の 2 、 28番地の 3 、 29番地、 30番地の 1 、 31番地、 105番地の 1 、 105番地の 2 、 105番地の 3 、 107番地の10の一部、 107番地の15の一部及び107番地の19の一部	平成18年 6 月
名 称	位 置	設 置 年 月										
稲城市上谷戸緑地体験学習館	東京都稲城市若葉台一丁目28番地の 2	平成18年 4 月										
上谷戸親水公園の一部	東京都稲城市若葉台一丁目28番地の 1 、 28番地の 2 、 28番地の 3 、 29番地、 30番地の 1 、 31番地、 105番地の 1 、 105番地の 2 、 105番地の 3 、 107番地の10の一部、 107番地の15の一部及び107番地の19の一部	平成18年 6 月										
【特命理由】												
坂浜自治会は、平成18年から継続して稲城市上谷戸緑地体験学習館等の管理運営に当たっており、これまでに蓄積した実績、知識及び運営のノウハウを活用することで、その設置目的を効率的かつ効果的に達成することができます。また、坂浜自治会が稲城市上谷戸緑地体験学習館等が所在する地域の自治会であることを勘案すると、同自治会が引き続き管理運営に当たる必要があります。												
【選定結果等】												
1 選定日 令和 7 年 9 月 25 日												

2 候補者 名 称 坂浜自治会

代表者 会長 榎本 勝美

所在地 東京都稲城市坂浜436番地

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

第94号議案

稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

（提案理由）

稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日付けで満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第20条の規定により、本案を提出する。

稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第16条の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定する。

1 公の施設の名称及び位置

名 称 稲城長峰スポーツ広場

位 置 東京都稲城市長峰三丁目10番地の1

2 指定管理者の名称、代表者及び所在地

名 称 東京ヴェルディグループ

代表者 東京ヴェルディ株式会社 代表取締役社長 中村 考昭

所在地 東京都稲城市矢野口4015番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案概要説明書

議 案 番 号	第94号	担 当 課	産業文化スポーツ部スポーツ推進課
件 名	稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について		
【概 要】 本案は、稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定期間が令和8年3月31日付で満了するため、以後の期間の指定管理者を指定する必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び稲城市体育施設条例（平成25年稲城市条例第12号）第20条の規定により、議会の議決を求めるものです。 【施設概要】 1 名 称 稲城長峰スポーツ広場 2 位 置 東京都稲城市長峰三丁目10番地の1 3 設置年月 平成27年1月 【選定経緯】 1 選定方法 公募型プロポーザル方式により募集を行い、応募申請者について、稲城市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提案内容を審査し、候補者を選定しました。 2 選定委員会 稲城市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱（平成23年6月20日市長決裁）に基づき、次の5人で構成しました。 委員長 稲城市副市長 副委員長 税理士（市長が特に必要と認める者） 委員 総務部長 委員 産業文化スポーツ部長 委員 稲城市スポーツ協会会長（市長が特に必要と認める者） 3 選定経過 令和7年7月24日 第1回選定委員会			

管理基準書、募集要項、審査方法等について

令和7年8月1日 公募開始（公募型プロポーザル方式）

令和7年9月1日及び2日 申請受付（応募数1者）

令和7年10月2日 第2回選定委員会

応募者プレゼンテーション、質疑応答及び審査・評価の決定

＊審査結果

総合点 107点 東京ヴェルディグループ

令和7年10月28日 東京ヴェルディグループを候補者として選定

【候補者】

- 1 名称 東京ヴェルディグループ
- 2 構成団体 東京ヴェルディ株式会社
株式会社オーエンス
- 3 代表者 東京ヴェルディ株式会社
代表取締役社長 中村 考昭
- 4 所在地 東京都稲城市矢野口4015番地1

【指定期間】

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

第95号議案

坂浜地区の一部における住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の
住居表示の方法について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

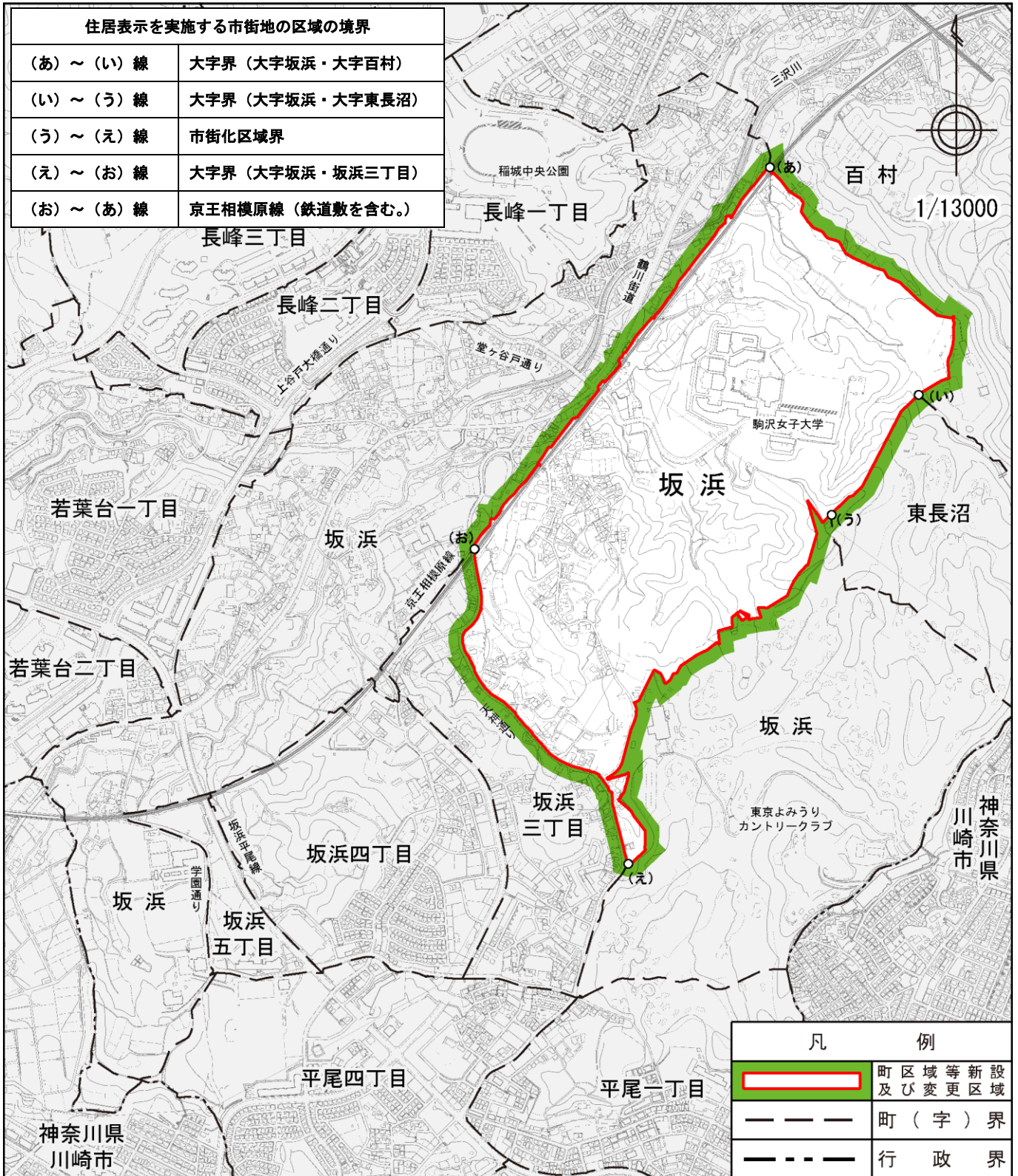
（提案理由）

坂浜地区の一部における住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について定めるため、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、本案を提出する。

坂浜地区の一部における住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の
住居表示の方法について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

別図



議案概要説明書

議 案 番 号	第95号	担 当 課	都市建設部まちづくり再生課
件 名	坂浜地区の一部における住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について		

【概 要】

本案は、坂浜地区の一部における住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について定めるため、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【対象区域】

住居表示を実施する市街地の区域の境界	
(あ) ～ (い) 線	大字界（大字坂浜・大字百村）
(い) ～ (う) 線	大字界（大字坂浜・大字東長沼）
(う) ～ (え) 線	市街化区域界
(え) ～ (お) 線	大字界（大字坂浜・坂浜三丁目）
(お) ～ (あ) 線	京王相模原線（鉄道敷を含む。）



【住居表示の方法】

当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとします。

第96号議案

坂浜地区の一部における町の区域の新設及び字の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

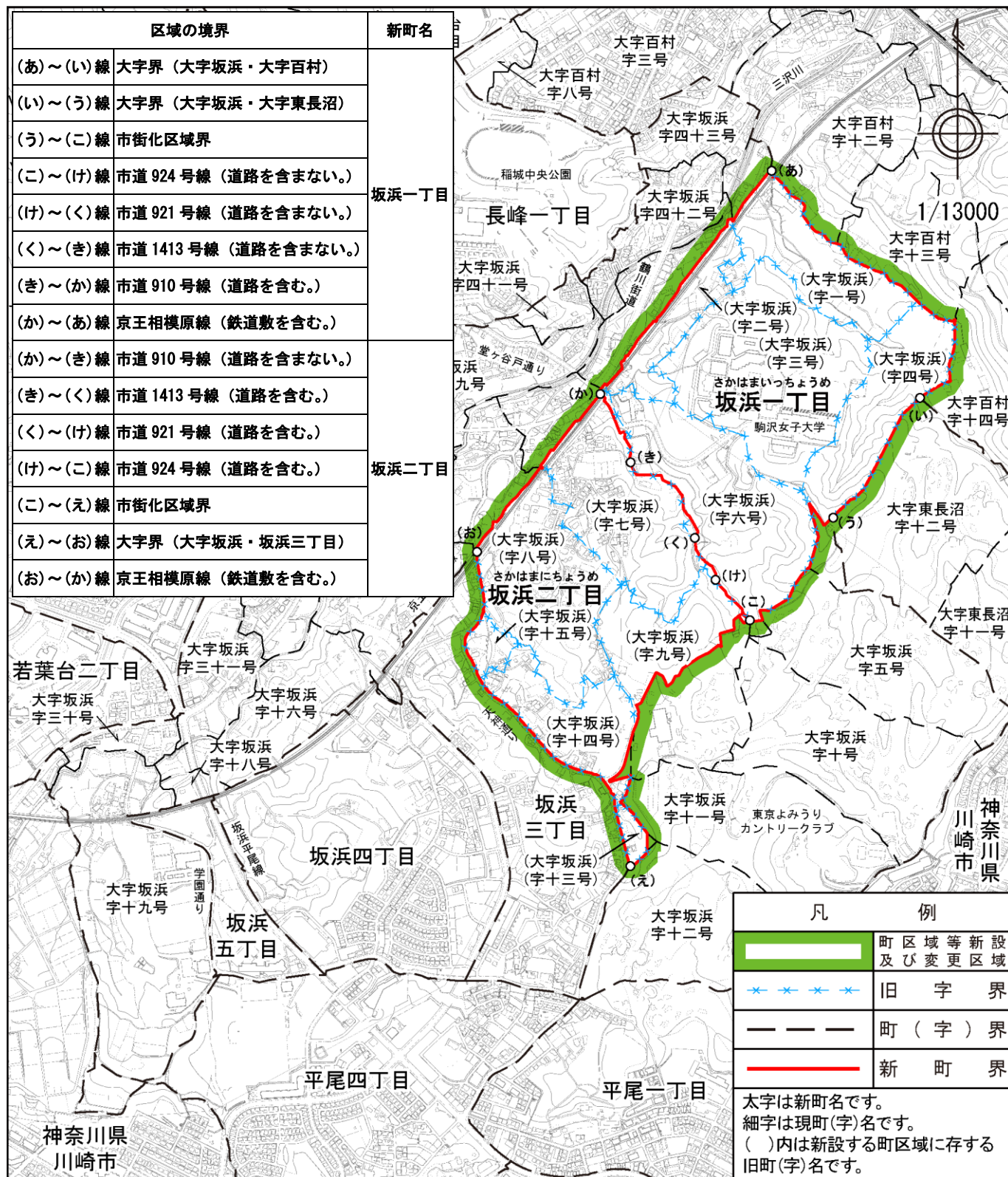
（提案理由）

坂浜地区の一部において町の区域を新設し、及び字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本案を提出する。

坂浜地区の一部における町の区域の新設及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、町の区域及び字の区域を別図のとおり新設し、及び変更する。

別図



議案概要説明書

議 案 番 号	第96号	担 当 課	都市建設部まちづくり再生課
件 名	坂浜地区の一部における町の区域の新設及び字の区域の変更について		

【概 要】

本案は、坂浜地区の一部において町の区域を新設し、及び字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【対象区域】

区域の境界		新町名
(あ) ～ (い) 線	大字界（大字坂浜・大字百村）	坂浜一丁目
(い) ～ (う) 線	大字界（大字坂浜・大字東長沼）	
(う) ～ (こ) 線	市街化区域界	
(こ) ～ (け) 線	市道924号線（道路を含まない。）	
(け) ～ (く) 線	市道921号線（道路を含まない。）	
(く) ～ (き) 線	市道1413号線（道路を含まない。）	
(き) ～ (か) 線	市道910号線（道路を含む。）	
(か) ～ (あ) 線	京王相模原線（鉄道敷を含む。）	
(か) ～ (き) 線	市道910号線（道路を含まない。）	坂浜二丁目
(き) ～ (く) 線	市道1413号線（道路を含む。）	
(く) ～ (け) 線	市道921号線（道路を含む。）	
(け) ～ (こ) 線	市道924号線（道路を含む。）	
(こ) ～ (え) 線	市街化区域界	
(え) ～ (お) 線	大字界（大字坂浜・坂浜三丁目）	
(お) ～ (か) 線	京王相模原線（鉄道敷を含む。）	



第97号議案

矢野口・東長沼・百村地区の一部における町の区域の新設及び字の区域の変更について

上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

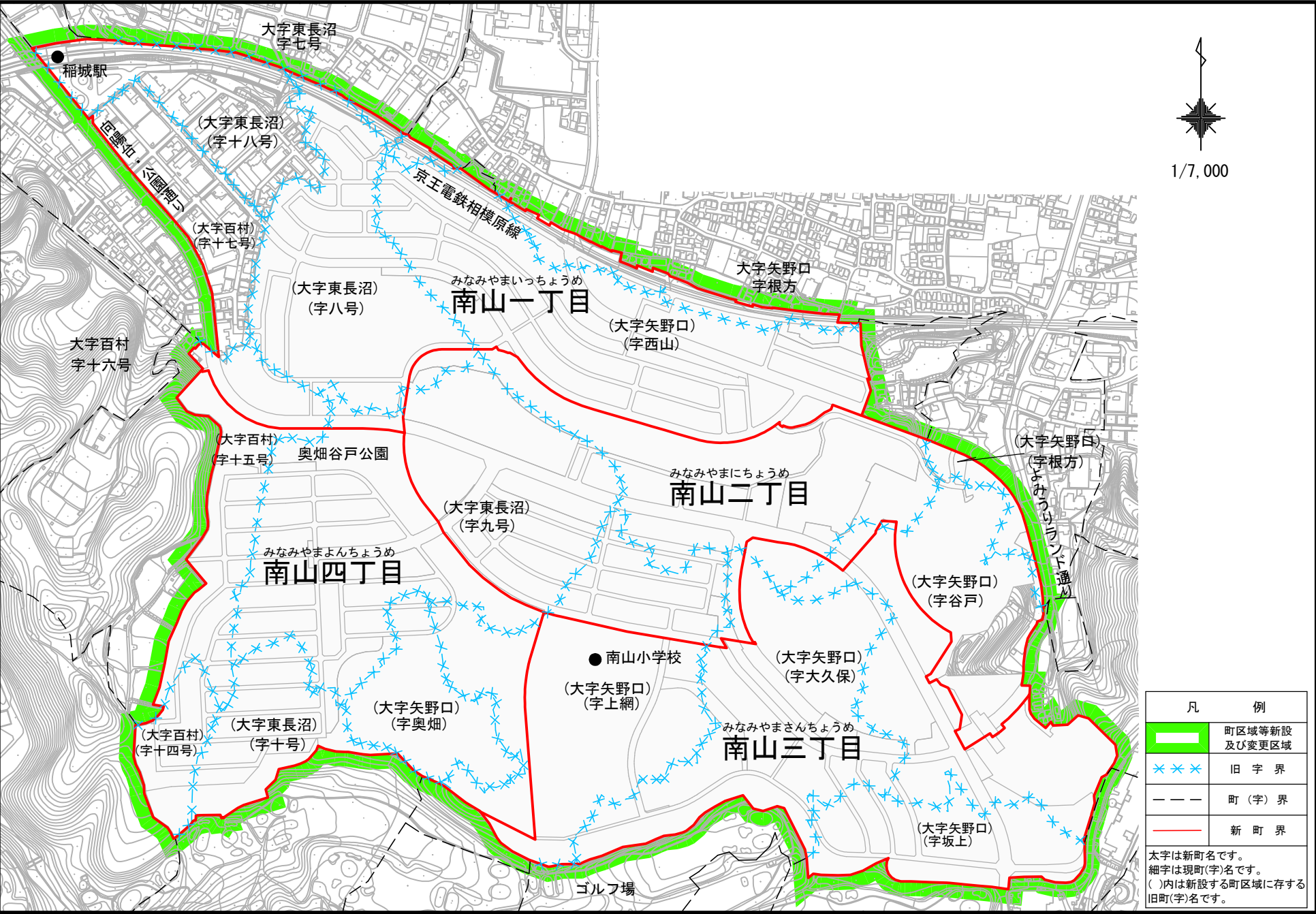
（提案理由）

矢野口・東長沼・百村地区の一部において町の区域を新設し、及び字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本案を提出する。

矢野口・東長沼・百村地区の一部における町の区域の新設及び字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、町の区域及び字の区域を別図のとおり新設し、及び変更する。

別図



稲城市町区域等新設調書

(土地の表示は令和 7 年 7 月 2 日現在による)

次の区域をもって、新たに^{みなみやまいっちょうめ}南山一丁目を画する。

町 名	地 番			
大字百村字十五号	1 4 5 7 番 1 の一部	1 4 5 7 番 2 の一部	1 4 5 8 番の一部	1 4 5 9 番 1 の一部
	1 4 6 0 番の一部	1 4 6 1 番 1 の一部	1 4 6 1 番 2 の一部	1 4 6 1 番 3 の一部
	1 4 6 2 番 1	1 4 6 2 番 2	1 4 6 3 番 1 の一部	1 4 6 3 番 2
	1 4 6 3 番 3	1 4 6 4 番 2	1 4 6 4 番 3	1 4 6 4 番 7
	1 4 6 4 番 9	1 4 6 4 番 1 1	1 4 6 4 番 1 2	1 4 6 4 番 1 4
	1 4 6 4 番 1 7 から 1 4 6 4 番 2 4 まで	1 4 6 4 番 2 5 の一部	1 4 6 4 番 2 6	1 4 6 4 番 2 7
	1 4 6 4 番 2 8 の一部	1 4 6 4 番 2 9	1 4 6 4 番 3 0 の一部	1 4 6 4 番 3 1
	1 4 6 6 番 1 1 から 1 4 6 6 番 1 3 まで	1 4 7 0 番 2 の一部	1 4 7 1 番の一部	
大字百村字十七号	1 6 2 3 番 1	1 6 2 3 番 2	1 6 2 4 番 1	1 6 2 4 番 3
	1 6 2 5 番 1	1 6 2 5 番 2	1 6 2 6 番 1 から 1 6 2 6 番 4 まで	1 6 2 7 番 1
	1 6 2 7 番 2	1 6 2 8 番 1 から 1 6 2 8 番 6 まで	1 6 2 9 番 1 から 1 6 2 9 番 1 4 まで	1 6 3 0 番 1 から 1 6 3 0 番 8 まで
	1 6 5 6 番	1 6 5 7 番 1	1 6 5 7 番 2	1 6 5 8 番
	1 6 5 9 番 1	1 6 5 9 番 2	1 6 6 0 番	1 6 6 1 番 1
	1 6 6 1 番 2	1 6 6 2 番	1 6 6 3 番	
大字東長沼字七号	2 1 4 3 番 8	2 2 1 2 番 3 から 2 2 1 2 番 5 まで	2 2 8 3 番 2	2 2 8 3 番 4
	2 3 8 3 番 6	2 3 8 3 番 7	2 3 8 7 番 4	2 3 8 8 番 1
	2 3 8 8 番 5			
大字東長沼字八号	2 4 0 6 番 1	2 4 0 6 番 3	2 4 0 6 番 4	2 4 0 6 番 8
	2 4 0 6 番 9	2 4 0 6 番 1 1	2 4 1 1 番 1 から 2 4 1 1 番 4 まで	2 4 1 2 番 1 から 2 4 1 2 番 9 まで
	2 4 1 3 番	2 4 1 4 番 2	2 4 1 4 番	2 4 1 5 番
	2 4 1 6 番 1 から 2 4 1 6 番 4 まで	2 4 1 7 番	2 4 1 8 番 1	2 4 1 8 番 2
	2 4 1 9 番	2 4 2 0 番	2 4 2 1 番 1	2 4 2 1 番 4 から 2 4 2 1 番 6 まで
	2 4 2 2 番 1 から 2 4 2 2 番 6 まで	2 4 2 3 番	2 4 2 4 番 1	2 4 2 4 番 2

	2 4 2 5 番	2 4 2 6 番 1 から 2 4 2 6 番 4 まで	2 4 2 7 番 1 から 2 4 2 7 番 5 まで	2 4 2 8 番から 2 4 3 7 番まで
	2 4 3 8 番 1	2 4 3 8 番 2	2 4 3 9 番	2 4 4 0 番 1
	2 4 4 0 番 2	2 4 4 1 番から 2 4 4 6 番まで	2 4 4 7 番イ	2 4 4 7 番ロ
	2 4 4 7 番 3	2 4 4 8 番	2 4 4 9 番 1 から 2 4 4 9 番 3 まで	2 4 5 0 番から 2 4 5 7 番まで
	2 4 5 8 番 1	2 4 5 8 番 2	2 4 5 9 番 1 から 2 4 5 9 番 4 まで	2 4 6 0 番から 2 4 6 3 番まで
	2 4 6 4 番 1 から 2 4 6 4 番 4 まで	2 4 6 5 番	2 4 6 6 番 1 から 2 4 6 6 番 3 まで	2 4 6 7 番から 2 4 7 1 番まで
	2 4 7 2 番 1	2 4 7 2 番 2	2 4 7 3 番	2 4 7 4 番
	2 4 7 5 番 1 から 2 4 7 5 番 3 まで	2 4 7 6 番	2 4 7 7 番の一部	2 4 7 8 番の一部
	2 4 8 0 番 1 の一部	2 4 8 0 番 2 の一部	2 4 8 1 番の一部	2 4 8 2 番の一部
	2 4 8 3 番から 2 4 8 6 番まで	2 4 8 7 番の一部	2 4 8 8 番の一部	2 4 8 9 番の一部
大字東長沼字九号	2 5 3 5 番 1 の一部	2 5 3 5 番 2 の一部	2 5 3 6 番 1 の一部	2 5 3 7 番の一部
	2 5 3 8 番	2 5 3 9 番の一部	2 5 4 0 番の一部	2 5 7 7 番 1 の一部
	2 5 7 8 番	2 5 7 9 番の一部		
大字東長沼字十八号	3 1 0 8 番 1	3 1 0 8 番 3	3 1 0 9 番	3 1 1 0 番 1
	3 1 1 0 番 2	3 1 1 1 番 1	3 1 1 1 番 3	3 1 1 2 番 1
	3 1 1 2 番 3	3 1 1 3 番 1 から 3 1 1 3 番 7 まで	3 1 1 4 番 1 から 3 1 1 4 番 1 3 まで	3 1 1 5 番 1 から 3 1 1 5 番 1 1 まで
	3 1 1 6 番から 3 1 1 8 番まで	3 1 2 7 番	3 1 2 8 番	3 1 2 9 番 1 から 3 1 2 9 番 3 まで
	3 1 3 0 番から 3 1 3 4 番まで			
大字矢野口字根方	2 6 9 3 番 3	2 6 9 4 番 1	2 6 9 4 番 4 から 2 6 9 4 番 6 まで	2 6 9 5 番 1 から 2 6 9 5 番 3 まで
	2 8 3 6 番	2 8 3 7 番 1	2 8 3 8 番 1	2 8 3 8 番 3
	2 8 3 8 番 4	2 8 3 9 番 1	2 8 3 9 番 2	2 8 4 3 番 1
	2 8 4 3 番 3	2 8 4 5 番 1	2 8 4 7 番 1	2 8 4 7 番 3 から 2 8 4 7 番 5 まで
	2 9 8 5 番 1	2 9 8 5 番 3	2 9 8 5 番 6 から 2 9 8 5 番 8 まで	2 9 8 6 番 1
	2 9 8 7 番 2	2 9 8 8 番 1 から 2 9 8 8 番 3 まで	2 9 8 8 番 1 0	2 9 8 8 番 1 1
	2 9 9 1 番 1	2 9 9 1 番 2	2 9 9 3 番 1 から 2 9 9 3 番 1 1 まで	2 9 9 4 番 1 から 2 9 9 4 番 1 1 まで

	2 9 9 5 番 1 から 2 9 9 5 番 7 まで	2 9 9 6 番 1 から 2 9 9 6 番 3 まで	2 9 9 7 番 2	2 9 9 8 番 3
	2 9 9 8 番 5	2 9 9 9 番 2 0	3 0 9 9 番 2	3 0 9 9 番 4
	3 1 0 0 番 1	3 1 0 0 番 2	3 1 0 4 番 3	3 1 1 3 番 2
	3 1 1 3 番 3	3 1 1 4 番 2	3 1 1 5 番 3	3 1 1 5 番 4
大字矢野口字西山	3 1 1 6 番 1	3 1 1 6 番 2	3 1 1 7 番 1 から 3 1 1 7 番 1 0 まで	3 1 1 8 番 1 から 3 1 1 8 番 1 6 まで
	3 1 1 9 番 1 から 3 1 1 9 番 7 まで	3 1 1 9 番 1 0	3 1 1 9 番 1 2 から 3 1 1 9 番 1 8 まで	3 1 1 9 番 2 0 から 3 1 1 9 番 4 1 まで
	3 1 1 9 番 4 2 の一部	3 1 1 9 番 4 3 の一部	3 1 1 9 番 4 4 から 3 1 1 9 番 4 6 まで	3 1 1 9 番 4 7 の一部
	3 1 1 9 番 4 8 の一部	3 1 1 9 番 4 9 の一部	3 1 1 9 番 5 0 から 3 1 1 9 番 5 3 まで	3 1 1 9 番 5 4 の一部
	3 1 1 9 番 5 5 の一部	3 1 1 9 番 5 6 の一部	3 1 1 9 番 5 7 から 3 1 1 9 番 6 0 まで	3 1 2 3 番 2 から 3 1 2 3 番 1 0 まで
	3 1 2 4 番 2 から 3 1 2 4 番 1 5 まで	3 1 2 4 番 1 6 の一部	3 1 2 4 番 1 9	3 1 2 4 番 2 0 の一部
	3 1 2 4 番 2 2	3 1 2 5 番 の一部	3 1 2 6 番 2 の一部	3 1 2 6 番 1 3 の一部
	3 1 2 9 番 1	3 1 2 9 番 2	3 1 3 0 番	3 1 3 1 番 1 から 3 1 3 1 番 4 まで
	3 1 3 1 番 6	3 1 3 1 番 7	3 1 3 1 番 9 から 3 1 3 1 番 1 1 まで	3 1 3 2 番 1
	3 1 3 2 番 4	3 1 3 2 番 5	3 1 3 3 番 1	3 1 3 3 番 4 から 3 1 3 3 番 1 8 まで
	3 1 3 4 番 2	3 1 3 4 番 6 から 3 1 3 4 番 8 まで	3 1 3 5 番 1	3 1 3 5 番 2 の一部
	3 1 3 6 番 3	3 1 3 6 番 4	3 1 3 6 番 5 の一部	3 1 3 6 番 6 の一部
	3 1 3 6 番 1 0 の一部	3 1 3 6 番 1 1 の一部	3 1 3 6 番 1 3 の一部	3 1 3 6 番 2 0 から 3 1 3 6 番 2 5 まで
	3 1 3 7 番 1 から 3 1 3 7 番 3 まで	3 1 3 7 番 8 の一部	3 1 3 7 番 9 の一部	3 1 3 7 番 1 0 から 3 1 3 7 番 2 1 まで
	3 1 3 7 番 2 2 の一部	3 1 3 7 番 2 3 の一部	3 1 3 7 番 2 4	3 1 3 8 番 2 から 3 1 3 8 番 6 まで
	3 1 3 8 番 8	3 1 3 8 番 1 0 から 3 1 3 8 番 1 3 まで	3 1 3 8 番 2 0	3 1 3 8 番 2 4 から 3 1 3 8 番 4 0 まで
	3 1 4 0 番 1 から 3 1 4 0 番 6 まで	3 1 4 1 番 1	3 1 4 1 番 2 の一部	3 1 4 1 番 3
	3 1 4 1 番 4	3 1 4 2 番 1 から 3 1 4 2 番 5 まで	3 1 4 3 番 1 から 3 1 4 3 番 3 まで	3 1 4 4 番
	3 1 4 5 番 3	3 1 4 5 番 8	3 1 4 6 番 7 の一部	3 1 5 7 番 3 の一部
	3 1 5 8 番 1 の一部	3 1 5 8 番 2 の一部	3 1 5 9 番 1 の一部	3 1 5 9 番 5 の一部
	3 1 7 0 番 1 の一部	3 1 7 0 番 5 の一部	3 1 7 0 番 9 の一部	3 1 7 0 番 1 0 の一部

	3 1 7 0 番 1 1	3 1 7 0 番 1 8 の一部	3 7 4 8 番	
上記の区域に介在する道路、水路である公有地の全部				

次の区域をもって、新たに^{みなみやまにちょうめ}南山二丁目を画する。

町 名	地 番			
大字東長沼字八号	2 4 7 7 番の一部	2 4 7 8 番の一部	2 4 7 9 番	2 4 8 0 番 1 の一部
	2 4 8 0 番 2 の一部	2 4 8 1 番の一部	2 4 8 2 番の一部	2 4 8 7 番の一部
	2 4 8 8 番の一部	2 4 8 9 番の一部		
大字東長沼字九号	2 4 9 0 番から 2 5 0 0 番まで	2 5 0 1 番 1 から 2 5 0 1 番 3 まで	2 5 0 2 番 1 から 2 5 0 2 番 4 まで	2 5 0 3 番から 2 5 0 7 番まで
	2 5 0 8 番 1 から 2 5 0 8 番 3 まで	2 5 0 9 番の一部	2 5 1 0 番 3 の一部	2 5 1 1 番 1 の一部
	2 5 1 1 番 2 の一部	2 5 1 2 番から 2 5 1 6 番まで	2 5 1 7 番 1 から 2 5 1 7 番 4 まで	2 5 1 8 番
	2 5 1 9 番	2 5 2 0 番 1 から 2 5 2 0 番 4 まで	2 5 2 1 番から 2 5 2 9 番まで	2 5 3 0 番の一部
	2 5 3 1 番から 2 5 3 4 番まで	2 5 3 5 番 1 の一部	2 5 3 5 番 2 の一部	2 5 3 6 番 1 の一部
	2 5 3 6 番 2	2 5 3 7 番の一部	2 5 4 1 番の一部	2 5 4 2 番
	2 5 4 3 番	2 5 4 4 番 2	2 5 4 4 番イ	2 5 4 4 番 3 の一部
	2 5 4 5 番から 2 5 5 0 番まで	2 5 5 1 番の一部	2 5 5 2 番の一部	2 5 5 3 番
	2 5 5 4 番 1 の一部	2 5 5 5 番 1 の一部	2 5 5 9 番 1 の一部	2 5 6 0 番の一部
	2 5 6 1 番の一部	2 5 6 2 番の一部	2 5 7 5 番 2 の一部	
大字矢野口字根方	2 4 2 2 番 1 の一部	2 4 2 3 番 1 の一部	2 4 2 4 番 1 の一部	2 4 2 5 番イ
	2 4 2 5 番口	2 4 2 6 番 1 の一部	2 4 2 6 番 3 の一部	2 4 2 6 番 4
	2 4 2 7 番 1 の一部	2 4 2 8 番 1 の一部	2 4 2 8 番 6 の一部	2 4 3 1 番の一部
	2 4 3 2 番の一部	2 4 3 4 番 1 の一部	2 4 3 4 番 3 の一部	2 4 3 5 番
	2 4 3 6 番	2 4 3 7 番の一部	2 4 3 8 番の一部	2 4 4 3 番 1 の一部
	2 4 4 5 番 3 の一部			
大字矢野口字西山	3 1 1 9 番 4 2 の一部	3 1 1 9 番 4 3 の一部	3 1 1 9 番 4 7 の一部	3 1 1 9 番 4 8 の一部

	3 1 1 9 番 4 9 の一部	3 1 1 9 番 5 4 の一部	3 1 1 9 番 5 5 の一部	3 1 1 9 番 5 6 の一部
	3 1 2 4 番 1 6 の一部	3 1 2 4 番 1 7	3 1 2 4 番 1 8	3 1 2 4 番 2 0 の一部
	3 1 2 4 番 2 1	3 1 2 5 番の一部	3 1 2 6 番 1	3 1 2 6 番 2 の一部
	3 1 2 6 番 5	3 1 2 6 番 7 から 3 1 2 6 番 9 まで	3 1 2 6 番 1 1	3 1 2 6 番 1 3 の一部
	3 1 2 6 番 1 4 から 3 1 2 6 番 2 4 まで	3 1 2 6 番 2 7	3 1 2 7 番 1 から 3 1 2 7 番 3 まで	3 1 3 5 番 2 の一部
	3 1 3 6 番 1	3 1 3 6 番 5 の一部	3 1 3 6 番 6 の一部	3 1 3 6 番 7
	3 1 3 6 番 9	3 1 3 6 番 1 0 の一部	3 1 3 6 番 1 1 の一部	3 1 3 6 番 1 2
	3 1 3 6 番 1 3 の一部	3 1 3 6 番 1 4 から 3 1 3 6 番 1 9 まで	3 1 3 7 番 8 の一部	3 1 3 7 番 9 の一部
	3 1 3 7 番 2 2 の一部	3 1 3 7 番 2 3 の一部	3 1 4 1 番 2 の一部	3 1 5 2 番 1 の一部
	3 1 5 2 番 2 の一部	3 1 5 3 番 1 の一部	3 1 5 3 番 2 の一部	3 1 5 4 番
	3 1 5 5 番	3 1 5 6 番の一部	3 1 5 8 番 1 の一部	3 1 5 8 番 2 の一部
	3 1 5 9 番 1 の一部	3 1 5 9 番 2	3 1 5 9 番 4	3 1 5 9 番 5 の一部
	3 1 5 9 番 6	3 1 5 9 番 7	3 1 6 0 番 1	3 1 6 0 番 2
	3 1 6 1 番から 3 1 6 9 番まで	3 1 7 0 番 1 の一部	3 1 7 0 番 2 から 3 1 7 0 番 4 まで	3 1 7 0 番 5 の一部
	3 1 7 0 番 6	3 1 7 0 番 9 の一部	3 1 7 0 番 1 0 の一部	3 1 7 0 番 1 8 の一部
	3 1 7 0 番 1 9 から 3 1 7 0 番 2 1 まで	3 1 7 1 番から 3 1 7 8 番まで	3 1 7 9 番の一部	3 1 8 0 番から 3 1 8 2 番まで
	3 1 8 3 番の一部	3 1 8 4 番の一部	3 1 8 5 番の一部	3 1 8 6 番の一部
	3 1 8 7 番の一部			
大字矢野口字谷戸	3 1 8 9 番の一部	3 1 9 1 番の一部	3 1 9 2 番から 3 1 9 6 番まで	3 1 9 7 番イ
	3 1 9 7 番ロ	3 1 9 8 番	3 1 9 9 番	3 2 0 0 番 1 の一部
	3 2 0 0 番 2 の一部	3 2 0 1 番 1	3 2 0 2 番 1 の一部	3 2 0 3 番 4 から 3 2 0 3 番 7 まで
	3 2 0 4 番	3 2 2 5 番 1 の一部	3 2 2 5 番 2 の一部	3 2 2 5 番 3 の一部
	3 2 3 3 番の一部			
大字矢野口字大久保	3 6 0 8 番の一部	3 6 0 9 番イの一部	3 6 0 9 番ロの一部	3 6 0 9 番ハの一部
	3 6 0 9 番ニの一部	3 6 0 9 番ホの一部	3 6 0 9 番ヘの一部	3 6 0 9 番トの一部

	3 6 0 9 番チの一部	3 6 0 9 番ヌの一部	3 6 0 9 番ルの一部	3 6 0 9 番ヲの一部
	3 6 0 9 番ワの一部	3 6 0 9 番カの一部	3 6 0 9 番ヨの一部	3 6 0 9 番タの一部
	3 6 1 0 番の一部	3 6 1 1 番の一部	3 6 1 2 番の一部	3 6 1 3 番の一部
大字矢野口字上網	3 6 1 4 番から 3 6 2 2 番まで	3 6 2 3 番イ	3 6 2 3 番ロ	3 6 2 4 番から 3 6 2 7 番まで
	3 6 2 8 番の一部	3 6 2 9 番の一部	3 6 3 0 番の一部	3 6 3 1 番
	3 6 3 2 番の一部	3 6 3 3 番の一部	3 6 3 4 番の一部	3 6 4 0 番の一部
	3 6 4 1 番の一部	3 6 4 3 番の一部	3 6 4 4 番の一部	3 6 4 5 番
	3 6 7 7 番 1 の一部	3 6 7 8 番の一部		
上記の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部				

次の区域をもって、新たに^{みなみやまさんちょうめ}南山三丁目を画する。

町 名	地 番			
大字東長沼字九号	2 5 0 9 番の一部			
大字矢野口字西山	3 1 5 3 番 1 の一部	3 1 5 3 番 2 の一部	3 1 7 9 番の一部	3 1 8 3 番の一部
	3 1 8 4 番の一部	3 1 8 5 番の一部	3 1 8 6 番の一部	3 1 8 7 番の一部
大字矢野口字谷戸	3 1 8 8 番	3 1 8 9 番の一部	3 1 9 0 番	3 1 9 1 番の一部
	3 2 0 0 番 1 の一部	3 2 0 0 番 2 の一部	3 2 0 2 番 1 の一部	3 2 1 0 番 4
	3 2 1 7 番 1 の一部	3 2 1 7 番 2	3 2 1 7 番 3	3 2 2 0 番 2
	3 2 2 1 番 1	3 2 2 1 番 2	3 2 2 2 番 1	3 2 2 2 番 2
	3 2 2 3 番 1	3 2 2 3 番 2	3 2 2 4 番 1 から 3 2 2 4 番 3 まで	3 2 2 5 番 1 の一部
	3 2 2 5 番 2 の一部	3 2 2 5 番 3 の一部	3 2 2 6 番から 3 2 3 1 番まで	3 2 3 2 番 1 から 3 2 3 2 番 3 まで
	3 2 3 3 番の一部	3 2 3 4 番 1 から 3 2 3 4 番 4 まで		
大字矢野口字坂上	3 2 9 4 番 1 の一部	3 2 9 7 番 2 から 3 2 9 7 番 7 まで	3 3 0 2 番 4	3 3 2 7 番
	3 3 2 8 番	3 3 3 0 番 4 から 3 3 3 0 番 6 まで	3 3 5 2 番 1	3 3 5 2 番 2
	3 3 5 3 番 1	3 3 5 3 番 2	3 3 5 4 番 1 から 3 3 5 4 番 4 まで	3 3 5 5 番から 3 3 5 9 番まで

	3 3 6 0 番 1	3 3 6 0 番 2	3 3 6 1 番 1	3 3 6 1 番 2
大字矢野口字大久保	3 5 6 4 番 1 から 3 5 6 4 番 3 まで	3 5 6 7 番 から 3 5 7 0 番 まで	3 5 7 1 番 1 から 3 5 7 1 番 3 まで	3 5 7 6 番 1
	3 5 7 6 番 2	3 5 8 1 番 から 3 5 8 4 番 まで	3 5 8 5 番 1	3 5 8 5 番 2
	3 5 8 6 番 から 3 5 9 6 番 まで	3 5 9 7 番 1	3 5 9 7 番 2	3 5 9 8 番 1
	3 5 9 8 番 2	3 5 9 9 番 1	3 5 9 9 番 2	3 6 0 0 番 から 3 6 0 7 番 まで
	3 6 0 8 番 の一部	3 6 0 9 番 1	3 6 0 9 番 2	3 6 0 9 番 イ の一部
	3 6 0 9 番 ロ の一部	3 6 0 9 番 ハ の一部	3 6 0 9 番 ニ の一部	3 6 0 9 番 ホ の一部
	3 6 0 9 番 ヘ の一部	3 6 0 9 番 ト の一部	3 6 0 9 番 チ の一部	3 6 0 9 番 ヌ の一部
	3 6 0 9 番 ル の一部	3 6 0 9 番 ヲ の一部	3 6 0 9 番 ワ の一部	3 6 0 9 番 カ の一部
	3 6 0 9 番 ヨ の一部	3 6 0 9 番 タ の一部	3 6 1 0 番 の一部	3 6 1 1 番 の一部
	3 6 1 2 番 の一部	3 6 1 3 番 の一部		
大字矢野口字上綱	3 6 2 8 番 の一部	3 6 2 9 番 の一部	3 6 3 0 番 の一部	3 6 3 2 番 の一部
	3 6 3 3 番 の一部	3 6 3 4 番 の一部	3 6 3 5 番	3 6 3 6 番 1 から 3 6 3 6 番 3 まで
	3 6 3 7 番 1	3 6 3 7 番 2	3 6 3 8 番 1	3 6 3 8 番 2
	3 6 3 9 番	3 6 4 0 番 の一部	3 6 4 1 番 の一部	3 6 4 2 番 1
	3 6 4 2 番 2	3 6 4 3 番 の一部	3 6 4 4 番 の一部	3 6 4 6 番 から 3 6 5 1 番 まで
	3 6 5 2 番 1 から 3 6 5 2 番 3 まで	3 6 5 3 番 1	3 6 5 3 番 2	3 6 5 4 番 1 から 3 6 5 4 番 3 まで
	3 6 5 5 番 1	3 6 5 5 番 2	3 6 5 8 番	3 6 5 9 番
	3 6 6 0 番 1	3 6 6 0 番 2	3 6 6 1 番	3 6 6 2 番 1
	3 6 6 2 番 2	3 6 6 3 番	3 6 6 4 番 1 から 3 6 6 4 番 3 まで	3 6 6 5 番
	3 6 6 6 番	3 6 6 7 番 1	3 6 6 7 番 2	3 6 6 8 番
	3 6 6 9 番 1	3 6 6 9 番 2	3 6 7 0 番 1 から 3 6 7 0 番 3 まで	3 6 7 1 番 1 から 3 6 7 1 番 3 まで
	3 6 7 2 番 1 から 3 6 7 2 番 3 まで	3 6 7 3 番	3 6 7 4 番 の一部	3 6 7 5 番 1 の一部
	3 6 7 5 番 2	3 6 7 6 番 1 の一部	3 6 7 6 番 2	3 6 7 7 番 1 の一部
	3 6 7 7 番 2 の一部	3 6 7 8 番 の一部	3 6 7 9 番 1	3 6 7 9 番 2 の一部

	3 6 7 9 番 3 の一部	3 6 8 5 番の一部	3 6 9 1 番の一部	3 6 9 2 番の一部
	3 6 9 3 番	3 6 9 4 番 1 の一部	3 6 9 4 番 2 の一部	3 6 9 5 番から 3 7 0 0 番まで
	3 7 0 1 番の一部	3 7 0 2 番	3 7 0 3 番	3 7 0 4 番の一部
	3 7 0 6 番の一部	3 7 0 7 番の一部	3 7 1 0 番の一部	3 7 1 5 番の一部
上記の区域に隣接介在する道路等である公有地の全部				

次の区域をもって、新たに^{みなみやまちょうめ}南山四丁目を画する。

町 名	地 番			
大字百村字十四号	1 3 9 7 番	1 3 9 8 番	1 4 0 9 番 1 から 1 4 0 9 番 7 まで	1 4 1 0 番イ
	1 4 1 0 番口	1 4 1 1 番 1 から 1 4 1 1 番 3 まで	1 4 1 2 番 1	1 4 1 2 番 2
	1 4 1 3 番から 1 4 1 7 番まで			
大字百村字十五号	1 4 2 0 番	1 4 2 9 番から 1 4 3 7 番まで	1 4 3 8 番 1	1 4 3 8 番 2
	1 4 3 9 番	1 4 4 0 番	1 4 4 2 番から 1 4 4 8 番まで	1 4 5 4 番
	1 4 5 5 番 1	1 4 5 5 番 2	1 4 5 6 番	1 4 5 7 番 1 の一部
	1 4 5 7 番 2 の一部	1 4 5 8 番の一部	1 4 5 9 番 1 の一部	1 4 5 9 番 2
	1 4 5 9 番 3	1 4 6 0 番の一部	1 4 6 1 番 1 の一部	1 4 6 1 番 2 の一部
	1 4 6 1 番 3 の一部	1 4 6 3 番 1 の一部	1 4 6 4 番 2 5 の一部	1 4 6 4 番 2 8 の一部
	1 4 6 4 番 3 0 の一部	1 4 6 9 番 2	1 4 7 0 番 1	1 4 7 0 番 2 の一部
	1 4 7 1 番の一部			
大字東長沼字九号	2 5 0 9 番の一部	2 5 1 0 番 1	2 5 1 0 番 2	2 5 1 0 番 3 の一部
	2 5 1 1 番 1 の一部	2 5 1 1 番 2 の一部	2 5 1 1 番 3 から 2 5 1 1 番 5 まで	2 5 3 0 番の一部
	2 5 3 7 番の一部	2 5 3 9 番の一部	2 5 4 0 番の一部	2 5 4 1 番の一部
	2 5 4 4 番 3 の一部	2 5 5 1 番の一部	2 5 5 2 番の一部	2 5 5 4 番 1 の一部
	2 5 5 4 番 2	2 5 5 5 番 1 の一部	2 5 5 5 番 2	2 5 5 5 番 3
	2 5 5 6 番 1 から 2 5 5 6 番 3 まで	2 5 5 7 番 1	2 5 5 7 番 2	2 5 5 8 番 1 から 2 5 5 8 番 3 まで

	2 5 5 9 番 1 の一部	2 5 5 9 番 2	2 5 6 0 番の一部	2 5 6 1 番の一部
	2 5 6 2 番の一部	2 5 6 3 番 1	2 5 6 3 番 2	2 5 6 4 番 1
	2 5 6 4 番 2	2 5 6 5 番 1	2 5 6 5 番 2	2 5 6 6 番 1 から 2 5 6 6 番 4 まで
	2 5 6 7 番 1 から 2 5 6 7 番 3 まで	2 5 6 8 番 1	2 5 6 8 番 2	2 5 6 9 番
	2 5 6 9 番 2	2 5 7 0 番 1 から 2 5 7 0 番 7 まで	2 5 7 1 番	2 5 7 2 番 1 から 2 5 7 2 番 1 2 まで
	2 5 7 3 番	2 5 7 4 番 1 から 2 5 7 4 番 9 まで	2 5 7 5 番 1	2 5 7 5 番 2 の一部
	2 5 7 6 番 1 から 2 5 7 6 番 3 まで	2 5 7 7 番 1 の一部	2 5 7 7 番 2	2 5 7 9 番の一部
	2 5 8 0 番 1 から 2 5 8 0 番 4 まで	2 5 8 1 番 1 から 2 5 8 1 番 3 まで	2 5 8 2 番から 2 6 0 3 番まで	2 6 0 4 番 1 から 2 6 0 4 番 5 まで
	2 6 0 5 番	2 6 0 6 番	2 6 0 7 番 1	2 6 0 7 番 2
	2 6 0 8 番	2 6 0 9 番 1 から 2 6 0 9 番 3 まで	2 6 1 0 番から 2 6 2 0 番まで	2 6 2 1 番 1
	2 6 2 1 番 2	2 6 2 2 番	2 6 2 3 番 1 から 2 6 2 3 番 4 まで	2 6 2 4 番
	2 6 2 5 番 1 から 2 6 2 5 番 4 まで			
大字東長沼字十号	2 6 2 6 番	2 6 2 7 番 1	2 6 2 7 番 2	2 6 2 8 番 1
	2 6 2 8 番 2	2 6 2 9 番から 2 6 3 1 番まで	2 6 3 2 番 1 から 2 6 3 2 番 1 0 まで	2 6 3 3 番 1 から 2 6 3 3 番 1 7 まで
	2 6 3 4 番 1 から 2 6 3 4 番 3 まで	2 6 3 5 番	2 6 3 6 番	2 6 3 7 番 1
	2 6 3 8 番	2 6 4 0 番 1	2 6 4 1 番 1 から 2 6 4 1 番 3 まで	
大字矢野口字上網	3 6 7 4 番の一部	3 6 7 5 番 1 の一部	3 6 7 6 番 1 の一部	3 6 7 7 番 1 の一部
	3 6 7 7 番 2 の一部	3 6 7 7 番 3	3 6 7 9 番 2 の一部	3 6 7 9 番 3 の一部
	3 6 8 0 番 1	3 6 8 0 番 2	3 6 8 1 番	3 6 8 2 番 1 から 3 6 8 2 番 3 まで
	3 6 8 3 番	3 6 8 4 番	3 6 8 5 番の一部	3 6 8 6 番から 3 6 8 8 番まで
	3 6 8 9 番イ	3 6 8 9 番ロ	3 6 9 0 番	3 6 9 1 番の一部
	3 6 9 2 番の一部	3 6 9 4 番 1 の一部	3 6 9 4 番 2 の一部	3 6 9 4 番 3
	3 6 9 4 番 4	3 7 0 1 番の一部	3 7 0 4 番の一部	3 7 0 5 番 1
	3 7 0 5 番 2	3 7 0 6 番の一部	3 7 0 7 番の一部	3 7 1 0 番の一部
	3 7 1 4 番	3 7 1 5 番の一部	3 7 1 6 番	

大字矢野口字奥畑	3 7 1 7 番から 3 7 2 5 番まで	3 7 2 6 番 1 から 3 7 2 6 番 4 まで	3 7 2 7 番から 3 7 3 2 番まで	3 7 3 3 番 1
	3 7 3 3 番 2	3 7 3 4 番 1	3 7 3 4 番 2	3 7 3 5 番から 3 7 3 7 番まで
	3 7 3 8 番 1	3 7 3 8 番 2	3 7 3 9 番から 3 7 4 6 番まで	3 7 4 7 番 1 から 3 7 4 7 番 3 まで
上記の区域に隣接介在する道路である公有地の全部				

議案概要説明書

議 案 番 号	第97号	担 当 課	都市建設部まちづくり再生課
件 名	矢野口・東長沼・百村地区の一部における町の区域の新設及び字の区域の変更について		

【概 要】

本案は、矢野口・東長沼・百村地区の一部において町の区域を新設し、及び字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

【対象区域】

旧町（字）名	新町名	備考
大字百村字十五号の一部、大字百村字十七号の一部、大字東長沼字七号の一部、大字東長沼字八号の一部、大字東長沼字九号の一部、大字東長沼字十八号の一部、大字矢野口字根方の一部及び大字矢野口字西山の一部	南山一丁目	稲城南山東部土地 区画整理事業区域 を含む。
大字東長沼字八号の一部、大字東長沼字九号の一部、大字矢野口字根方の一部、大字矢野口字西山の一部、大字矢野口字谷戸の一部、大字矢野口字大久保の一部及び大字矢野口字上網の一部	南山二丁目	
大字東長沼字九号の一部、大字矢野口字西山の一部、大字矢野口字谷戸の一部、大字矢野口字坂上の一部、大字矢野口字大久保の一部及び大字矢野口字上網の一部	南山三丁目	
大字百村字十四号の一部、大字百村字十五号の一部、大字東長沼字九号の一部、大字東長沼字十号の一部、大字矢野口字上網の一部及び大字矢野口字奥畑	南山四丁目	